

官報

号 外
国会会議録

令和七年六月六日

○第二百十七回国参議院會議録第二十五号

令和七年六月六日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十六号

令和七年六月六日

午前十時開議

第一 日本国の自衛隊とフィリピン軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 行政書士法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第四 資金決済に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

令和七年六月六日 参議院會議録第二十五号

○本日の會議に付した案件

一、環境影響評価法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(関口昌一君) これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、
環境影響評価法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。浅尾慶一郎環境大臣。

(国務大臣浅尾慶一郎君登壇、拍手)

○国務大臣(浅尾慶一郎君) ただいま議題となりました環境影響評価法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

環境影響評価法については、施行から四半世紀以上が経過し、環境影響評価の適用実績が着実に積み重ねられてきているところでありますが、今般、前回の改正法の施行から十年が経過したことから、同法の附則に定める施行状況の検討を行ったところ、次のような二つの課題が明らかになってきたところであります。

一点目は、今後、既存の工作物の建替えを行う環境影響評価の対象事業の割合が増加していくことが予想されているところ、現行法には、事業の位置や規模が大きく変わらない建替えに対する規定がなく、新規事業と同様に、事業位置の検討や周辺環境の調査を事業者に課しているところであります。

二点目は、過去の環境影響評価により得られた情報は、後続事業者による効果的な環境影響評価の実施等に資するものであるところ、現行法では環境影響評価に係る書類の公表がおおむね一か月程度に限られており、これらの情報を十分に活用できていないことでもあります。

本法律案は、このような背景を踏まえ、工作物の建替えに関する環境影響評価手続の見直しを図るとともに、環境影響評価手続において作成された書類に含まれる環境情報の活用を進めるものであります。

次に、本法律案の内容の概要について、主に二点御説明申し上げます。

第一に、工作物の建替えに関する事業、具体的には、既存の工作物を除却又はその使用を廃止し、同種の工作物を同一又は近接した区域に新設する事業については、配慮書の記載事項のうち事業実施想定区域の選定に係る調査、予測及び評価に関するものに代えて、既存の工作物による環境影響に関する調査結果を踏まえ、環境の保全のための配慮の内容を明らかにするものとします。これにより、適正な環境配慮を維持しつつ、事業の特性を踏まえた効果的・効率的な環境影響評価手続を実施することが可能となります。

第二に、環境影響評価手続において作成される書類について、現行法の規定による公表の期間後においても、これらの書類を作成した事業者等の同意を得た上で、環境大臣が公開できるものとし

ます。これにより、後続事業者による効果的な環境影響評価の実施や、事業の透明性の向上による地域の理解醸成に貢献します。

以上が、この法案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(関口昌一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。川田龍平君。

(川田龍平君登壇、拍手)

○川田龍平君 立憲民主・社民・無所属の川田龍平です。

ただいま議題となりました環境影響評価法の一部を改正する法律案について、会派を代表し、質問いたします。

冒頭、在日米軍横田基地で発生したPFAS汚染水の漏出について、防衛大臣及び環境大臣に伺います。

本件について、米軍は本年四月三十日に報告書を公表しましたが、報道によれば、米側は当初非公表とする意向であり、日本政府もそれに従ったとあります。これが事実だとすると、ゆゆしき事態です。

昨年六月には、日本政府も当然事案について把握していたと思われるが、政府は国民に対して漏出事故があった旨を伝える活動などは行っていないのか。事故発生から今日までの経緯について、事案を把握した時期、政府が取ってきた対応を含めて、防衛大臣、環境大臣に説明を求めます。

今回の在日米軍基地からの漏出事故に限らず、政府のPFAS対応については、情報公開と予防原則がないがしろにされており、不信感が募ります。PFASの食品健康影響評価についても、非公開会合において大事な議論が進められました。石破総理は本年三月二十八日の参議院予算委員会

において、私のPFASの水質基準はもう一度厳格に公開の場で議論するべきだという質問に対し、公開ということが大事であって、包み隠すことなくいろんな議論を公開していく、科学的見地に基づいて厳正に判断されるために政府として努力する旨答弁しています。

PFASに係る水質基準を決める議論や、漏出等の事故については、国民に分かりやすいように公開の場で情報発信していくべきであると考えますが、環境大臣に認識を伺います。

加えて、同報告書では、在日米軍のPCBを含む変圧器が米側で定められた手続によらず処分されていた件についても言及されていたとの報道もあります。

PFAS、PCBなどの問題は水質と土壤汚染に関わるものであり、規定違反の処理が行われていたというのは環境省としても看過できないものと考えますが、環境大臣の認識を伺います。

環境影響評価制度、環境アセス制度について伺います。

環境アセスは、開発と環境保全の二項対立から脱却し、持続可能で環境に調和した社会へ移行するための事業者と社会とのコミュニケーションツールとして有効であると考えます。しかし、普天間飛行場代替施設建設事業、リニア中央新幹線事業、神宮外苑再開発事業などにおける住民との対立、さらに、近年各地で発生している再エネトラブル等の状況を見ると制度が十分に機能しているとは言えず、多くの課題を抱えています。

人類が気候変動、生物多様性の損失、汚染という三つの危機に直面し、その克服が最重要課題となっている中、それぞれの危機への対応においては、トレードオフを回避、最小化し、シナジーをもたらすことが求められています。こうした時代の要請を背景に、環境アセス制度の重要性がより一層高まるとともに、制度の在り方を時代に即し

たものとしていくべきと考えますが、環境アセス制度の意義について環境大臣の認識を伺います。

本法律案については、制度改善の第一歩として一定程度評価いたしますが、制度運用に懸念や課題があるため、以下質問いたします。

手続が簡略される建て替え事業の事業種について、環境大臣に伺います。

本法律案は、既存工作物と位置や規模が大きく変わらない建て替え事業について、配慮書の記載事項を一部簡略化するものでありますが、中央環境審議会では、手続件数が増加傾向にあり、今後更なる導入拡大が期待される陸上風力発電を主眼に制度検討が行われていました。

しかし、提出された法律案では、対象となる事業種を、法アセスの対象となる事業種のうち公有水面の埋立て及び干拓を除く全ての事業種としているため、風力発電以外にも対象が拡大されることにに対し、原子力発電所や火力発電所の建て替え手続を簡略化するものではないかと懸念する声も上がっています。

対象事業種を拡大した理由及び風力発電以外の事業における手続の簡略化についても十分な検討はなされたのか、環境配慮を確保する上での問題は生じないのか、伺います。

次に、建て替え事業において求められる環境配慮の内容について環境大臣に伺います。

建て替え事業においては、環境アセス手続の効率化と同時に、環境保全の観点から、事業特性を踏まえた適切、適正な環境配慮の確保が不可欠です。本法律案では、配慮書の記載事項について、事業実施想定区域の周囲の概況等の記載を不要とする代わりに、建て替え事業に係る環境配慮の内容を記載することとしています。具体的に環境配慮の内容として何を求めていくのか、伺います。

その際、既存事業が実施されている現状からの改善、非悪化のみをもつて環境配慮とするのでは不十分です。あくまで既存事業を実施する前の環境を基準に、事業者は環境影響の回避、低減に努めるべきであり、それを担保するためには、既存事業による影響をどのように捉え、建て替え事業による影響をどのように評価すべきかを国が整理し、事業者に対し明確に示していくことが、環境配慮の確保及び手続の円滑化の両面から必要と考えます。今後の対応について伺います。

環境アセスを実施していない建て替え事業における環境配慮の確保について、環境大臣に伺います。

本法律案では、過去に環境アセスを実施しているかどうかにかかわらず、位置や規模が大きく変わらない建て替え事業を手続見直しの対象とし、事業実施想定区域の選定に係る周囲の概況調査等を不要としています。しかし、法アセスの対象となる前に設置された風力や太陽光発電事業など環境アセスが実施されていない事業においては、周囲の概況や既存事業による環境影響の状況が確実に把握されているとは限りません。

こうした建て替え事業については、周囲の概況調査や環境アセス手続における事後調査に相当する調査を求めるなど、手続を実施した事業とは区別して、必要となる環境配慮の内容を示していくことが必要であると考えますが、環境配慮の確保に向けた方策を伺います。

次に、アセス図書の継続公開の義務化について、文部科学大臣及び環境大臣に伺います。

本法律案では、アセス図書の継続公開に事業者の同意を必要としています。これは、アセス図書が著作権法の著作物に該当するためと承知しています。しかし、アセス図書が公的手続を経て作成された公共性の高い文書であって、科学的視点に立脚し作成された成果物であることに鑑みると、国民的情報資産として公開を義務化することの国

民的利益は大きいと考えます。本法律案成立後、その施行状況を検証し、場合によってはアセス図書を著作権法の適用除外とすることの検討も必要と考えます。

まず、なぜアセス図書を著作権法の適用除外とすることが難しいのかについて、文部科学大臣に伺います。

また、アセス図書の継続公開の義務化について、環境大臣に見解を伺います。

次に、戦略的環境影響評価の導入について、環境大臣に伺います。

個別事業の計画、実施に枠組みを与える上位の計画や政策の検討段階を対象とした戦略的環境影響評価、SEAの制度化は日本において長年の課題となっており、環境影響評価法制定時の附帯決議、前回改正時の衆議院の附帯決議において政府に対し検討を要請しています。しかし、SEAは法制化されておらず、本格的な検討も長年実施されていません。衆議院環境委員会の参考人質疑では、四人中三人の参考人がSEAの必要性について言及しています。

日本においても戦略的環境影響評価を制度化すべきであり、導入に向けた本格的な議論を早急に開始する必要があると考えますが、見解を伺います。

次に、環境アセス制度の早期見直しの必要性については環境大臣に伺います。

本法律案の附則では、環境アセス手続には五年から六年を要することから、改正後の規定に関する検討時期を法施行後十年としています。しかし、中央環境審議会における議論では、見直し期間が十年では変化の速い社会状況に制度が付いていけなくなると指摘されています。また、衆議院環境委員会の参考人質疑でも、三年又は五年程度で見直しが適当と述べられました。

今回の制度見直しが二〇三五年になってしまう

と、ネットゼロ実現に向け、地域の資源を生かした再エネ中心の地域循環型社会環境への転換が求められる中、アセスメント制度が現行のままでは、気候変動や生物多様性関連の目標達成の足かせとなることも懸念されます。

中央環境審議会では整理された論点について、早急に検討を開始し、必要な法改正は十年を待たずに行うべきです。時代に即した制度としていくには不断の見直しが必要です。見直し期間を五年とすることに付いて答弁を求めます。

次に、オース条約について、外務大臣及び環境大臣に伺います。

環境に関する、情報へのアクセス、意思決定における市民参加及び司法へのアクセスに関する条約、いわゆるオース条約は一九九八年に採択され、二〇〇一年に発効していますが、日本はいまだに批准していません。私は、同条約を批准できていないことが環境アセス制度が十分に機能していない問題の根底にあると考えています。

環境問題がより適切に解決されるためには、市民の積極的な参加が不可欠です。地域の理解を得られなければ、再エネの導入拡大は進みません。このままでは、気候危機や生物多様性の損失を将来世代に押し付けることとなります。オース条約を早期に批准し、環境影響評価法を始めとする必要な国内法の整備を進める必要があると考えます。

なぜいまだに日本は同条約を批准していないのか、外務大臣、その理由をお答えください。

また、環境大臣に、オース条約に対する認識、さらに、内閣における環境行政の責任者である環境大臣として、条約の批准に向けて政府内の議論を牽引していくつもりはないのか、伺います。

オース条約に関連して、環境政策に係る多様な市民参画プロセスの担保について、環境大臣に伺います。

政府がパブリックコメントの大量投稿を問題視し、投稿の制限などの対策を検討していることが報じられています。AIを使った機械的な投稿への対応は必要ですが、ナショナルミニマムとしてのパブリックコメントの投稿規制を検討するのではなく、意味のある市民参加の機会及びその結果の政策への反映こそ検討すべきであります。今後のパブリックコメントへの対応及び多様な市民参画の担保について、環境大臣の見解を伺います。

最後に、一言申し上げます。

公害も被害も同じです。企業の利益、経済を優先させた結果、多くの人の命と健康を奪ってきました。また、人間だけでなく、動物や植物に対してもです。被害エイズと同じ過ちを二度と繰り返さないために、私は国会議員になりました。

しかし、今も史上最大の被害、新型コロナウイルス、遺伝子製剤の被害は広がっており、多くの人が苦しんでいます。新型コロナウイルスによる予防接種健康被害の死亡認定件数は千件を超え、副作用疑い報告数も二千人を超えました。もはや一刻の猶予もありません。

また、海外に目を向ければ、パレスチナ・ガザでは紛争により、一日、三十人以上が死亡し、百五十人以上がけがをしているという事です。

た。米不足の折、食料安全保障が求められる今こそ、何とぞ皆さんの力を貸してください。今国会での成立をよろしく願います。

一人一人は数字ではなく、一人一人に名前があり、その人の家族、人生があります。私たちは、一人一人に思いをはせ、誰一人切り捨てることなく、一国の経済的利益よりも、人の命、健康、人権と、動物や植物など環境を重視する社会を今こそ再考の府、良識の府参議院として議論するべきではないでしょうか。

私は、今、生物種、種、命の源が絶滅の危機に瀕しています、そのことを危惧しております。一日、衆議院に、在来種の保全と活用、農業者と地域を守り、持続可能な循環型農業を守るローカルフード法案を四党派で共同提出いたしましたし

先させた結果、多くの人の命と健康を奪ってきました。また、人間だけでなく、動物や植物に対してもです。被害エイズと同じ過ちを二度と繰り返さないために、私は国会議員になりました。

○国務大臣 浅尾慶一郎君 川田龍平議員から、米軍横田飛行場におけるPFOS等の漏出事案についてのお尋ねがありました。

お尋ねの事案については、二〇二三年十一月の報道を受け、防衛省から米側へ事実確認をしたところと承知しております。

次に、PFASに係る情報発信についてのお尋ねがありました。

PFOS等に係る水道水質基準化については、これまで中央環境審議会等で議論を重ねてまいりましたが、これらにおける議論及び会議資料については環境省ホームページで公開されております。また、お尋ねの漏出等の事故の有無にかかわらず、公共用水域や地下水におけるPFOS等については、水質汚濁防止法に基づく常時監視の一環として全国の地方自治体においてモニタリングを行っており、その結果を取りまとめた環境省のホームページで公開しております。

また、国や自治体、国民の皆様が環境保全の見地から意見を述べる機会を確保するとともに、免許等の実施権者が環境影響評価の結果を免許等の審査に反映させることを求めており、事業が環境保全に十分配慮して行われることを担保しています。

このように、環境影響評価制度は、我が国における環境保全を進めていく上で非常に意義のある制度であると考えています。

次に、本法律案における風力発電事業以外の事業種の取扱いについてお尋ねがありました。

既存工作物と位置や規模が大きく変わらない工作物を新設しようとする建て替え事業については、審議会でも御議論をいただいた上で、事業種にかかわらず、既存工作物の環境影響に関する調査結果を活用することで、より効果的かつ効率的な環境影響評価を実施することが可能になると考えています。このため、本法律案における手続の適正化は、工作物の建て替えが想定される事業種全てを対象とすることが適当と考えています。

また、環境影響評価制度の意義についてお尋ねがありました。

環境影響評価制度は、事業者自らが事業の実施前に環境への影響評価を実施し、環境の保全の観点から、より良い事業計画を作り上げていくための手続を定めたものであります。一連の手続において、人の健康や生活環境の保全、生物多様性や人と自然との豊かな触れ合いの確保、環境負荷の低減といったそれぞれの観点から、調査、予測、評価を実施するとともに、影響に応じて環境要素間の影響についても検討を行うこととしております。

また、環境影響評価制度の意義についてお尋ねがありました。

環境影響評価制度は、事業者自らが事業の実施前に環境への影響評価を実施し、環境の保全の観点から、より良い事業計画を作り上げていくための手続を定めたものであります。一連の手続において、人の健康や生活環境の保全、生物多様性や人と自然との豊かな触れ合いの確保、環境負荷の低減といったそれぞれの観点から、調査、予測、評価を実施するとともに、影響に応じて環境要素間の影響についても検討を行うこととしております。

また、環境影響評価制度の意義についてお尋ねがありました。

環境影響評価制度は、事業者自らが事業の実施前に環境への影響評価を実施し、環境の保全の観点から、より良い事業計画を作り上げていくための手続を定めたものであります。一連の手続において、人の健康や生活環境の保全、生物多様性や人と自然との豊かな触れ合いの確保、環境負荷の低減といったそれぞれの観点から、調査、予測、評価を実施するとともに、影響に応じて環境要素間の影響についても検討を行うこととしております。

また、環境影響評価制度の意義についてお尋ねがありました。

環境影響評価制度は、事業者自らが事業の実施前に環境への影響評価を実施し、環境の保全の観点から、より良い事業計画を作り上げていくための手続を定めたものであります。一連の手続において、人の健康や生活環境の保全、生物多様性や人と自然との豊かな触れ合いの確保、環境負荷の低減といったそれぞれの観点から、調査、予測、評価を実施するとともに、影響に応じて環境要素間の影響についても検討を行うこととしております。

また、環境影響評価制度の意義についてお尋ねがありました。

環境影響評価制度は、事業者自らが事業の実施前に環境への影響評価を実施し、環境の保全の観点から、より良い事業計画を作り上げていくための手続を定めたものであります。一連の手続において、人の健康や生活環境の保全、生物多様性や人と自然との豊かな触れ合いの確保、環境負荷の低減といったそれぞれの観点から、調査、予測、評価を実施するとともに、影響に応じて環境要素間の影響についても検討を行うこととしております。

また、環境影響評価制度の意義についてお尋ねがありました。

環境影響評価制度は、事業者自らが事業の実施前に環境への影響評価を実施し、環境の保全の観点から、より良い事業計画を作り上げていくための手続を定めたものであります。一連の手続において、人の健康や生活環境の保全、生物多様性や人と自然との豊かな触れ合いの確保、環境負荷の低減といったそれぞれの観点から、調査、予測、評価を実施するとともに、影響に応じて環境要素間の影響についても検討を行うこととしております。

また、環境影響評価制度の意義についてお尋ねがありました。

環境影響評価制度は、事業者自らが事業の実施前に環境への影響評価を実施し、環境の保全の観点から、より良い事業計画を作り上げていくための手続を定めたものであります。一連の手続において、人の健康や生活環境の保全、生物多様性や人と自然との豊かな触れ合いの確保、環境負荷の低減といったそれぞれの観点から、調査、予測、評価を実施するとともに、影響に応じて環境要素間の影響についても検討を行うこととしております。

また、環境影響評価制度の意義についてお尋ねがありました。

環境影響評価制度は、事業者自らが事業の実施前に環境への影響評価を実施し、環境の保全の観点から、より良い事業計画を作り上げていくための手続を定めたものであります。一連の手続において、人の健康や生活環境の保全、生物多様性や人と自然との豊かな触れ合いの確保、環境負荷の低減といったそれぞれの観点から、調査、予測、評価を実施するとともに、影響に応じて環境要素間の影響についても検討を行うこととしております。

また、環境影響評価制度の意義についてお尋ねがありました。

また、建て替え事業については、風力発電事業以外の事業も含め、事業実施想定区域を選定する際に必要となる周囲の概況などの調査は不要とする一方で、既存事業の環境影響を考慮した環境配慮の内容を配慮書に記載しなければならないこととしています。これにより、適正な環境配慮を維持しつつ、建て替え事業の特性を踏まえた配慮書手続の適正化を図ることができると考えています。

次に、建て替え事業に係る配慮書に記載する環境配慮の内容についてお尋ねがありました。

御指摘の環境配慮の内容については、既存事業の環境影響を考慮した内容について記載しなければならないこととしております。

具体的には、今後、法に基づく下位法令等で定めることとしていますが、例えば、既存の風力発電事業においてバードストライクの発生が確認されているような場合には、鳥類の衝突を回避するため風車の配置等を見直す旨の方針等が示される必要があると考えており、有識者等の御意見を伺いながら検討を進めてまいります。

次に、既存事業による影響の把握や建て替え事業による影響の評価手法の整理についてお尋ねがありました。

既存事業の環境影響を把握するための手法や当該影響を踏まえた環境配慮の検討に関する考え方等については、法に基づく下位法令等で定めることとしています。今後、この下位法令等を定めていく際には、建て替え事業に係る適正な環境配慮の確保及び手続の円滑化がなされるよう、有識者等の意見も踏まえながら検討を進めるとともに、その手法や考え方等については、事業者を含めた関係者に対して明確に示すことができるよう努めてまいります。

次に、過去に環境影響評価を実施していない既存事業の建て替えに係る環境配慮の確保について

お尋ねがありました。

建て替え事業については、過去に環境影響評価を実施しているか否かにかかわらず、既存事業が現に環境に及ぼしている影響に関する調査結果や情報を活用することで、より効果的、効率的に環境配慮をすることが可能であることから、本法律案による手続の見直しの対象としています。

仮に、事業者による既存事業の環境影響の把握や、建て替えに係る環境配慮の内容が不十分であると判断される場合には、既存事業の環境影響を把握するための調査、予測の再実施や、事業計画の見直しも含めた環境大臣意見を述べることで、適正な環境配慮を確保してまいります。

次に、環境影響評価図書継続公開についてお尋ねがありました。

環境影響評価図書に含まれる情報は、後続の事業者による効果的なアセスの実施や、累積的な影響の評価への活用、透明性の向上による関係者の理解醸成につながることから、環境影響評価図書を継続的に公開することは環境保全の観点から重要であると考えています。こうした制度の趣旨について丁寧の説明することで、より多くの事業者の方々に継続公開に御協力いただけるよう努めてまいります。

次に、戦略的環境影響評価制度の導入に向けた検討についてお尋ねがありました。

戦略的環境影響評価については、早期段階の効果的な環境配慮の確保や、地域における適切なコミュニケーションの推進等を図る観点から、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域制度の導入や、計画段階での環境配慮を可能とする再エネ海域利用法に基づく仕組みの導入などの取組を進めています。

本法律案の検討に際して中央環境審議会からいただいた答申でも、これらの取組は戦略的環境影響評価の趣旨に資するものとされており、

引き続き、こうした取組に加え、更なる知見の収集等に努めてまいります。

次に、環境影響評価制度の早期の見直しの必要性についてお尋ねがありました。

改正法案の規定に基づく施行状況についての検討は、改正事項の効果を検証した上で実施する必要がありますが、一般に環境影響評価手続には五、六年を要し、また、その後の工事期間や工作物の供用開始までの期間などを含めれば更に期間を要します。そのため、五年では改正事項の効果検証に必要な期間を確保することは難しく、本法律案の規定に基づく施行状況についての検討時期は、施行後十年とすることが現実的と考えています。

他方、中央環境審議会による答申には、本改正事項の一つである環境影響評価図書の継続公開を始め、直ちに制度的な措置を講ずるべき事項から中期的な検討を要する事項まで、様々な性質のものが含まれています。

答申の内容を踏まえ、今年度以降、順次速やかに検討を進めるとともに、社会状況等の変化を踏まえた新たな課題についても迅速に対応してまいります。

次に、オフィス条約に対する認識等についてお尋ねがありました。

欧州地域を中心として結ばれているオフィス条約は、環境政策をより国民の立場に立ったものにしていくという点から、重要な示唆が含まれていると認識しています。

他方、オフィス条約の批准については、我が国の状況に合った形で反映することが可能かどうか、他国における実施状況なども踏まえながら慎重に検討する必要があると考えています。

最後に、パブリックコメントへの対応及び多様な市民参画の担保についてお尋ねがありました。パブリックコメントについては、意見の数では

なく、その内容に着目するものであるとの制度趣旨を踏まえ、引き続き提出いただいた御意見を十分に考慮してまいります。

また、市民参画については、個別の法制度等において具体化されるものもあり、例えば環境影響評価法においては、事業者に対し説明会の実施や国民から広く意見を聴取する機会の確保を義務付けています。

いずれにしても、環境政策の推進に際しては、広く国民の方々の声にしつかりと耳を傾けながら進めていくことができるよう取り組んでまいります。(拍手)

(国務大臣中谷元君登壇、拍手)

○国務大臣(中谷元君) 川田龍平議員にお答えをいたします。

二〇二三年一月に発生した横田飛行場におけるPFOs等が含まれた水の漏出事案についてお尋ねがありました。

お尋ねの事案につきましては、米側から情報提供がなかったため、二〇二三年十一月の報道を受けまして、防衛省から米側に事実関係の確認を行っているとあります。

防衛省としましては、できる限り早期に回答が得られるよう米側に働きかけをしてきており、回答が得られ次第、関係自治体に情報提供したいと考えております。(拍手)

(国務大臣あべ俊子君登壇、拍手)

○国務大臣(あべ俊子君) 川田議員にお答えいたします。

アセス図書の著作権法上の扱いについてお尋ねがありました。

著作物に当たるものは、一部の例外を除き、著作権法上、保護を受けます。また、原則として、著作権者の許諾を得れば、著作物の利用が可能です。アセス図書の公開については、こうした考え方も踏まえ、環境省において整理を行い、必要な

措置を図っているものと承知しております。
(拍手)

(国務大臣岩屋毅君登壇、拍手)

○国務大臣 岩屋毅君 川田龍平議員にお答えいたします。

オーフス条約についてのお尋ねがありました。同条約は、一九九八年にデンマーク・オーフス市で開催された国連欧州経済委員会で採択されました。その内容としては、環境に関する情報へのアクセス権、政策決定への参加権、司法へのアクセス権を締約国が自国民に保障するものであり、現在、欧州諸国を中心に四十八か国が締結していることと承知しております。

我が国が仮に同条約を締結する場合、その国内実施のためには国内法制度との関係を検討する必要がありますが、ごさいます。

外務省としては、締約国の条約実施状況や他国の締結状況等を見極めつつ、慎重に検討する必要がありますが、ごさいます。(拍手)

○議長 関口昌一君 串田誠一君。

(串田誠一君登壇、拍手)

○串田誠一君 日本維新の会の串田誠一です。ただいま議題となりました環境影響評価法の一部を改正する法律案について、会派を代表し、質問いたします。

本改正案は建て替えによる環境への影響に主眼を置いていますが、再生エネルギーそのものへの問題も取り組む必要があります。この観点から質問していきます。

まず、太陽光パネルなどの廃棄物のリサイクル問題について質問いたします。

日本で使用されている太陽光パネルは九五％が海外製であり、そのうち中国製は八割を占めています。全ての成分が公開されているわけではなく、特に有害物質とされている鉛、セレン、カド

ミウムなどの含有量が明示されていない場合があります。

環境委員会では太陽光パネルのリサイクル工場を視察する機会をいただきましたが、廃棄物処理業者は、有害物質の情報がなくリサイクルが難しく、埋立処分を行っているケースが多いと懸念を示していました。

そこで、環境影響評価においては、作動している工作物だけでなく、それを廃棄する際に環境へ及ぼす影響も配慮していくべきであると思いますが、環境大臣にお聞きします。

次に、製造プロセスについて質問します。

中国では多結晶シリコンの製造に石炭火力発電が使用されることが多いと言われており、製造過程で放射性物質や大気汚染物質である二酸化硫黄、窒素酸化物、二酸化炭素が発生する可能性が指摘されています。

そこで、地球温暖化や環境に配慮するために再生エネルギーを高める目的で進められている事業が、逆に環境に悪影響を与えるものになっているのではないのでしょうか。環境大臣の考えをお聞きします。

今年五月、ロイターによると、中国製の太陽光システムのインバーターやバッテリーに、製品の仕様書に記載のない通信機器が過去九か月間に複数の製品から発見されたと報道されました。これらの装置は、遠隔操作を通じて電力網を不安定化させ、大規模な停電を引き起こす可能性があるとして、関係者は、事実上、送電網を物理的に破壊する方法が組み込まれていたとコメントしていたとされています。米国エネルギー省では専門家がサイバーセキュリティの脆弱性を調査していると報じられています。

そこで、我が国はこの問題について認識しているのか、また調査をしているのか、経済産業大臣にお聞きをします。

森の一面を覆う太陽光パネル、野生動物のすみかを破壊する風力発電、そのいずれも外国製であり、リサイクル困難なものが利用されています。

太陽光パネルも、森林ではなく、ビルや住宅地の屋根、あるいはこれまでシリコン型パネルでは利用できなかった場所に対して開発を進める必要があります。

その弾力性により湾曲した面にも使用可能な太陽光パネルであるフレキシブル太陽光パネル、特にペロブスカイト太陽電池については、日本が技術開発と国産化で先行していると思います。ペロブスカイト太陽電池は、薄くて軽量、柔軟性があることから、従来のシリコン型パネルでは利用できなかった場所にも設置可能な次世代技術であり、日本が世界をリードしています。日本はペロブスカイト太陽電池の主要材料であるヨウ素の世界第二位の生産国であり、供給網の安定性から国産化に有利です。

せっかくリードしていたのに、世界に追い付かれ、追い越されてきたのが半導体分野ではないでしょうか。再生エネルギー分野は今後も世界的に発展が予想されます。このリードを更に広げて圧倒的なシェアを築き、他国がこの分野から撤退せざるを得ない状態になるまで国力を注ぐべきであると思いますが、環境大臣の見解をお聞きします。

風力発電について質問します。風力発電においても、中国、デンマーク、米国、ドイツ、スペインなどの外国製品が主流です。日本企業でも、かつては三菱重工業や日立製作所が風車を製造していた時期がありましたが、撤退してしまいました。

太陽光パネルについても言えることですが、日本の基幹産業ともいうべきエネルギー部門を外国製品で賄うということは、エネルギー安全保障上の観点から問題だと思います。

そこで、日本の企業が撤退をせざるを得なくなった原因と、そのときに国として何か対策ができたのではないかと、なぜ国内製品を用いたエネルギー政策を進めなかったのか、その理由を経済産業大臣にお聞きします。

送電ロス対策について質問します。

再生エネルギーの比重を高めることは、例えば風力発電の場合、大量の電力を消費地である都市部に送電することになり、既に北海道から都内への送電が経済産業省によって検討されています。しかし、送電網が長くなることは、送電ロスが増えることを意味します。この点、超電導送電は、液体窒素が冷却することで抵抗をほぼゼロにし、従来の銅、アルミケーブルよりはるかに効率的に送電可能であるとされています。また、高圧直流送電は長距離送電に適していると言われていいます。

これらの送電技術に関する国内の研究成果などを経済産業大臣にお聞きします。

大型の風力発電では、消費地との距離が長くなるため、災害が発生した場合には供給ができなくなるリスクが高くなります。これに対して、国内で開発、製造が期待できる小型風力発電は、ビルなどに設置することも可能であり、発電場所と消費地が隣接していて、送電ロスを極力少なくすることができそうです。まさに、エネルギーの地産地消です。また、森林を破壊せず、災害時においても、個別の風力発電により電力の発生源が独立しているため、電力網の分断は避けられます。

そこで、小型風力発電の国内企業への支援を高めて、再生エネルギーを国内で賄える体制づくりを進めるべきであると思いますが、環境大臣の見解をお聞きします。

次に、風力発電と野生動物との関連について質問します。風車の回転ブレードに鳥が衝突して死亡する、

いわゆるバードストライクが報告されています。特に、オジロワシやオオタカなどの猛禽類の絶滅危惧種が風力発電所付近で衝突死した事例が北海道などで報告されています。風力発電所の建設により、渡り鳥の飛行ルートや採餌場が分断されることも指摘されています。

また、風車の回転による低周波音や振動が人へ及ぼす悪影響を考慮し、設置場所としては山林の尾根伝いなどが選定されやすいですが、野生動物への悪影響は考慮されているのでしょうか。

確かに、近隣住民への影響は少なくなるかもしれませんが、人と動物の共生を実現するためには、野生動物のすみかを確保することが大前提です。しかしながら、人間の生活環境ばかりを重視する余り、野生動物の生活圏にまで侵害することになってしまっているのが現実ではないでしょうか。

本改正は野生動物を保護する配慮が行われているのか、環境大臣にお聞きします。

エネルギー政策は、日本の将来にとって極めて重要です。特に、エネルギー安全保障の観点からは、食料における自給率と同様に、海外に過度に依存しない体制づくりが必要になってきます。ペロプスカイト太陽電池や小型風力発電は環境に優しく、国際的な潮流にも合致しています。世界シェアを勝ち取ることが期待できるものであり、日本の一大産業として発展する可能性も秘めています。

加えて、地熱資源量では世界第三位であり、深層部まで掘削することで立地場所を選ばない、環境にも優しい次世代地熱発電の技術開発が進められています。

環境影響評価は何のためにあるのでしょうか。これまでの地球環境を持続させることではないのでしょうか。そのために、人と動物との共生社会の実現が大切です。再生エネルギーも、人間の暮

らしやすさだけを基準に考えるのではなく、動物にとつての生活圏を守りながら進めていかなければならないと思っています。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣浅尾慶一郎君登壇、拍手)

○国務大臣(浅尾慶一郎君) 串田議員から、工作物の廃棄に関する環境影響評価についてお尋ねがありました。

環境影響評価法においては、工作物の新設等に伴って発生する廃棄物のほか、当該事業の実施後に工作物の撤去又は廃棄が予定される場合には、これらの撤去又は廃棄に伴って発生する廃棄物についても、事業者により実行可能な範囲内で、環境影響を回避、低減するための措置を検討することを求めています。

このように、現行法においても、廃棄物の排出抑制やリサイクルを含む環境保全措置に係る検討が事業者によって実施されることを確保しているところであり、引き続き丁寧な制度の運用に努めてまいります。

次に、再生エネルギーによる環境への悪影響についてお尋ねがありました。

再生エネルギーについては、発電時のみならず、発電設備の製造の段階を含め、環境負荷の低減が図られることが望ましいと考えており、太陽光パネルの製造に際しても、製造拠点のあるそれぞれの国の関係法令に従って環境保全が図られるべきものと認識しております。

その上で、我が国において再生エネルギーを実施するに当たっては、環境に適正に配慮され、円滑な地域の合意形成が図られることが重要です。

このため、環境省としては、環境影響評価制度の運用を通じた再生エネルギーによる適正な環境配慮の確保や、自然公園法を始めとした保護制度の適切な運用等に取り組んでいるところであります。

今後とも、関係省庁と連携し、環境に適正に配慮され、地域と共生した再生エネルギーの最大限導入に取り組んでまいります。

次に、ペロプスカイト太陽電池についてお尋ねがありました。

ペロプスカイト太陽電池は、軽量、柔軟という特徴を有しており、従来の太陽電池では設置が困難だった場所への設置が可能となることに加え、主な原材料の一つであるヨウ素は日本が世界第二位の産出量を有し、強靱なエネルギー供給構造の実現につながることを期待されます。その社会実装は、脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の同時実現に向けて重要であり、供給側、需要側双方の取組が必要と考えています。

環境省としては、昨年十一月に作成された次世代型太陽電池戦略を踏まえ、経済産業省とも連携しながら、需要創出に向けた取組を進めてまいります。具体的には、本年二月に閣議決定した政府実行計画に基づき、政府施設への率先導入を推進するとともに、自治体や民間企業の導入支援を実施し、コスト低減や需要拡大に資する社会実装モデルを創出してまいります。

こうした需要創出の取組を通じ、ペロプスカイト太陽電池の早期社会実装に向けて、積極的に貢献してまいります。

次に、小型風力発電についてお尋ねがありました。

小型風力発電は、需要場所の近くに設置することでエネルギーの地産地消に貢献できると考えております。他方、騒音影響など、地域への適切な配慮も必要と認識しています。

環境省では、脱炭素社会に資する技術開発、実証を支援しており、この一環として、例えば、静音性に優れた小型風力発電の国内企業による開発に取り組んできました。また、民間事業者や地方自治体による再生エネルギー設備の導入支援において、小

型風力発電設備も対象としています。

引き続き、関係省庁と連携して、小型風力発電を含めた再生エネルギーの最大限の導入に取り組んでまいります。

最後に、改正法案における野生動物への配慮についてお尋ねがありました。

現行の環境影響評価法においても、事業の実施によって動植物の生息・生育地の喪失や生態系への影響が考えられる場合には、事業者に対して、調査、予測、評価を実施し、それらの影響を回避、低減する措置をとることを求めています。

これに加えて、本法案では、工作物の建て替え事業については、御指摘の野生動物への影響を含む既存事業による環境影響を踏まえた環境配慮の内容を配慮書に記載しなければならないこととし、環境影響評価図書については、鳥類の渡りへの影響等が懸念されている累積的な影響の評価等に活用できるよう、環境大臣が継続公開できることとするなどの措置を講じることとしています。

引き続き、環境影響評価制度の適切な運用を通じて、人の健康の保護や生活環境の保全とともに、野生動物を含む生物多様性の確保に努めてまいります。(拍手)

(国務大臣武藤容治君登壇、拍手)

○国務大臣(武藤容治君) 串田誠一議員の御質問にお答えをします。

太陽光発電設備のサイバーセキュリティについてお尋ねがありました。

報道は承知しており、有志国とも問題意識を共有するとともに、国内の幅広い団体に対して、不審な通信機器が搭載されていないか確認と報告を要請しています。現時点では不審な事案についての報告はありませんけれども、引き続き確認を継続してまいります。

引き続き、安定供給のため、太陽光発電のサイバーセキュリティ確保に努めます。

次に、我が国の風力発電産業についてお尋ねがありました。

現在、大型風車を製造できる日本企業がないのは、世界の洋上風力市場が急拡大をした二〇一〇年代後半に風車の受注や大型化競争で海外企業に後れを取ったことなどが背景だと考えています。また、こうした事業環境の変化への対応が官民共に十分ではなかったとの反省があります。こうした反省も踏まえ、二〇一九年に洋上風力の導入促進に向けて再エネ海域利用法を制定し、二〇二〇年には官民連携の下で、国内調達比率を六〇％とする目標や国内の案件形成目標等を掲げた洋上風力産業ビジョンを策定しました。

経産省としては、こうした目標の達成に向けて、企業への設備投資支援やコスト低減に向けた技術開発、人材育成などを総合的に実施してまいります。

次に、送電ロスの低減に向けた送電技術に関する国内の研究成果についてお尋ねがありました。御指摘の超電導送電について、平成十九年度から超電導ケーブルの技術開発を行い、送電効率九・九％以上を達成の見通しが立ち、システム安定性が実証されました。実用化に向けては更なるコスト低減が必要であると認識をしています。

そして、高圧直流送電につきましては、安全性の向上を図るため、令和二年度から、ケーブルの故障検知や自動での送電停止に関する技術開発を行い、機能が十分確認をされました。その上で、更なる安全性の向上等に向け、ケーブルの防護管の取付け技術の開発が必要であり、現在、支援を行っています。

経産省として、引き続き、送電ロスの低減に向けた技術開発を進めてまいります。

以上です。(拍手)

○議長 関口昌一君 浜野喜史君。

〔浜野喜史君登壇、拍手〕

○浜野喜史君 国民民主党の浜野喜史です。

環境影響評価法の一部を改正する法律案について、会派を代表し、質問いたします。

浅尾環境大臣にお伺いします。

今回の法改正によって、建替配慮書は、位置が大きく変わらないことから、事業実施想定区域に係る周囲の概況などの調査が不要となります。対象は、陸上風力を中心とした再生可能エネルギーのみならず、安定供給の要として我が国の電力供給を支える火力発電所、原子力発電所の建て替えも含んでいると認識しておりますが、見解をお伺いいたします。

電力の安定供給や脱炭素化のために、火力発電所の高効率化、CCSの導入に向けた建て替えや、原子力発電の効率性、安全性を高めた次世代革新炉への建て替えは必要不可欠であります。これまでは、旧来施設と同規模、同敷地での建て替えであっても新設事業と同様の手続が求められ、事業の負担となっておりました。今回の法改正で具体的にどのような合理化が図られると考えているのか、説明願います。

次に、アクセス図書の継続公開に関して伺います。

従来、アクセス図書は一定期間が過ぎると閲覧できなくなり、事業者が事後的に情報へアクセスすることが困難でした。一方、長期間にわたる事業運営においては、アクセス図書に記載された予測値の妥当性を後に検証、確認する必要性が増しています。今回の改正でアクセス図書のオンラインによる継続的な公開義務が盛り込まれましたが、具体的にどのように公開されるのか、制度設計について伺います。

不要なプロセスを合理化する今回の法改正は、脱炭素化に向けたGXを進めていく上でも有意義

なものであります。GXを進めていくためには、合理化できるものは合理化し、無駄のない対応を進めていくと同時に、必要な施策に対する積極的な投資が必要です。従来までの考え方に縛られると、二〇五〇年カーボンニュートラルは到底達成できません。こうした観点から、我が国の経済財政政策について伺います。

武藤経産大臣に伺います。

脱炭素化を進めていく上では、電力や石油、化学、紙パルプやセメント産業といった様々な産業において大胆な技術革新が必要です。

一方、製品、サービスの創出プロセスを脱炭素化しても、製品、サービスの価値自体は基本的に変わらず、事業者にとってはコスト増となり、GXに向けた技術革新を促進していくには政府からの支援が必要不可欠です。

政府は、GX経済移行債で二十兆円程度の支援を行うこととしており、その償還財源は化石燃料賦課金制度や有償オークションで賄うこととしております。そのうち、有償オークションについては火力発電事業者に対して導入するということが、火力発電事業者に限定する理由について説明願います。

加えて、GXコスト、GXに関するコストは社会で公平に広く負担されるべきものであり、特定の事業者負担を寄せるべきではないと考えておりますが、見解を伺います。

次に、加藤財務大臣に伺います。

GX経済移行債を発行せず、一般財源でGXを推進することも可能ではないかと考えます。なぜGX経済移行債を発行することとしたのか、改めて説明願います。

GX経済移行債に関連して、この際、国債について伺います。

変動相場制の下、自国通貨である円建てで発行されている日本国債が債務不履行となることは考

えられるのか、見解を伺います。

なお、二〇二〇年に財務省が公表した外国格付け会社宛意見書についての説明を求めているわけではありません。また、財政危機があるのかについて質問しているわけでもありません。変動相場制の下、自国通貨である円建てで発行されている日本国債が債務不履行となることは考えられるのかについて質問しておりますので、その点に留意してお答えをください。

加藤財務大臣は、厳しい財政事情の中、災害、コロナといった予想外の事態に対処する中でも、財政健全化目標を掲げ、財政健全化に向けた意思を示すことで市場からの信頼を維持してきたことから、国債の償還、借換えは安定的に行われていると説明しております。そういうことではなくて、日本国債は債務不履行が考えられない最も安全な金融商品であることから、安定消化できているのが現実ではないでしょうか。見解を伺います。

同じことを別の表現で問います。

民間銀行が国債を購入する際に用いる日銀当座預金は、民間銀行が自らの預金の一部を日銀に預け入れているわけではなく、日銀が民間銀行に供給しているものです。また、日銀当座預金はあくまで決済用の預金であるため、基本的に金利がないことから、民間銀行はちゅうちよくなく国債を購入できます。こうしたことから、我が国の国債は当然に安定消化されているのが現実ではないかと考えておりますが、見解を伺います。

加藤財務大臣は、一たび財政の持続可能性に対する信頼が失われたという場合には、金利の急上昇、また過度なインフレが生じ、日本経済、社会、そして国民生活に多大な影響を与える可能性は否定できないという、おどろおどろしい説明をしております。

国債の不履行が考えられない以上、一たび財政

の持続可能性に対する信認が失われたという場合があるのか疑問です。仮にあったとしても、金利の急上昇があれば、国債の買いオペなどを通じて日銀が適時適切に対応すればよいのではないかと考えますが、見解を伺います。

また、過度なインフレが生じるおそれがあるとしてもしております。一方で、石破総理は、賃金上がり、家計の購買力が上がることで消費が増え、その結果、物価が適度に上昇することを目指すとしております。現状の物価高は、海外からの原料・燃料高、また供給力不足に由来するコストプッシュ型のインフレと見るべきです。こうした中、需要が供給を上回ることによるデマンドプル型の適度なインフレ、物価上昇を目指すという石破総理の方向性は極めて真つ当です。

その上で、望んでいる需要が引つ張るデマンドプル型の適度なインフレすら見通せない中で、過度なインフレなど今心配すべきことではないと考えますが、見解を伺います。

加藤財務大臣は、様々な有事に備え財政余力を確保するということが政府の責任であるとしております。しかし、有事に備え確保すべきは、国家安全保障戦略に示されている外交力、防衛力、経済力、技術力、情報力といった総合的な国力ではないでしょうか。経済の状況を見極めつつ、必要な財政支出を的確に行うことにより、国力を維持強化することが日本の未来をつくる王道であると考えますが、見解をお伺いします。

石破総理は、我が国の財政はギリシャよりもよるしくない状況と説明をされました。EUに加盟し、ユーロを通貨として、金融財政政策を独自に行えないギリシャと、自国通貨である円建てで国債を発行し、金融財政政策を独自に行うことができる日本を比較することが妥当なのか、甚だ疑問です。

このような誤った考え方に立ち、誤った説明を

続ければ、国民の将来不安を助長し、消費は増えず、経済成長も望めません。それどころか、医療、介護、教育、農業、研究開発などの各分野に加え、年金生活者を含めた国民の生活は疲弊を続けます。

三十年余りの経済停滞が続く今こそ、国の懐より国民の懐を豊かにすべきときです。考え方の転換を求め、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣浅尾慶一郎君登壇、拍手)

○国務大臣(浅尾慶一郎君) 浜野議員から、改正法案における火力発電所及び原子力発電所の建て替え事業の取扱いについてお尋ねがありました。火力発電所及び原子力発電所の建て替え事業については、改正法案で定義する建て替えの要件に該当するもの、具体的には、既存工作物を除却又は廃止するとともに、既存工作物と同一又は近接する区域に同種の工作物を新設する事業であれば対象となります。

その上で、要件の詳細については、今後、技術的な検討を経た上で政令で定めることとしていきます。

次に、改正法案で設置する配慮書手続の見直しに関する具体的な内容についてお尋ねがありました。

本改正案では、改正法案では、既存工作物と同一又は近接する区域に同種の工作物を新設する事業であることを建て替え事業の要件としていることから、事業実施想定区域を選定する際に必要となる周囲の概況などの調査は不要としますが、その一方で、既存事業の環境影響を考慮した環境配慮の内容を配慮書に記載することとしています。

これにより、事業の位置や規模が大きく変わらない工作物の建て替え事業について適正な環境配慮を維持しつつ、建て替え事業の特性を踏まえた配慮書手続の適正化を図ることができると考えています。

次に、いわゆる環境影響評価図書の継続公開の制度設計についてお尋ねがありました。

環境影響評価図書は、既存の情報システムも活用し、環境省が管理運営するウェブページにおいて一元的に公開するなど、事業者により負担の掛からない形式かつ閲覧者にとって利便性の高い方法で、含まれる環境情報が有用性を持つと考えられる期間等も踏まえ、継続的に公開することを念頭に置いています。

その上で、今後、制度の施行に向けて、業界団体等の御意見等もしつかり伺いながら、御指摘の事業開始後における検証等にも効果的に活用できるよう運用方法等を検討してまいります。(拍手)

(国務大臣武藤容治君登壇、拍手)

○国務大臣(武藤容治君) 浜野喜史議員の御質問にお答えさせていただきます。

排出枠の有償オークションの導入を火力発電事業者に限定する理由についてお尋ねをいただきました。

二〇三三年度から導入予定の排出枠の有償オークションについては、代替技術の導入可能性等を踏まえつつ、国民生活や産業への影響を踏まえて制度設計を行うことが重要であります。

発電部門は、排出量の四割を占め脱炭素の重要性が高く、再エネなどの商用化された代替技術の有しており、諸外国でも先行的に有償割当てを導入しています。このため、我が国でも発電部門を対象にすることが適切と判断しているところであります。

次に、GXに関するコスト負担の在り方についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、脱炭素投資を促進するためには、特定の事業者が費用を負担するのではなく、消費者を含めた社会全体で広く分担することが重要であります。

このため、脱炭素型の製造プロセスによって生

み出された製品が消費者から高く評価をされ、適正な対価を得られるよう、環境価値の見える化や企業などによる積極的な調達につなげるための機運醸成を進めてまいります。

以上であります。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇、拍手)

○国務大臣(加藤勝信君) 浜野議員からGX経済移行債を発行する理由についてお尋ねがありました。

政府としては、GXの移行に向けて長期、複数年度にわたる投資促進策を講じるため、受益と負担の関係を見える化するようエネルギー特別会計を用いて歳入歳出を管理することとしています。

その上で、安定した財源を確保してGXを推進する観点も踏まえ、カーボンプライシングを導入し、大胆な先行投資支援を実現するために、そのカーボンプライシングの将来財源を裏付けとしてGX経済移行債を発行することとしております。

次に、自国通貨建てである日本国債に関し、債務不履行となる可能性や安定消化できている理由についてお尋ねがありました。

諸外国の例について申し上げますと、例えばアルゼンチンでは、変動相場制に移行した二〇〇二年以降にも自国通貨建ての国債の支払延期が行われた例があるものと承知をしています。

このような例を踏まえれば、一たび財政の持続可能性への信頼が損なわれれば、たとえ変動相場制の下での自国通貨建ての国債であっても、市場からの資金調達に困難となる可能性は否定できないものと考えております。

これまでのところ、日本国債の安定消化に支障は生じておりません。この背景には、我が国が厳しい財政状況の中にあっても、経済再生をしつかり図りながら、財政健全化目標を掲げて、財政健全化に向けた意思を示し、歳出改革努力を継続す

るなど、必要な政策対応を行うことで市場からの信託を維持してきたことがあると考えております。

各投資家の認識は、経済財政の状況や政府の対応などを踏まえて日々変化し得ることを踏まえれば、常に市場の信託の維持に努めていくことが重要であり、引き続き、財政健全化に向けた取組を着実に進めるとともに、国債の安定消化のため、市場の状況や投資家の動向などを注視し、市場参加者との丁寧な対話を行いながら、適切な国債管理政策に努めてまいりたいと考えております。

なお、金融機関が日銀に保有する当座預金につきましては、日銀に預けることが義務付けられている所要準備を超える金額、超過準備に対し日銀から利息が支払われており、その上で、各金融機関が保有している資金を日銀の当座預金として預けておくか国債等への投資を行うかといった資金の使途については、各金融機関の経営判断に委ねられているものと承知をしております。

次に、日銀の国債買入れについてお尋ねがありました。

国債買入れを含む金融政策の具体的な手法は、日銀に委ねられるべきと考えており、政府としてコメントすることは差し控えます。

その上で、一般論として申し上げますと、財政の信託が失われる際に生じる金利急上昇への対応として、仮に中央銀行による大規模な国債買入れが行われたとしても、物価、金融情勢への期待が不安定な中、通貨供給量が過度に増加することによって過度なインフレを招くことで、家計の購買力の大幅な低下や預貯金等の国民が保有する資産の価値の毀損といった国民経済や企業活動に対する深刻な影響が生じる可能性があると考えております。

日銀による金融政策については、政府・日本銀行の共同声明に沿って政府と緊密に連携を図り、

経済、物価、金融情勢を踏まえつつ、二％の物価安定目標の持続的、安定的な実現に向けて適切な金融政策運営が行われることが重要と考えております。

次に、物価動向についてお尋ねがありました。

現在の物価上昇の背景には、大きく分けて二つの動きがあると認識をしております。国際的な原材料価格の高騰や円安などを背景とした輸入物価の上昇を起点とした物価上昇、食料品価格の上昇が継続しているという面がある一方で、三十年にも及ぶデフレ下でのコストカット型の行動様式が変わり、賃金上昇が通じた持続的な物価上昇の動きが見え始めている段階にありますが、足下四月の消費者物価指数は総合で前年同月比プラス三・六％となるなど、インフレの状態であると認識をしております。

今後において、財政運営方針や金融政策運営への信託が損なわれるなど、金融市場の動向等を受けて過度なインフレが生じる可能性は排除できず、そうした点も踏まえた財政政策、金融政策が求められていると考えております。

最後に、財政支出による国力の維持強化についてお尋ねがありました。

骨太の方針二〇二四においては、財政健全化の旗を下ろさずこれまでの目標に取り組むことや、財政健全化の取組を後戻りさせないこと、他方で、経済あつての財政であり、現行の目標年度を含めた財政健全化目標により、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢がゆがめられてはならないことが明記されており、政府としては、こうした方針に沿って、経済・物価動向等に配慮しながら、これまでの歳出改革努力を継続するとともに、必要な経済対策や税制改正を実施してまいります。

今後とも、足下の物価高対策など必要な対策は丁寧な講じる一方で、災害の激甚化や安全保障環

境の変化などを踏まえれば、国民の安全と安心を預かる政府としては、様々な有事に備え、財政余力を確保することも重要であると考えております。（拍手）

○議長（関口昌一君） 山下芳生君。

（山下芳生君登壇、拍手）

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました環境影響評価法、以下、アセス法の一部を改正する法律案に対し、関係大臣に質問します。

日本の環境影響評価制度は一九七〇年代半ばより検討が始まりましたが、発電所の建設が遅れることを危惧する電力業界や通産省が抵抗したことによって、長年にわたり法の制定が実現しませんでした。公害、環境問題が深刻化し、国民の怒りと運動が高まる中で、ようやく九七年にアセス法が成立しましたが、発電所だけは電気事業法の定めるところによるとして適用除外とされました。

さらに、計画段階配慮書が新設された二〇一一年の法改正で、発電所にもアセス法が適用されることとなりましたが、経産省と電力業界は最後まで適用除外とするよう執拗に求め、その結果、アセスの最後の段階、報告書における環境保全措置等の結果の公表が発電所だけ適用除外となっていました。

また、放射性物質については、政府は、原子力は公害を発生しないとして、一九六七年に制定された公害対策基本法でも、九三年に制定された環境基本法でも、放射性物質による大気汚染の防止は原子力基本法等で定めるとの適用除外条項が盛り込まれました。東京電力福島第一原発事故後に制定された原子力規制委員会設置法の附則で環境基本法の放射性物質適用除外条項が削除され、二〇一三年にはアセス法においても放射性物質が適用対象となりましたが、供用中の原子力発電所の

汚染防止は原子力規制委員会の審査に任されています。

このように、日本の環境影響評価制度において、発電所、とりわけ原子力発電所はアンタツチャブルとされてきたのです。

本改正案の策定の経過を見ても、当初、再生可能エネルギーの拡大が急がれる中、風力発電事業について、効果的、効率的に環境アセスメントを行うことのみが検討されていたにもかかわらず、今年三月になって唐突に、工作物の建て替え事業においてアセスの重要な手続を省略できる建替配慮書が提案され、またしても電気事業連合会の強い要請で、風力発電事業だけではなく、原子力発電所や火力発電所まで適用対象としたことは極めて重大であります。

以上述べた日本の環境影響評価制度の歴史と現状を踏まえて、以下質問します。

まず、個々の事業よりも上位の計画や政策の意思決定段階で環境配慮を行う戦略的環境影響評価制度の導入についてお聞きします。

我が国を除いてほとんどの主要先進国で導入が図られていますが、日本では電力業界の抵抗でいまだに戦略的環境影響評価制度が導入されていません。政府は、温暖化対策推進法に基づき環境配慮が確保された再エネの導入や、環境大臣が海洋環境調査を実施する再エネ海域利用法の取組など、戦略的環境影響評価の趣旨に資する取組を推進するといえます。しかし、それは日本版戦略的アセスと言われるもので、欧米の戦略的環境影響評価制度ではありません。

巨額の公費を投入し、国策事業となっている半導体製造やデータセンターの事業は現在、アセス法の適用対象外ですが、これらの施設は大量の電力、水力を消費し、大量の有機フッ素化合物や温室効果ガスを使用、放出します。こうした個々の事業の上位にある計画や政策の策定を対象とした

戦略的環境影響評価制度を今こそ導入すべきではありませんか。環境大臣、お答えください。

次に、原子力発電所のアクセスについて伺います。

政府は、原子力発電所の安全性は原子力規制委員会において厳密に審査が行われているといえます。しかし、いわゆる新規制基準によって一〇〇％安全が担保され、重大な環境影響が回避されるわけではありません。日本の環境影響評価制度は原子力規制委員会任せの安全神話に陥っていると言わなければなりません。アクセス法では放射性物質が評価項目となっておりません。ほかの発電所アクセスと同様に、原子力発電所もアクセス法に基づいた評価をすべきではありませんか。

東京電力福島第一原発事故では、放射性物質の拡散により広大な地域が汚染されました。十四年が経過した今でも二万四千人余りが避難生活を余儀なくされています。原発は、一たび事故を起こせば最悪の環境破壊を招きます。事故は決して起きないという安全神話と決別し、原子力発電所アクセスの評価項目に米国の原子力発電所アクセスと同様、事故を設定すべきではありませんか。いずれも環境大臣に答弁を求めます。

建て替え事業においてアクセスの重要な手続を省略できる建替配慮書を新設することについて伺います。

政府による本改正案の提案説明では、現在行っている事業のアクセス報告書にある調査結果を踏まえた環境配慮を反映して建替配慮書を作成するものとしています。しかし、さきに述べたとおり、アクセス法で規定している報告書の送付及び公表、環境大臣の意見、経産大臣の意見は、電気事業法第四十六条の二十三により、発電所については適用除外となっています。これでは、現在行われている発電事業の環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度などが全く明らかにされません。こ

うした電気事業法での特例措置は撤廃すべきではありませんか。経産大臣、お答えください。

横須賀石炭火力発電所では、老朽化などで長期的に計画休止中の発電所をリブレースしました。

十年來の休止状態から環境影響が拡大するにもかかわらず、その環境影響の調査、予測、評価を行うことなく、十数年前の高稼働率、高環境負荷の状態と比較して新しい石炭火力発電所が環境影響を低減するとみなされ、アクセス手続が簡略化されました。

このように、リブレースによるアクセス簡略化が行われている上に、今回、建替配慮書による簡略化が追加されれば、アクセス手続の空洞化が起こることが強く懸念されます。火力発電所の建替配慮書で初動のアクセス手続を簡略化し、さらには方法書以降の手続までが簡略化されることがないよう、基本的事項で明確に縛りを掛けるべきではありませんか。環境大臣、お答えください。

最後に、近接地での複数事業の乱立による累積的影響について伺います。

政府は、累積的影響に係る技術的な考え方等について検討を進めるといいますが、実際の対策は遅々として進んでいません。北海道北部での風力発電の建設、青森の下北半島、秋田県の男鹿半島など、日本では陸上でも洋上でも風力発電の計画が多く、既設の風車が多々ある地域もあります。

このような地域では累積影響評価をしっかりと行う必要があります。本改正案の環境影響評価図書の開示では、累積的影響は回避できません。周辺に複数の案件があれば、事業者は累積的影響評価を義務付けるべきであります。環境大臣の答弁を求めます。

日本共産党は、アクセス法の目的に代替案の検討と住民参加を明確に位置付けること、欧米並みの戦略的環境影響評価制度を実施することともに、原発ゼロの日本を目指し省エネと再エネの促

進を図ることを強く求めて、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣浅尾慶一郎君登壇、拍手)

○国務大臣浅尾慶一郎君 山下議員から、戦略的環境影響評価制度の導入についてお尋ねがありました。

現在、複数の国において戦略的環境影響評価に係る法的な規定が導入されていますが、各国で規定の制定形式が異なり、その対象となる計画、プログラムや要求するプロセスも国によって異なること承知しており、我が国においても、我が国の実情に応じた制度の検討が必要であると考えています。

その上で、地球温暖化対策推進法や再エネ海域利用法の改正法に基づく仕組みは、個別の事業計画の立案よりも前の段階で環境配慮を図るためのものであり、上位の計画や政策立案段階での環境配慮を確保する戦略的環境影響評価制度の趣旨に資するものであると考えています。

これに加え、我が国における戦略的環境影響評価の在り方や、対象とすべき計画等について検討する場合には、当該計画等に係る国家戦略等の政策や、計画に基づき行われる事業に関連する個別法令の内容などを踏まえ、関係省庁とも連携しつつ、慎重に検討を進めるべきであると考えていますが、引き続き更なる知見の収集に努めてまいります。

次に、原子力発電所の供用時における環境影響評価についてお尋ねがありました。

原子力発電所の設置に当たっては、放射性物質の放出における影響等を踏まえ、その安全性については、独立性の高い原子力規制委員会において、科学的、技術的根拠を基に厳格に審査が行われるものと認識しています。

この認識の下、環境影響評価法では、環境大臣が環境影響評価の項目、手法や環境保全措置等の

指針となる基本的事項を定め、各対象事業を所管する主務大臣は、基本的事項に基づき、具体的な項目、手法等を主務省令において定めることとしており、この枠組みにおいて整理がなされるものと考えています。

次に、原子力発電所の事故時を想定した環境影響評価の必要性についてお尋ねがありました。事故の発生防止の観点も含め、原子力発電所の安全性については、独立性の高い原子力規制委員会において、科学的、技術的根拠を基に厳格に審査が行われるものと認識しています。その上で、環境影響評価法においては、発電所の設置に伴う土地の形状変更等が環境に及ぼす影響を評価しなければならぬこととしています。

原子力発電所の設置や稼働に関する環境保全については、このように関係する行政機関がそれぞれの制度を適切に運用していくことが重要であると考えています。

次に、火力発電所の建て替えにおける環境影響評価手続の合理化についてお尋ねがありました。

今回の改正は、必ずしも環境影響評価法上の手続を緩和するものではなく、既存事業の環境影響を考慮した環境配慮の内容を配慮書に記載させることにより、建て替え事業の特性を踏まえた手続の適正化を行うものとなります。

また、効果的、効率的な環境影響評価の実施の観点から、配慮書段階の検討結果を環境影響評価の項目選定や調査、予測等に反映、活用していくことが重要であり、既存事業の稼働中に実施した調査結果を活用すること等により、環境影響が限定的となり得ると判断された場合には、方法書以降の手続において環境影響評価の評価項目の絞り込み等を行うことが適切と考えています。

建て替え事業に係る環境影響評価手続においても、適正な環境配慮の確保が検討されることは大前提であり、法に基づく基本的事項等において既

存事業の環境影響を踏まえた環境配慮の検討に関する考え方を定めていく際には、有識者等の意見も踏まえながら適切に進めてまいります。

最後に、累積的影響の評価についてお尋ねがありました。

近接した区域に複数の事業が集中することにより、累積的な影響が懸念される風力発電事業については、環境大臣意見において、累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討することを求めています。

また、累積的な影響の回避、低減には、累積的な影響評価に係る技術的な検討を進め、予測技術の向上や環境保全措置の具体的な事例の蓄積を図ることも重要であり、環境影響評価図書継続公開を進めることにより、このための情報収集が可能になると考えています。

加えて、諸外国における参考事例等も整理の上、累積的な影響が懸念される環境項目の整理を行った上で、その評価の技術的な考え方を検討し、ガイドライン等の策定を進めてまいります。

(拍手)

(国務大臣武藤容治君登壇、拍手)

○国務大臣武藤容治君 山下芳生議員の御質問にお答えをさせていただきます。

電気事業法による環境影響評価法の適用除外について御質問、お尋ねをいただきました。

電気事業法では、発電所の設置等を行う者に対し工事計画の届出を義務付けていますが、当該計画は環境影響に係る評価書に従っていることが要件とされており、これにより環境影響評価の実施を担保しています。加えて、講じた環境保全措置等を記載した報告書の公表を義務付けています。

このため、環境保全措置の内容などが明らかにされていないとの御指摘は当たらないものと考えているところであります。(拍手)

○議長(関口昌一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(関口昌一君) 日程第一 日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)

以上両件を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長滝沢求君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○滝沢求君登壇、拍手
○滝沢求君 ただいま議題となりました条約二件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、フィリピンとの部隊間協力円滑化協定は、一方の締約国の部隊が他方の締約国を訪問して協力活動を行う際の手続等について定めるものであります。

次に、イタリアとの物品役務相互提供協定は、自衛隊とイタリア軍隊との間の物品又は役務の相互の提供における決済手続等について定めるものであります。

委員会におきましては、両件を一括して議題とし、それぞれの協定の意義及び適用対象、各国との安全保障分野における協力の在り方等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御

承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の山添委員及び沖縄の風の伊波委員より両件に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、両件はいずれも多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

まず、日程第一の条約の採決をいたします。
本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十三
賛成 二百十五
反対 十八
よって、本件は承認することに決しました。

(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) 次に、日程第二の条約の採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十三
賛成 百七十二
反対 六十一
よって、本件は承認することに決しました。

(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) 日程第三 行政書士法の一部を改正する法律案 衆議院提出を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長宮崎勝君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(宮崎勝君登壇、拍手)

○宮崎勝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近時の行政書士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、行政書士の使命及び職責を明らかにする規定を設けるとともに、特定行政書士が行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することができる範囲を拡大するほか、行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限違反等に対して両罰規定を設ける等の改正を行うものとしてあります。

委員会におきましては、衆議院総務委員長竹内譲君から趣旨説明を聴取した後、特定行政書士の実績や活動実態、行政書士の業務の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十三

賛成

二百三十三

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 日程第四 資金決済に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長三宅伸吾君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔三宅伸吾君登壇、拍手〕

○三宅伸吾君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財政金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、金融のデジタル化等の進展に対応し、利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進するため、国境をまたぐ収納代行のうち、一定のものに対し、資金移動業の規制を適用するほか、暗号資産交換業者に対する資産の国内保有命令の創設、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の創設等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、検討規定について、検討の目的を「施行後五年」から「施行後三年」とするとともに、資金移動業の規制を適用する国境をまたぐ収納代行の範囲を検討対象として明記する修正が行われております。

委員会におきましては、国境をまたぐ収納代行に係る規制の在り方、暗号資産取引における利用者保護に係る課題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十一

賛成

二百二十七

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 日程第五 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長牧山ひろえ君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔牧山ひろえ君登壇、拍手〕

○牧山ひろえ君 ただいま議題となりました円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、経済的に窮境に陥るおそれのある事業者の早期での事業再生の円滑化を図るため、当該事業者の申出により、経済産業大臣の指定を受けた公正な第三者の関与の下で、金融機関等である債権者の一定割合以上の多数決とその決議に対する裁判所の認可により、当該事業者がその債務に係る権利関係の調整を行うことができる手続等を整備しようとするものであります。

なお、衆議院において、本法律案の目的について、事業者が事業価値の毀損や技術及び人材の散逸の回避を図ることを明確にするとともに、早期事業再生計画の記載事項に、今後の事業活動への従業員の協力の見込み等が含まれることを明確にすることを内容とする修正が行われております。

委員会におきましては、指定確認調査機関の役割、金融機関等への影響、労働者保護の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して岩淵委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十二

賛成

二百十三

反対

十九

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十五分散会

議員

伊藤	仁比	大門	岩渕	串田	井上	高木	小池	山口	柴田	竹内	高橋	中条	高橋	下野	藤巻	宮崎	片山	矢倉	平木	豊田	上田	横山	山本	伊藤	滝波	石川	西田	青木	吉井	長谷川	石稻
聡平君	聡平君	友君	誠一君	哲士君	高木おかり君	晃君	和之君	巧君	真二君	次郎君	光男君	よし君	六太君	健史君	勝君	大介君	克夫君	大作君	俊郎君	勇君	信一君	博司君	孝江君	宏文君	博崇君	実仁君	一彦君	章君	英晴君	晃子君	
吉良よし子君	青島 健太君	柳ヶ瀬裕文君	山添 拓君	紙 智子君	倉林 明子君	山下 芳生君	石井 苗子君	猪瀬 直樹君	金子 道仁君	松野 明美君	窪田 哲也君	安江 伸夫君	嘉田由紀子君	塩田 博昭君	三浦 信祐君	佐々木さか子君	杉 久武君	石井 章君	新妻 秀規君	浅田 均君	若松 謙維君	松沢 成文君	里見 隆治君	秋野 公造君	竹谷とし子君	谷合 正明君	山口那津男君	山本佐知子君	友納 理緒君	寺田 静君	加藤 明良君

岩本剛人君

船橋 利実君
山田 太郎君
長峯 誠君
堀井 巖君
堂故 茂君
滝沢 求君
阿達 雅志君
野村 哲郎君
佐藤 信秋君
高橋 克法君
中田 宏君
野上浩太郎君
三原じゅん子君
神谷 宗賢君
梅村みずほ君
山本 太郎君
大野 泰正君
田中 昌史君
山本 啓介君
高橋はるみ君
宮崎 雅夫君
星 北斗君
自見はなこ君
こやり隆史君
森屋 宏君
馬場 成志君
大家 敏志君
牧野たかお君
磯崎 仁彦君
古川 俊治君
松山 政司君
山本 順三君

加田 裕之君

比嘉奈津美君	松川	羽生田	舞立	柘植	酒井	松下	猪口	長谷川	古賀友一郎君	山谷えり子君	尾辻	浅尾慶一郎君	大島九州男君	宮口	鈴木	ながえ孝子君	若林	清水	本田	藤木	進藤金子子君	三宅	宮本	上月	北村	佐藤	石井	藤川	岡田	武見	末松
るい君	俊君	昇治君	芳文君	庸行君	新平君	邦子君	岳君	一郎君	秀久君	秀久君	秀久君	一郎君	治子君	宗男君	孝子君	洋平君	真人君	顯子君	眞也君	日子子君	伸吾君	周司君	良祐君	経夫君	正久君	準一君	政人君	直樹君	敬三君	信介君	

永井 学君

水岡	俊一君	中西	祐介君	斎藤	嘉隆君	渡辺	猛之君	熊谷	裕人君	小西	洋之君	勝部	賢志君	井上	義行君	石垣	のりこ君	田島	麻衣子君	塩村	あやか君	柴	愼一君	高木	真理君	三上	えり君	大椿	うこ君	山東	昭子君	山崎	正昭君	鶴保	庸介君	有村	治子君	松村	祥史君	石井	浩郎君	森	まさこ君	片山	さつき君	赤池	誠章君	石田	昌宏君	山田	宏君	山下	雄平君	朝日	健太郎君	佐藤	啓君	梶原	大介君	梶原	正一君	白井	正一君
----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	------	----	------	----	------	---	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	---	------	----	------	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	------	----	----	----	-----	----	-----	----	-----

古庄 玄知君

越智 俊之君	神谷 政幸君	小野田紀美君	青山 繁晴君	吉川ゆうみ君	和田 政宗君	石井 正弘君	江島 潔君	西田 昌司君	山田 俊男君	上野 通子君	宮沢 洋一君	櫻井 充君	衛藤 晟一君	中曽根弘文君	奥村 政佳君	村田 享子君	水野 素子君	古賀 千景君	横沢 高德君	羽田 次郎君	岸 真紀子君	石川 大我君	小沢 雅仁君	木戸口英司君	杉尾 秀哉君	徳永 エリ君	吉川 沙織君	石橋 通宏君	川田 龍平君	田名部匡代君	木村 英子君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

總務大臣

外務大臣

臣等謹將
大務
國財
務

(内閣府特命担

当大臣(金甌)

文音和學大臣
聖齊奎業大臣

綱目 卷一百一十五 宋史 卷一百一十五 宋史 卷一百一十五

防 瑣
衛 垣
大 才
臣 臣

113

環境副大臣

報告事項

において、次のと

その補欠を指名し

仕

越智 俊之君

河野 義博君

日 三

四日 実仁君

卷之七 七

法務委員 辞任 牧野たかお君 谷合 正明君 補欠 進藤金日子君 高橋 光男君	行政監視委員 辞任 高橋 次郎君 河野 義博君 補欠 河野 義博君	安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案 同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。	議員加田裕之君に対する審査申立ての件審査報告書 議員北村経夫君に対する審査申立ての件審査報告書 議員佐藤啓君に対する審査申立ての件審査報告書 議員酒井庸行君に対する審査申立ての件審査報告書 議員末松信介君に対する審査申立ての件審査報告書 議員高橋はるみ君に対する審査申立ての件審査報告書 議員長峯誠君に対する審査申立ての件審査報告書 議員西田昌司君に対する審査申立ての件審査報告書 議員野上浩太郎君に対する審査申立ての件審査報告書 議員羽生田俊君に対する審査申立ての件審査報告書 議員橋本聖子君に対する審査申立ての件審査報告書 議員堀井厳君に対する審査申立ての件審査報告書 議員松川るい君に対する審査申立ての件審査報告書 議員宮本周司君に対する審査申立ての件審査報告書 議員森まさこ君に対する審査申立ての件審査報告書 議員山崎正昭君に対する審査申立ての件審査報告書 議員山田宏君に対する審査申立ての件審査報告書 議員山谷えり子君に対する審査申立ての件審査報告書
外交防衛委員 辞任 有村 治子君 山口那津男君 補欠 朝日健太郎君 里見 隆治君	議院運営委員 辞任 河野 義博君 高橋 次郎君 補欠 高橋 次郎君	貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案 同日委員長及び調査会長から次の報告書が提出された。	同日委員長及び調査会長から次の報告書が提出された。
財政金融委員 辞任 古庄 玄知君 藤巻 健史君 大門実紀史君 補欠 牧野たかお君 浅田 均君 小池 晃君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査報告書(行政監視の実施の状況等に関する報告書) 外交・安全保障に関する調査報告書 国民生活・経済及び地方に関する調査報告書 原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査報告書	同日政治倫理審査会会長から次の報告書が提出された。
文教科学委員 辞任 船後 靖彦君 補欠 木村 英子君	行政監視委員会 理事 小川 克巳君 (小川克巳君の補欠) 理事 石垣のりこ君 (石垣のりこ君の補欠) 理事 石井 苗子君 (石井苗子君の補欠) 理事 倉林 明子君 (倉林明子君の補欠) 同日議長は、次の衆議院提出案を総務委員会に付託した。	同日政治倫理審査会会長から次の報告書が提出された。	同日政治倫理審査会会長から次の報告書が提出された。
農林水産委員 辞任 進藤金日子君 横沢 高德君 窪田 哲也君 高橋 光男君 補欠 古庄 玄知君 三上 えり君 西田 実仁君 谷合 正明君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。
経済産業委員 辞任 太田 房江君 浅田 均君 補欠 越智 俊之君 藤巻 健史君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
国土交通委員 辞任 朝日健太郎君 永井 学君 里見 隆治君 小池 晃君 木村 英子君 補欠 有村 治子君 太田 房江君 山口那津男君 大門実紀史君 船後 靖彦君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
環境委員 辞任 三上 えり君 伊藤 孝江君 補欠 横沢 高德君 河野 義博君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
環境委員 辞任 三上 えり君 伊藤 孝江君 補欠 横沢 高德君 河野 義博君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
環境委員 辞任 三上 えり君 伊藤 孝江君 補欠 横沢 高德君 河野 義博君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

議員山本順三君に対する審査申立ての件審査報告書 議員吉川ゆうみ君に対する審査申立ての件審査報告書 同日議員から次の質問主意書が提出された。 強盗殺人未遂容疑で逮捕された中国籍男性を檢察が不起訴処分としたことに関する質問主意書 (浜田聡君提出)(第一四三号) 候補者による選挙前の書籍出版の公職選挙法上の適法性に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一四四号) 児童虐待疑惑や親権問題を取り上げた動画チャンネルに係る政府の対応に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一四五号) 日高神鍋観光協会が毎日放送の報道内容を否定したこと等に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一四六号) 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律 公益通報者保護法の一部を改正する法律 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律 昨五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 永井 学君 補欠 小川 克巳君 伊藤 孝江君 河野 義博君	総務委員	辞任	窪田 哲也君	補欠	西田 実仁君	法務委員	辞任	小川 克巳君 進藤金日子君 高橋 光男君	補欠	太田 房江君 古庄 玄知君 谷合 正明君	外交防衛委員	辞任	朝日健太郎君 里見 隆治君	補欠	有村 治子君 高橋 次郎君	財政金融委員	辞任	三原じゅん子君	補欠	岩本 剛人君	文教科学委員	辞任	木村 英子君	補欠	船後 靖彦君	厚生労働委員	辞任	田村 まみ君	補欠	浜口 誠君	農林水産委員	辞任	古庄 玄知君 三上 えり君 谷合 正明君 西田 実仁君	補欠	進藤金日子君 横沢 高德君 高橋 光男君 窪田 哲也君	経済産業委員	辞任	浅尾慶一郎君	補欠	梶原 大介君	国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの	国会法第四十二條第三項の規定によるもの	国土交通委員	辞任	有村 治子君 太田 房江君 浜口 誠君 船後 靖彦君	補欠	朝日健太郎君 永井 学君 田村 まみ君 木村 英子君	環境委員	辞任	横沢 高德君 河野 義博君 高橋 次郎君	補欠	三上 えり君 伊藤 孝江君 里見 隆治君	決算委員	辞任	岩本 剛人君	補欠	三原じゅん子君	議院運営委員	辞任	梶原 大介君	補欠	浅尾慶一郎君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 総務委員会 理事 藤井 一博君 (藤井一博君の補欠) 理事 山本 博司君 (山本博司君の補欠) 経済産業委員会 理事 藤巻 健史君 (藤巻健史君の補欠) 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 信託業法の一部を改正する法律案(閣法第三八号) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(神谷裕君外八名提出)(衆第三八号) 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(神谷裕君外八名提出)(衆第三九号)	農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案(神谷裕君外八名提出)(衆第四〇号) 地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案(神谷裕君外八名提出)(衆第四一号) 食料供給困難事態対策法の一部を改正する法律案(神谷裕君外四名提出)(衆第四二号) 同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。 自殺対策基本法の一部を改正する法律案 同日委員長から次の報告書が提出された。 行政書士法の一部を改正する法律案(衆第三二六号)審査報告書 資金決済に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三九号)審査報告書 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案(閣法第三三三号)審査報告書 日本国の自衛隊とフィリピン軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第七号)審査報告書 日本国の自衛隊とイタリヤ共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリヤ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第八号)審査報告書 同日議員から次の質問主意書が提出された。 就職氷河期世代支援に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第一四七号) 日米貿易交渉に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第一四八号) 米軍機騒音の学校などへの影響に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第一四九号)
--	-------------	-----------	---------------	-----------	---------------	-------------	-----------	-----------------------------	-----------	-----------------------------	---------------	-----------	----------------------	-----------	----------------------	---------------	-----------	----------------	-----------	---------------	---------------	-----------	---------------	-----------	---------------	---------------	-----------	---------------	-----------	--------------	---------------	-----------	------------------------------------	-----------	------------------------------------	---------------	-----------	---------------	-----------	---------------	--------------------------------	----------------------------	---------------	-----------	-----------------------------------	-----------	-----------------------------------	-------------	-----------	-----------------------------	-----------	-----------------------------	-------------	-----------	---------------	-----------	----------------	---------------	-----------	---------------	-----------	---------------	--	---

令和七年六月六日 参議院會議録第二十五号

ねんきん定期便への事業主負担額記載の方針及び意思決定プロセスに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一五〇号)

補助金不正事案等に対する総務省の告発及び監督責任に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一五一号)

日本最南端に位置する沖ノ島への航空拠点整備に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一五二号)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

自殺対策基本法の一部を改正する法律

同日議長は、ナイジェリア連邦共和国ナイジャール州において発生した豪雨による洪水被害に対し、グッドウィル・アクバビオ同国上院議長宛見舞状を発送した。

審査報告書

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は多数をもって承認すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

令和七年六月五日

外交防衛委員長 滝沢 求
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この協定は、一方の締約国の部隊が他方の締約国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊の地位等を定めるものである。この協定の締結により、両国間の安全保障、防衛協力が更

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

に促進され、インド太平洋地域の平和及び安定が強く支えられることが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
別に費用を要しない。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

令和七年五月十三日

衆議院議長 額賀福志郎
参議院議長 関口 昌一殿

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
よって、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定

日本国及びフィリピン共和国(以下個別に「締約国」といい、「両締約国」と総称する。)は、
地域及び世界の平和及び安定並びに法の支配に基づく国際秩序に関する両締約国の共通の利益を認識し、

国際紛争の平和的解決並びに国際の平和及び安全の維持についての両締約国の相互の誓約に留意し、
互恵的な防衛協力を円滑にするための法的枠組みを設けることにより、両締約国間の安全保障関係及び防衛関係を深めることを希望し、
訪問部隊及び文民構成員の地位を定めることを希望し、
国際法に基づく両締約国のそれぞれの義務を認識して、
次のとおり協定した。

第一条 定義

この協定の適用上、
(a) 「文民構成員」とは、訪問部隊に随伴する派遣国の文民たる国民であつて、訪問部隊に雇用され、又は訪問部隊に勤務するもの(「接受国」に通常居住する者及び訪問部隊又は訪問部隊に代わる者に雇用される契約者を除く。)をいう。
(b) 「部隊」とは、日本国については自衛隊をいい、フィリピン共和国についてはフィリピン軍をいう。
(c) 「訪問部隊」とは、一方の締約国の部隊であつて、他方の締約国の同意を得て、第四条1に定義する協力活動に関連して当該他方の締約国の領域に所在するものをいう。
(d) 訪問部隊の「構成員」とは、訪問部隊に属する者をいう。
(e) 「公用車両」とは、派遣国が所有し、又は別段の定めがある場合を除くほか、専ら派遣国が賃借する自動車(モーターサイクル及び装甲車両を含む。)であつて、訪問部隊の構成員又は文民構成員が公務の執行のために運行するものをいう。
(f) 「接受国」とは、訪問部隊若しくは文民構成員がその領域に所在する締約国又は文脈によ

り当該締約国の領域をいう。
(g) 「派遣国」とは、訪問部隊又は文民構成員が属する締約国をいう。

第二条 目的

この協定は、両締約国間における互恵的な防衛協力を実施するための枠組みを設け、並びに訪問部隊及び文民構成員の地位を定めることにより、当該防衛協力を円滑にすることを目的とする。

第三条 法令の尊重

接受国において、接受国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、訪問部隊、その構成員及び文民構成員の義務である。また、このために必要な措置をとることは、派遣国の義務である。

第四条 適用可能性

1 この協定は、両締約国が相互に決定して部隊が実施する協力活動(以下「協力活動」という。)であつて接受国において実施されるものに関する事項について適用する。第二十三条1の規定及び同規定に基づく請求の解決に関連する他の規定は、部隊が接受国における協力活動の実施に伴い全ての国の領域の外側に位置する水域及び上空に所在することとなる場合には、当該水域及び上空において実施される協力活動についても適用する。この協定のいかなる規定も、一方の締約国の部隊が他方の締約国の領域においてその同意を得ることなく活動を実施するための根拠となるものと解してはならない。
2 両締約国は、次のことを確保するため、自国の法令に従つて協力し、及び必要な場合には適当な措置をとる。
(a) 協力活動が接受国の国家的利益又は接受国の部隊の出動準備若しくは能力に悪影響を及ぼさないこと。
(b) 協力活動が公共の安全に妥当な考慮を払つて行われること。

(c) 協力活動が接受国への、接受国からの又は接受国内の航海、航空、電気通信又は陸上交通を不必要に妨げないこと。 3 この協定は、千九百五十四年二月十九日に東京で署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊として行動する間のフィリピンの軍隊が実施するいかなる活動についても適用しない。 4 この協定は、両締約国間で効力を有する現行の二国間協定の実施を制限し、又は妨げるものではない。	るものを除く。について、接受国の法令に従って接受国の部隊の船舶及び航空機に適用される条件と同等の条件の下にあるものとする。ただし、接受国の中央政府がこれらの条件を定めることのできる範囲に限る。 5 公用車両は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、接受国内の道路の使用のため、租税、道路使用料、手数料その他これらに類する課徴金（提供された役務の使用料であるものを除く。）について、接受国の法令に従って接受国の部隊の車両に適用される条件と同等の条件の下にあるものとする。ただし、接受国の中央政府がこれらの条件を定めることのできる範囲に限る。	員は、接受国において自己の公務を執行することを許される。ただし、自己の公務上必要とされる限度を超えて接受国において追加の業務を行う権利を取得するものとはみなされない。 4 訪問部隊の構成員は、接受国への入国又は接受国からの出国に際し、次の文書を携帯する。 (a) 派遣国が発給する有効な旅券又は防衛隊の身分証明書 (b) その個人又は集団が有する訪問部隊の構成員としての地位及び命令された旅行の証明となる派遣国が発給する個別的又は集団的旅行の証明書 5 文民構成員は、接受国への入国又は接受国からの出国に際し、次の文書を携帯する。 (a) 有効な旅券 (b) その個人又は集団が有する文民構成員としての地位及び命令された旅行の証明となる派遣国が発給する個別的又は集団的旅行の証明書	(c) その者を接受国から退去させるに当たって接受国が要する合理的な費用を負担すること。 9 接受国が自国民又は自国にとどまる別段の資格を有する者のいづれでもない訪問部隊の構成員又は文民構成員の自国の領域からの退去を要請する場合には、派遣国は、次のことを行う。 (a) その者の接受国からの出国に必要とされる合理的な措置を速やかに行うこと。 (b) その者を接受国から退去させるに当たって接受国が要する合理的な費用を負担すること。 10 派遣国は、接受国に入国することを許可された後に休暇の承認なく四十八時間を超えて不在となった訪問部隊の構成員及び文民構成員について、必要とされる合理的な事項を示して接受国に通報する。
1 接受国は、派遣国からの事前の通報により、適当な場合には、外交上の経路を通じて、派遣国に対し、訪問部隊の船舶又は航空機による接受国の港又は飛行場へのアクセスの許可を迅速に与える。 2 1に規定する訪問部隊の船舶及び航空機並びに公用車両並びに訪問部隊の構成員及び文民構成員は、協力活動のため、第八条の規定に従って訪問部隊及び文民構成員の利用に供される施設及び区域へのアクセス並びにこれらのものの間の移動を認められる。 3 2の規定の適用上、両締約国は、訪問部隊が使用する経路について事前に協議する。接受国は、当該経路を定め、接受国内の移動に制限を課し、並びに特定の区域、空間及び施設へのアクセス並びにこれらのものの通過を禁止することができる。 4 訪問部隊の船舶及び航空機は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、接受国内の港及び飛行場へのアクセス並びにこれらのものの使用のため、租税、入港料その他これらに類する課徴金（提供された役務の使用料であ	7 この条の規定の適用上、船舶又は航空機について「訪問部隊の」というときは、専ら訪問部隊及び文民構成員の使用又は役務のための船舶及び航空機を含むものとする。 第六条 入国及び出国 1 派遣国は、この協定に従って接受国に入国し、及び所在する者を特定する事項を事前に接受国に通報する。 2 1の規定並びに入国及び出国に関連して接受国が定める手続に従うことを条件として、訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国への入国及び接受国からの出国に際し、査証を申請する要件を免除されるものとし、外国人の登録に関する接受国の法令の適用から除外される。ただし、接受国における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとはみなされない。 3 2に規定する訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国において自己の公務を執行することを許される。ただし、自己の公務上必要とされる限度を超えて接受国において追加の業務を行う権利を取得するものとはみなされない。	6 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国にいる間の身分証明のため、要請により、接受国の関係当局に対し、自己の旅券又は防衛隊の身分証明書及び個別的又は集団的旅行の証明書を提示する。 7 訪問部隊の構成員及び文民構成員の接受国への入国については、全ての場合において、バイオセキュリティ及び検疫に関する接受国の関係法令を適用する。 8 接受国の国民又は接受国にとどまる別段の資格を有する者のいづれでもない者が接受国にいる間に訪問部隊の構成員又は文民構成員でなくなる場合には、派遣国は、次のことを行う。 (a) 必要とされる合理的な事項を示して接受国に速やかに通報すること。 (b) 接受国の要請により、その者の接受国からの出国に必要とされる合理的な措置を速やかに	(c) その者を接受国から退去させるに当たって接受国が要する合理的な費用を負担すること。 9 接受国が自国民又は自国にとどまる別段の資格を有する者のいづれでもない訪問部隊の構成員又は文民構成員の自国の領域からの退去を要請する場合には、派遣国は、次のことを行う。 (a) その者の接受国からの出国に必要とされる合理的な措置を速やかに行うこと。 (b) その者を接受国から退去させるに当たって接受国が要する合理的な費用を負担すること。 10 派遣国は、接受国に入国することを許可された後に休暇の承認なく四十八時間を超えて不在となった訪問部隊の構成員及び文民構成員について、必要とされる合理的な事項を示して接受国に通報する。
第五條 訪問部隊の構成員、船舶、航空機及び公用車両のアクセス及び移動	第七條 輸入及び輸出 1 この条の規定の適用上、「税」とは、輸入又は輸出に当たって納付すべき租税、手数料、課徴金又は調整金（売上税、関税、消費税並びに物品及びサービス税を含む。）をいう。ただし、提供された役務の使用料にすぎないものを除く。 2 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、接受国の権限のある輸出入当局が執行する関係法令の適用を受ける。特に、当該輸出入当局は、接受国の法令に基づいて次の権利を有する。 (a) 調査及び関連する職務を行う権利 (b) 訪問部隊の構成員又は文民構成員を搜索する権利 (c) 手荷物、貨物及び車両を検査する権利 (d) 物件を差し押さえる権利（当該物件は、両締約国間における協議の後、派遣国に還付されることがある。）	第六條 入国及び出国 1 派遣国は、この協定に従って接受国に入国し、及び所在する者を特定する事項を事前に接受国に通報する。 2 1の規定並びに入国及び出国に関連して接受国が定める手続に従うことを条件として、訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国への入国及び接受国からの出国に際し、査証を申請する要件を免除されるものとし、外国人の登録に関する接受国の法令の適用から除外される。ただし、接受国における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとはみなされない。 3 2に規定する訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国において自己の公務を執行することを許される。ただし、自己の公務上必要とされる限度を超えて接受国において追加の業務を行う権利を取得するものとはみなされない。	(c) その者を接受国から退去させるに当たって接受国が要する合理的な費用を負担すること。 9 接受国が自国民又は自国にとどまる別段の資格を有する者のいづれでもない訪問部隊の構成員又は文民構成員の自国の領域からの退去を要請する場合には、派遣国は、次のことを行う。 (a) その者の接受国からの出国に必要とされる合理的な措置を速やかに行うこと。 (b) その者を接受国から退去させるに当たって接受国が要する合理的な費用を負担すること。 10 派遣国は、接受国に入国することを許可された後に休暇の承認なく四十八時間を超えて不在となった訪問部隊の構成員及び文民構成員について、必要とされる合理的な事項を示して接受国に通報する。
令和七年六月六日 参議院会議録第二十五号	日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	第六條 入国及び出国 1 派遣国は、この協定に従って接受国に入国し、及び所在する者を特定する事項を事前に接受国に通報する。 2 1の規定並びに入国及び出国に関連して接受国が定める手続に従うことを条件として、訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国への入国及び接受国からの出国に際し、査証を申請する要件を免除されるものとし、外国人の登録に関する接受国の法令の適用から除外される。ただし、接受国における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとはみなされない。 3 2に規定する訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国において自己の公務を執行することを許される。ただし、自己の公務上必要とされる限度を超えて接受国において追加の業務を行う権利を取得するものとはみなされない。	(c) その者を接受国から退去させるに当たって接受国が要する合理的な費用を負担すること。 9 接受国が自国民又は自国にとどまる別段の資格を有する者のいづれでもない訪問部隊の構成員又は文民構成員の自国の領域からの退去を要請する場合には、派遣国は、次のことを行う。 (a) その者の接受国からの出国に必要とされる合理的な措置を速やかに行うこと。 (b) その者を接受国から退去させるに当たって接受国が要する合理的な費用を負担すること。 10 派遣国は、接受国に入国することを許可された後に休暇の承認なく四十八時間を超えて不在となった訪問部隊の構成員及び文民構成員について、必要とされる合理的な事項を示して接受国に通報する。

3 2の規定の実施のため、訪問部隊及び接受国の税関当局は、必要な場合には、調査及び物件の差押えの実施について相互に援助する。 4 派遣国の公用の封印がある公文書は、不可侵とする。当該公文書の包装には、公文書のみが封入されていることを確認する派遣国が発給する証明書を添付する。 5 訪問部隊は、接受国の法令によって認められる範囲内で、全ての資材、需品及び備品であつて、専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のために文民構成員による売却を目的としないものを税の免除を受けて接受国に輸入することができる。派遣国は、接受国の当局によって要求される場合には、当該資材、需品及び備品が専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のために輸入されることを確認する必要な書類を接受国の関係当局に提出する。	7 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、6に定める条件と同一の条件が満たされる場合には、接受国の法令によって認められる範囲内で、一台の自動車に税の免除を受けて接受国に輸入することができる。この条の規定は、当該自動車について納付すべき他の租税の免除を与える義務を定めるものではない。 8 5から7までの規定により税の免除を受けて輸入された品目は、 (a) 税の免除を受けて輸出することができる。もつとも、接受国の関係当局は、輸出される品目が5から7までに定める条件に従つて輸入されたことの確認を求めることができる。 (b) 税の免除を受けて当該品目を輸入する権利を有しない者に対し接受国において処分してはならない。ただし、接受国が認め、かつ、接受国の法令(そのように処分される品目について納付すべき税の納税義務に関するものを含む)に従つて行われる場合は、この限りでない。	2 接受国は、訪問部隊及び文民構成員の利用に供される施設及び区域の全般的な管理について責任を負う。 3 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が他方の締約国の領域において軍事施設を設置するための根拠となるものと解してはならない。 第九条 公益事業及び公共の役務並びに電気通信及び情報システム 1 訪問部隊及び文民構成員は、接受国の事前の同意を得て、かつ、両締約国が必要に応じて相互に決定する取決めに従うことを条件として、接受国の部隊に適用される条件よりも不利でない条件で、接受国が所有し、管理し、又は規制する公益事業及び公共の役務を協力活動のために一時的に利用することができる。 2 訪問部隊及び文民構成員は、接受国の関係当局との取決めに従い、協力活動に関連する公用通信のために電気通信及び情報システムを運用することができる。	3 公用車両(接受国において賃借される車両を除く)には、派遣国が付与する登録番号に加えて、明確な国籍の標示を付ける。もつとも、接受国によって登録されることを要求されない。 4 訪問部隊の構成員及び文民構成員に帰属する私有車両については、接受国の国民に適用される条件と同一の条件で、登録し、かつ、接受国の関係当局が発給する登録番号標を付ける。 第十一条 免許、証明書及び資格を要する公務の執行 1 派遣国が与える専門的な、技術的な又は職業上の免許、証明書及び資格であつて最新かつ有効なものを有する訪問部隊の構成員及び文民構成員は、2の規定及び必要に応じて接受国が定める手続に従うことを条件として、接受国内で関連する自己の公務を執行することを認められる。 2 訪問部隊の構成員又は文民構成員である医療専門家は、接受国において訪問部隊の構成員及び文民構成員のために治療を行うこと、医薬品を処方し、及び調剤すること並びに医療用製品又は医療機器を使用することを認められる。当該医療専門家は、接受国の事前の同意を得ることなく接受国において公衆のために治療を行つてはならず、医薬品を処方し、又は調剤してはならず、また、医療用製品又は医療機器を使用してはならない。
6 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、次の全ての条件が満たされる場合には、接受国の法令によって認められる範囲内で、合理的な数量の身回品、家具及び家庭用品(自動車、紙巻たばこ、葉巻たばこその他のたばこ及びアルコール飲料を除く。以下「個人用品」と総称する。)を税の免除を受けて接受国に輸入することができる。 (a) 当該個人用品が、接受国が定める手続(接受国の当局によって要求される場合には、当該個人用品が私用のためのものであることを確認する必要な書類の提出を含む。)に従つて輸入されること。 (b) 当該個人用品が、当該訪問部隊の構成員又は当該文民構成員が接受国において業務を開始するために最初に到着する時又はその後六箇月以内に輸入されること。 (c) 当該個人用品が、当該訪問部隊の構成員又は当該文民構成員によって引き続き使用さ	9 5から7までの規定によって与えられる免除は、品目の輸入及び輸出についてのみ適用するものとし、税が既に徴収された品目を接受国において購入する場合に、当該税の還付を要求するものと解してはならない。 10 派遣国は、この条の他の規定が適用される場合を除くほか、訪問部隊、その構成員及び文民構成員が接受国に支払うべき税及び罰金を支払うことを確保するための適当な措置をとる。 第八条 施設、区域及び関連する役務 1 派遣国は、接受国における協力活動の実施のために訪問部隊及び文民構成員が必要とする施設、区域及び関連する役務へのアクセス並びにこれらのものの利用についての要請を接受国に提出することができる。接受国は、当該要請に対処するために妥当な努力を払う。当該アクセ	1 訪問部隊及び文民構成員は、接受国の事前の同意を得て、かつ、両締約国が必要に応じて相互に決定する取決めに従うことを条件として、接受国の部隊に適用される条件よりも不利でない条件で、接受国が所有し、管理し、又は規制する公益事業及び公共の役務を協力活動のために一時的に利用することができる。 2 訪問部隊及び文民構成員は、接受国の関係当局との取決めに従い、協力活動に関連する公用通信のために電気通信及び情報システムを運用することができる。 3 訪問部隊及び文民構成員は、接受国の法令及びサービス・プロバイダが定めるそれぞれの条件に従うことを条件として、接受国において公に提供される通信サービスを利用することができる。 第十条 運転免許証及び車両の登録 1 接受国は、自国における車両の運転のための最低年齢に関する要件に従うことを条件として、派遣国の権限のある当局が訪問部隊の構成員及び文民構成員に発給した運転許可証若しくは運転免許証又は防衛隊の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課することなく、公用車両の運転のために有効なものとして承認する。 2 公用車両以外の車両の運転については、接受国の法令によって要求される場合には、適当な国際運転免許証又は接受国の関係当局が発給す	訪問部隊の構成員は、自己の公務を執行すること、自己の制服及び防衛隊の記章を着用すること 第十三条 制服 訪問部隊の構成員は、派遣国が発する命令によって認められ、かつ、接受国が承認する場合には、協力活動の実施のために武器及び弾薬を所持し、及び携帯することができる。

第十四条 武器、弾薬、爆発物及び危険物

1 訪問部隊は、この条の規定に従うことを条件として、接受国において協力活動を実施するため、武器、弾薬、爆発物及び危険物を輸送し、保管し、及び取り扱うことができる。

2 1に規定する武器、弾薬、爆発物及び危険物は、接受国が決定する手続及び要件に従い、派遣国の責任において訪問部隊が輸送し、保管し、及び取り扱う。

3 派遣国は、接受国における協力活動のために輸入する武器、弾薬、爆発物及び危険物の種類、数量及び輸送日程を接受国に事前に通報する。

第十五条 個人情報及び秘密情報の保護

1 接受国は、自国の法令に従い、訪問部隊の構成員及び文民構成員の個人情報保護するため、に適切な措置をとる。

2 各締約国は、自国の法令並びに適用可能な情報保護の保護に関する両締約国間の協定及び取決めに従い、この協定に従って他方の締約国が伝達する全ての秘密情報を保護するための適当な措置並びに当該他方の締約国の書面による事前の同意を得ないで、当該秘密情報を第三者に開示せず、又は伝達せず、及び当該秘密情報が提供された目的以外の目的のために当該秘密情報を使用しないための適当な措置をとる。

第十六条 協力活動の実施のための健康上の適性

1 派遣国は、訪問部隊の構成員及び文民構成員が接受国への入国の際に協力活動を実施すること健康上適していることを確保する。

2 訪問部隊の構成員又は文民構成員のために接受国が提供し、又は行う治療又は医療搬送は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、全費用回収の原則に基づくものとする。

第十七条 資材の取得又は利用に対する租税及び現地の労働者

1 訪問部隊及び文民構成員は、接受国の法令によつて認められる範囲内で、自己の消費又は専ら訪問部隊若しくは文民構成員の公用のため、接受国において、資材、需品、備品及び役務の取得又は利用に対する租税その他これに類する公課について接受国の部隊に適用される条件と同等の条件で当該資材、需品、備品及び役務を取得し、又は利用することができる。

2 1の規定に基づき特恵的な待遇を受ける資材、需品及び備品は、接受国が認める場合を除くほか、そのような条件で当該資材、需品及び備品を取得し、又は利用する権利を有しない者に對し接受国において処分してはならない。

3 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国における資材、需品、備品及び役務の個人的な取得又は利用に係る特恵的な待遇をこの条の規定を理由として享有することはない。

4 訪問部隊又は文民構成員が接受国において現地の労働者を雇用する場合には、雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利については、接受国の法令を遵守するものとする。

第十八条 費用

1 各締約国は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、自国の利用可能な資源の範囲内で、協力活動への参加のための自国の費用について責任を負う。

2 両締約国がこの協定又は協力活動の実施に関連する参加のための費用を分担することを決定する場合には、当該費用は、両締約国が相互に別段の決定を行うときを除くほか、比例の原則を考慮して衡平の原則に基づいて分担する。

第十九条 外国為替及び租税を納付する義務

1 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国及び適用可能な場合には派遣国の外国為替に關する法令の適用を受ける。

2 訪問部隊の構成員又は文民構成員の租税（この協定の他の規定に定める租税を除く。）を納付する義務は、両締約国の関係法令及び当該租税に關係する両締約国間の協定（所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための両締約国間の条約を含む。）により規律される。

第二十条 環境、文化遺産及び先住民の遺産並びに人の健康及び安全の保護

1 両締約国は、環境、文化遺産及び先住民の遺産並びに人の健康及び安全の保護に適合する方法によりこの協定を実施する。

2 両締約国は、いずれかの締約国の要請により、関係法令並びに接受国において環境、文化遺産及び先住民の遺産並びに人の健康及び安全に影響を及ぼし得る問題に関する適当な情報を交換する。

3 訪問部隊及び文民構成員は、協力活動の実施に当たり、環境、文化遺産及び先住民の遺産並びに人の健康及び安全の保護に関する接受国の関係法令を尊重する。

4 派遣国は、接受国の法令を考慮して、第二十七条1の規定による両締約国間における協議の後、環境、文化遺産及び先住民の遺産並びに人の健康及び安全に対する損害又は損害のおそれに対処するための適当な措置を接受国と協力して速やかにとる。

第二十一条 指揮及び管理並びに刑事及び懲戒の裁判権

1 訪問部隊の構成員及び文民構成員は、派遣国の法令に従って派遣国の国家的な指揮及び一般的な管理の下に常に置かれるものとする。

2 この条の規定に従うことを条件として、

(a) 派遣国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に對し、派遣国の法令によつて与えられた全ての刑事及び懲戒の裁判権を接受国内で行使する権利を有する。

(b) 接受国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に對し、接受国内で犯す罪であつて接受国の法令によつて罰することができものについて刑事裁判権を有する。

3 (a) 派遣国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に對し、派遣国の法令によつて罰することができ罪であつて接受国の法令によつては罰することができないもの（派遣国の安全に關する罪を含む。）について專屬的裁判権を行使する権利を有する。

(b) 接受国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に對し、接受国の法令によつて罰することができ罪であつて派遣国の法令によつては罰することができないもの（接受国の安全に關する罪を含む。）について專屬的裁判権を行使する権利を有する。

(c) この3及び4の規定の適用上、締約国の安全に關する罪には、次のものを含む。

(i) 当該締約国に對する反逆

(ii) 妨害行為（サボタージュ）、課報行為又はは当該締約国の公務上若しくは国防上の秘密に關する法令の違反

4 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定を適用する。

(a) 派遣国の当局は、次の罪については、訪問部隊の構成員及び文民構成員に對して裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(i) 専ら派遣国の財産若しくは安全のみに對する罪又は専ら他の訪問部隊の構成員若しくは文民構成員の身体若しくは財産のみに對する罪

(ii) 公務執行中の作為又は不作から生ずる罪

(b) その他の罪については、接受国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。

第二十二条 日本国の自衛隊とフィリピン軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(c) 裁判権を行使する第一次の権利を有する締約国は、裁判権を行使しないことを決定したときは、できる限り速やかに他方の締約国の当局に通報する。	(d) 裁判権を行使する第一次の権利を有する締約国の当局は、他方の締約国が当該権利の放棄を特に重要であると認める場合において、当該他方の締約国の当局から要請があったときは、当該要請に対して好意的な考慮を払う。	5 (a) 両締約国の当局は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、接受国における訪問部隊の構成員又は文民構成員の逮捕及び2から4までの規定に従って裁判権を行使すべき当局へのこれらの者の引渡しについて相互に援助する。	(b) (a)の規定に関し、一方の締約国が(a)に規定する援助を拒否しようとする場合には、当該一方の締約国は、当該援助を提供することができるかどうかについて検討するために他方の締約国と直ちに協議する。	(c) 接受国の当局は、派遣国の当局に対し、訪問部隊の構成員又は文民構成員の逮捕を速やかに通報する。	6 (a) 両締約国の当局は、訪問部隊の構成員又は文民構成員が犯したとされる罪についての全ての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出(犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。)について、可能な限り相互に援助する。ただし、当該物件の引渡しは、引渡しを行う当局が定める期間内に還付されることを条件として行うことができるものとする。	(b) (a)の規定に関し、一方の締約国が(a)に規定する援助を拒否しようとする場合には、当該一方の締約国は、当該援助を提供することができるかどうかについて検討するために他方				
の締約国と直ちに協議する。	(c) 両締約国の当局は、裁判権を行使する権利が競合する全ての事件の処理について相互に通報する。	7 被告人がこの条の規定に従って一方の締約国の当局により裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の締約国の当局は、同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。この7の規定は、派遣国の当局が訪問部隊の構成員及び文民構成員を、その者が接受国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる規律の違反について、裁判することを妨げるものではない。	8 訪問部隊の構成員又は文民構成員は、接受国の裁判権に基づいて訴追される場合には、いつでも、次の権利を有する。	(a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利	(b) 防御を準備するための合理的な時間を確保するため公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利	(c) 自己に不利な証人と対決する権利	(d) 自己の防御のために証拠を提出する権利及び証人が接受国の管轄内にいるときは強制的な手続により当該証人を求める権利	(e) 自己の防御のために自己の選択する弁護人を持つ権利又は接受国において通常行われている条件に基づき費用を要することなく若しくは費用の補助を受けて弁護人を持つ権利	(f) 派遣国の代表者と連絡する権利及び裁判所の規則が認めるときは自己の裁判に当該代表者を立ち会わせる権利	(g) 自己の裁判に出席する権利。裁判は、公開で行う。ただし、この8に定める最低限度の基準に影響を及ぼすことなく、裁判所が公の秩序、公共の安全又は公衆の道徳を理由とし
て決定するときは、他の者を出席させないことができるものとする。	(h) 接受国の法令に従うことを条件として保釈される権利	(i) 自己に不利な供述を強要されない権利	(j) 実行の時に接受国の法令により犯罪を構成しなかった作為又は不作為を理由として有罪とされない権利	9 接受国は、千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約第三十六条1の規定に従い、派遣国の領事官に対し、留置され、勾留され、又は拘禁されている訪問部隊の構成員又は文民構成員を訪問する権利を与える。前段に規定する権利は、同条2の規定に従って行使する。	10 この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪についても適用しない。	第二十二條 施設及び区域の安全並びに警務隊	1 両締約国は、訪問部隊及び文民構成員の利用に供される施設及び区域の安全並びに訪問部隊及び文民構成員の財産、公務上の記録及び情報 の安全を確保するため、接受国の法令に従って協力し、及び適当な措置をとる。	2 派遣国は、3の規定に従うことを条件として、訪問部隊内に警務隊を保持する権利を有する。	3 派遣国の警務隊は、必ず接受国の当局との取決めに従うことを条件として、かつ、接受国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、訪問部隊の構成員の間及び派遣国の法令によつて権限を与えられている場合には文民構成員の間の規律及び秩序の維持に必要な範囲に限るものとする。	第二十三條 請求権
1 各締約国は、次の事項についての他方の締約国に対する全ての請求権を放棄する。										
(a) 次の場合には、自国が所有し、かつ、自国の部隊又は文民要員が使用する財産に対する損害(利用価値の喪失を含む。以下この条において「損害」という。)及び自国の部隊の構成員又は文民要員が公務の執行に従事している間に被った負傷又は死亡。ただし、当該損害又は当該負傷若しくは死亡が当該他方の締約国の部隊の構成員又は文民要員の重過失又は故意のみによつて生じた両締約国が相互に決定する場合を除く。	(i) 当該損害又は当該負傷若しくは死亡が、当該他方の締約国の部隊の構成員又は文民要員によりこの協定に基づく協力活動に関連する公務の執行に従事している間に生じた場合	(ii) 当該損害又は当該負傷若しくは死亡が、当該他方の締約国が所有する車両、船舶又は航空機であつて当該他方の締約国の部隊又は文民要員がこの協定に基づく協力活動に関連する公務の執行のために使用しているものの使用から生じた場合	(b) 海難救助。ただし、救助された船舶又は積荷が、いずれかの締約国が所有し、かつ、当該締約国の部隊がこの協定に基づく協力活動に関連する公用のために使用しているものであつた場合に限る。	2 1(a)の規定の適用上、損害、負傷又は死亡についての請求権がいずれかの締約国の部隊の構成員又は文民要員の重過失又は故意のみによつて生じた両締約国が相互に決定する場合においては、その決定は、その事実について最終的なものとし、当該部隊の構成員又は文民要員が属する締約国のみがその請求に対する責任に係る費用を負担する。両締約国は、当該費用を負担する締約国が当該請求を満たすために支払うべき最終的な額について協議する。						

3 両締約国は、一方の締約国が所有するその他の財産に対し1(a)に規定するようにして生じた損害についての当該一方の締約国の他方の締約国に対するその他の請求の解決について協議する。当該請求を満たすために要した費用は、5(e)の規定に従って両締約国が分担する。 4 1及び3の規定の適用上、「締約国が所有」するといったときは、次に掲げる物を含むものとする。ただし、損失の危険又は責任が当該締約国以外の者によって負担される範囲については、この限りでない。 (a) 船舶については、当該締約国が裸用船として賃借し、又は裸の条件で徴発した船舶 (b) 車両又は航空機については、専ら当該締約国が賃借した車両又は航空機 5 公務執行中の訪問部隊の構成員若しくは文民構成員の作為若しくは不作為又は訪問部隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故であつて、接受国において第三者の財産に損害を与え、又は第三者を負傷させ、若しくは死亡させたものから生ずる請求権は、接受国が次の規定に従つて処理する。 (a) 全ての請求は、接受国の部隊の行動から生ずる請求権に適用される接受国の法令に従つて提起し、審査し、解決し、又は裁判する。接受国は、裁判することとなる場合を除くほか、派遣国と協議して当該請求を解決する。 (b) 接受国によつて申立人との間で合意され、又は裁判によつて決定された額の支払は、接受国ができる限り速やかに自国の通貨で行う。 (c) 接受国は、派遣国に対し、全ての請求に関する事項を通報し、自国による当該請求の処理について随時通報する。接受国は、当該請求に対する抗弁及び当該請求の解決について派遣国の合理的な依頼を考慮する。 (d) 接受国がこの5の規定に従つて支払を行つ	た各請求は、その明細及び(e)の規定による分担案とともに派遣国に通報する。二箇月以内に派遣国の回答がなかった場合には、当該分担案は、派遣国が受諾したものみなす。 (e) (a)から(d)までの規定に従つて請求を満たすために要した費用(接受国が当該請求の処理において負担した合理的な費用を含む)は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、両締約国が次のとおり分担する。 (i) いずれかの締約国のみが損害、負傷又は死亡について責任を負う場合には、当該締約国は、当該請求に係る費用の全額を単独で負担する。 (ii) 両締約国が損害、負傷又は死亡について責任を負い、かつ、それぞれの責任の程度を相互に決定することができるときは、各締約国は、解決のために合意され、又は裁判によつて決定された額のうち自国の責任の程度に相当する部分を負担する。 (iii) 両締約国が損害、負傷若しくは死亡について責任を負い、かつ、それぞれの責任の程度を相互に決定することができない場合又は損害、負傷若しくは死亡が両締約国によつて生じ、かつ、当該損害、負傷若しくは死亡についていずれかの締約国の責任として特定することができない場合には、解決のために合意され、又は裁判によつて決定された額は、両締約国が均等に分担する。 (f) この5の規定に従つて処理する各請求であつて(e)の規定による比率に基づく分担案が(d)の規定に従つて受諾されたものについて接受国が直前の六箇月の期間内に支払つた額の明細書は、償還の要請及び支払の明細とともに六箇月ごとに派遣国に送付する。当該償還は、できる限り速やかに、かつ、派遣国が当該明細書を受領した日から遅くとも二箇月以内に
内在接受国の通貨で行う。 (g) 請求を満たす額の接受国による支払(合意による解決に従つて行われたものであるか接受国の権限のある裁判所による裁判に従つて行われたものであるかを問わない)又は支払を認めない旨の接受国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両締約国に対し拘束力を有する最終的なものとする。 (h) 訪問部隊の構成員又は文民構成員は、この協定に基づく協力活動に関連する公務の執行から生ずる事項については、接受国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない。 6 5の規定は、次の請求権については、適用しない。 (a) 民間の保険による填補の対象となる車両の使用から生ずる請求権(当該保険による填補の対象となる範囲に限る。) (b) 契約による請求権。契約から生ずる請求権は、関連する契約の内容に従つて処理する。 (c) 船舶の航行若しくは運送若しくは貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はこれらに関連して生ずる財産に対する損害についての請求権(5(e)の規定が3に規定する請求権に適用される範囲を除く。)。ただし、両締約国が相互に決定する海事に関する請求権については、この限りでない。 7 両締約国は、関係当事者間で解決される場合を除くほか、この協定に基づく協力活動に関連する請求権であつてこの条の他の規定の対象とならないもの(訪問部隊の構成員又は文民構成員の公務執行中以外の作為又は不作為であつて、接受国の領域において負傷若しくは死亡をもたらし、又は財産に対する損害を与えたものから生ずる請求権を含む)について協議する。 8 両締約国は、接受国の権限のある裁判所が請求について裁判する過程において決定する場合	を除くほか、請求権が公務執行中の作為又は不作為から生じたものか公務執行中以外の作為又は不作為から生じたものかについて協議し、及び相互に決定する。 9 一方の締約国がこの条に規定する請求についての通知を受領した場合には、当該一方の締約国は、できる限り速やかに他方の締約国に通報する。 10 両締約国は、自国の法令によつて認められる範囲内で、この条に規定する請求の公平な審理及び処理のため、関連情報の提供並びに証拠の収集及び提出について協力する。 11 派遣国は、接受国の要請により、接受国の法令に基づき強制執行を行うべき私有の不動産であつて訪問部隊又は文民構成員が使用している区域内にあるものを接受国が差し押さえることを援助する。 12 派遣国は、5(h)に定める範囲を除くほか、訪問部隊の構成員又は文民構成員に対する接受国の裁判所の民事裁判権からの免除を請求してはならない。 13 この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権については、適用しない。 14 この条の規定の適用上、 (a) 「文民要員」とは、派遣国については文民構成員をいい、接受国については接受国の部隊に雇用され、又は当該部隊に勤務する接受国の文民たる職員(当該部隊又は当該部隊に代わる者に雇用される契約者を除く)をいう。 (b) 「重過失」とは、明白な危険の重大な軽視をいう。
を除くほか、請求権が公務執行中の作為又は不作為から生じたものか公務執行中以外の作為又は不作為から生じたものかについて協議し、及び相互に決定する。 9 一方の締約国がこの条に規定する請求についての通知を受領した場合には、当該一方の締約国は、できる限り速やかに他方の締約国に通報する。 10 両締約国は、自国の法令によつて認められる範囲内で、この条に規定する請求の公平な審理及び処理のため、関連情報の提供並びに証拠の収集及び提出について協力する。 11 派遣国は、接受国の要請により、接受国の法令に基づき強制執行を行うべき私有の不動産であつて訪問部隊又は文民構成員が使用している区域内にあるものを接受国が差し押さえることを援助する。 12 派遣国は、5(h)に定める範囲を除くほか、訪問部隊の構成員又は文民構成員に対する接受国の裁判所の民事裁判権からの免除を請求してはならない。 13 この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権については、適用しない。 14 この条の規定の適用上、 (a) 「文民要員」とは、派遣国については文民構成員をいい、接受国については接受国の部隊に雇用され、又は当該部隊に勤務する接受国の文民たる職員(当該部隊又は当該部隊に代わる者に雇用される契約者を除く)をいう。 (b) 「重過失」とは、明白な危険の重大な軽視をいう。	第二十四条 事故及び事件 1 一方の締約国が事故又は事件の通知を受領した場合には、当該一方の締約国は、できる限り速やかに他方の締約国に通報する。通報すべき事故又は事件は、両締約国が相互に事前に決定する。

令和七年六月六日 参議院会議録第二十五号

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互の協定の締結について承認を求めるの件

2 両締約国は、公用車両又は派遣国が所有する船舶若しくは航空機若しくは専ら訪問部隊及び文民構成員の使用若しくは役務のための船舶若しくは航空機が関係する接受国における事故又は事件に関し、それぞれの国内的な要件に従い、相互に協力して必要な行政上の調査を行うための手続を定める。	5 合同委員会は、問題を解決することができない場合には、外交上の経路を通じて更なる検討のために、当該問題をそれぞれの締約国の政府に移すものとする。 6 両締約国は、この協定を実施するため、合同委員会を通じて両締約国間における協議の後、取決めることができる。	部を成す。 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。 二千二十四年七月八日にマニラで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。	の当局が引渡しを求められている者の他方の締約国への引渡しについて援助を提供しない場合には、当該一方の締約国は、当該他方の締約国の要請により、自国の法令によつて認められる範囲内で、訴追のため自国の当局に事件を付託する。
1 各締約国は、他方の締約国に対し、接受国における訪問部隊の構成員又は文民構成員の死亡を遅滞なく通報する。接受国は、派遣国に対して合理的な事前の通報を行うことなく死亡者を特定する事項が公表されないことを確保するよう努める。	この協定の解釈又は実施に関する紛争は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、両締約国間の協議及び交渉によつてのみ解決する。 第二十九条 最終規定 1 この協定中の条の見出しは、引用のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。 2 この協定は、両締約国がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。	日本国のために 上川陽子 フィリピン共和国のために ギルベルト・テオドロ 附属書(第二十一条関係)	6 両締約国は、第二十一条5(a)及び6(a)の規定に基づいて相互に援助する義務を負うが、いずれかの締約国の当局がこれらの規定によつて認められる範囲内で援助を提供しない場合には、これを1に規定する妨害と解してはならない。 7 接受国の裁判権に基づいて抑留され、拘禁され、又は訴追される訪問部隊の構成員又は文民構成員は、第二十一条8に定める手続上の保障に加え、次の手続上の保障を受ける。
2 両締約国は、死亡事案に関するその他の全ての事項(訪問部隊の構成員又は文民構成員の遺体及びその関連する身回品の特定、処理、送還及び処分を含むが、これらに限定されない。)のための手続を定める。 第二十六条 特権の濫用 両締約国は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に与えられる特権の濫用又は悪用を防止し、並びにこの協定により訪問部隊の構成員及び文民構成員に課される義務の適切な履行を確保するために協力する。	3 この協定は、両締約国間の書面による合意によつて改正することができる。改正は、両締約国によりそれぞれの国内手続に従つて承認されるものとし、両締約国が合意する日に効力を生ずる。 4 (a) 各締約国は、他方の締約国に対して六箇月前の書面による通告を行うことにより、いつでもこの協定を終了させることができる。 (b) この協定の終了の後においても、費用、裁判権又は請求権に関する履行されていない義務は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、履行されるまで引き続き拘束力を有する。 (c) この協定の終了の後においても、情報の保護に関する義務は、引き続き拘束力を有する。	1 派遣国は、第二十一条5(a)及び6(a)の規定の実施に当たり、この協定に従い、接受国の領域的管轄権の合法的な行使を妨害してはならない。 2 両締約国は、第二十一条5(a)の規定に関し、同条5(a)に規定する援助がこの協定の効力発生の時に有効な適用可能な国際協定に基づく自国の義務に反するといずれかの締約国が認める場合には当該締約国の当局は当該援助を提供する義務を負わないことを相互に決定する。	(b) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、接受国の法令に従い、残虐な刑罰を科されない。 (c) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、裁判の前の拘禁の合法性について異議を申し立てる権利を有する。 (d) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、自己に不利な証人に対する反対尋問を行う権利を有する。 (e) 当該訪問部隊の構成員又は文民構成員は、自己が必要と認めるときは、接受国の法令に従い、有能な通訳を用いる。
1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とする全ての事項に関する両締約国間の協議機関として、合同委員会を設置する。 2 合同委員会は、その手続規則を定める。合同委員会は、特定の問題を取り扱う作業部会を設置することができる。 3 合同委員会は、定期的に、及び必要に応じていずれかの締約国の要請により、会合する。 4 合同委員会は、各締約国の代表者をその共同議長とする。	5 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。	5 第二十一条5(a)の規定に関し、一方の締約国は、当該一方の締約国は、直ちに他方の締約国と協議する。	8 派遣国は、要請により、いつでも、訪問部隊の構成員又は文民構成員で接受国によつて拘禁されているものに接見する権利を有する。

審査報告書

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は多数をもって承認すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

令和七年六月五日

外交防衛委員長 滝沢 求
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、自衛隊とイタリア軍隊との間で、それぞれの国の法令により認められる物品又は役務の提供における決済手続等を定めるものである。この協定の締結により、自衛隊とイタリア軍隊がそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、国際の平和及び安全に積極的に寄与することが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

令和七年五月十三日

衆議院議長 額賀福志郎
参議院議長 関口 昌一殿

令和七年六月六日 参議院会議録第二十五号

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定

日本国政府及びイタリア共和国政府(以下個別に「締約国政府」といい、「両締約国政府」と総称する)は、

後方支援の分野における物品又は役務(以下「物品又は役務」という。)の相互の提供に関する日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊(以下「イタリア軍隊」という。)との間における枠組みを設けることが、日本国の自衛隊とイタリア軍隊との間の緊密な協力を促進することを認識し、

このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びイタリア軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、
次のとおり協定した。

第一条

1 この協定は、日本国の自衛隊とイタリア軍隊との間における次に掲げる活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

a 日本国の自衛隊及びイタリア軍隊の双方の参加を得て行われる訓練

b 国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又はいずれかの締約国政府の国若しくは第三国の領域における大規模災害への対処のための活動

c 外国での緊急事態における自国民又は適当な場合には他の者の退去のための保護措置又は輸送

d 連絡調整その他の日常的な活動(いずれか一方の締約国政府の部隊の艦船又は航空機による他方の締約国政府の国の領域内の施設への訪問を含む)。ただし、いずれかの締約国政府の部隊が単独で行う訓練を除く。

e それぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動

2 この協定は、相互主義の原則に基づく物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。
3 この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及びイタリア軍隊が実施する。

第二条
1 いずれか一方の締約国政府が日本国の自衛隊又はイタリア軍隊により実施される前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の締約国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。

2 この協定に基づいて提供される物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。
食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む。)、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援(基地活動支援に付随する建設を含む。)、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務(校正業務を含む。)、空港・港湾業務及び弾薬

を含む。)、空港・港湾業務及び弾薬
それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。

3 2の規定については、日本国の自衛隊又はイタリア軍隊による武器の提供を含むものと解してはならない。

4 日本国の自衛隊とイタリア軍隊との間における前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供は、それぞれの国の法令に従って行われる。

第三条

1 この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。

2 この協定に基づいて物品又は役務を受領した締約国政府(以下「受領締約国政府」という。)は、当該物品又は役務を提供した締約国政府(以下「提供締約国政府」という。)の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によっても、受領締約国政府の部隊以外の者に対して当該物品又は役務を移転してはならない。

第四条

1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手続は、次のとおりとする。
a 物品の提供については、

i 受領締約国政府は、提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、iiの規定の適用を妨げるものではない。

ii 提供された物品が消耗品である場合又は受領締約国政府が提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で当該物品を返還することができない場合には、受領締約国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供締約国政府にとって満足のできる状態及

び方法で返還する。ただし、iiiの規定の適用を妨げるものではない。

iii 受領締約国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供締約国政府にとつて満足できる状態及び方法で返還することができない場合には、受領締約国政府は、提供締約国政府に対して提供締約国政府の指定する通貨により償還する。

b 役務の提供については、提供された役務を、提供締約国政府の指定する通貨により償還し、又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによって決済する。決済の方法については、役務の提供の前に締約国政府の間で合意する。

2 いずれの締約国政府も、それぞれの国の法令が許容する範囲内で、この協定に基づいて提供される物品又は役務に対して消費税を課さないものとする。

第五条

1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、並びに条件の補足的な細目及び手続であつてこの協定を実施するためのものを定める手続取決め（その修正を含む。）に従つて実施する。手続取決めは、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される。

2 前条1a iii及びbの規定に従つて償還される物品又は役務の価格については、手続取決めに定める関連規定に基づいて決定する。

第六条

1 この協定の規定は、千九百五十四年二月十九日に署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するイタリア軍隊が実施するいかなる活動にも適用されない。

2 両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。

3 この協定及び手続取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によつてのみ解決されるものとする。

第七条

1 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いづれか一方の締約国政府がそれぞれの十年の期間が満了する少なくとも六箇月前に他方の締約国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。

2 1の規定にかかわらず、各締約国政府は、他方の締約国政府に対して一年前に書面により通告することによつて、いつでもこの協定を終了させることができる。

3 この協定は、両締約国政府の間の書面による合意によつて改正することができる。

4 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて行われた物品又は役務の相互の提供に関し、第三条から第五条まで及び前条3の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十四年十一月二十五日にローマで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

岩屋 毅

イタリア共和国政府のために

グイド・クロセツト

付表

区分

食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送（空輸を含む。）	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信業務	通信設備の利用、通信業務、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの
基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、建設、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管業務	倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、施設及び土地の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備業務（校正業務を含む。）	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの
弾薬	弾薬、弾薬の提供、弾薬の提供に必要な用具及びこれらに類するもの

審査報告書

行政書士法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和七年六月五日

総務委員長 宮崎 勝

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近時の行政書士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、行政書士の使命及び職責を明らかにする規定を設けるとともに、特定行政書士が行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することができる範囲を拡大するほか、行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限違反等に対して両罰規定を設ける等の改正を行うものとして、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律案のため、別に費用を要しない。

行政書士法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

令和七年五月三十日

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

行政書士法の一部を改正する法律
行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「行政書士の使命」に改め、同条中「この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより」を「行政書士は、その業務を通じて」に、「目的」を「使命」に改める。

第一条の四を第一条の五とする。

第一条の三第一項第二号中「作成した」を「作成することができる」に改め、同条を第一条の四とする。

第一条の二の前の見出しを削り、同条を第一条の三とし、同条の前の見出しとして「業務」を付する。

第一条の次に次の一条を加える。

(職責)

第一条の二 行政書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

2 行政書士は、その業務を行うに当たっては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならない。

第七条の三第一項中「第一条の三第二項」を「第一条の四第二項」に改める。

第十条の見出しを「(信用失墜行為の禁止)」に改め、同条中「誠実にその業務を行なうとともに」を削る。

第十三条の三中「第一条の二及び第一条の三第一項」を「第一条の三及び第一条の四第一項」に改める。

第十三条の六中「第一条の二及び第一条の三第一項」を「第一条の三及び第一条の四第一項」に改め、同条第二号中「第一条の三第一項第二号」を「第一条の四第一項第二号」に改める。

第十三条の十七の見出し中「(義務)」を削り、同条中「第八条第一項」を「第一条、第一条の二、第八条第一項」に改める。

第十三条の二十一第一項中「第一条の二第二項」を「第一条の三第一項」に改める。

第十八条の二第二号中「第一条の三第二項」を「第一条の四第二項」に改める。

第十九条第一項中「者は」の下に「、他人の依頼

を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」を加え、「第一条の二」を「第一条の三」に改める。

第二十一条中「次の各号のいずれかに該当する者」を「行政書士となる資格を有しない者が、日本行政書士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして行政書士名簿に登録させたとき」に改め、同条各号を削り、同条の次に次の一条を加える。

第二十一条の二 第十九条第一項の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第二十三条の四中「違反した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える。

第二十三条の二中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第二十三条の三中「前条第一号」を「第二十一条の二、第二十三条の四、第二十三条第二項又は前条」に、「同条の刑」を「各本条の罰金刑」に改める。

附則第十項中「第一条の二第二項」を「第一条の三第二項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 行政書士法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「この法律による改正後の」を削り、「第一条の二第二項」を「第一条の三第二項」

に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)

第四条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二条第二項第四十七号に掲げる者の項中「第一条の二、第一条の三」を「第一条の三、第一条の四」に改める。

審査報告書

資金決済に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和七年六月五日

財政金融委員長 三宅 伸吾

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、金融のデジタル化等の進展に対応し、利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進するため、債権者から委託等を受けた者が、債務者等から資金を受け入れ、債権者等に移動させる行為等であって、国内から国外又は国外から国内へ向けて資金を移動させるものの一部を資金移動業等の規制の対象とするほか、暗号資産交換業者に対する資産の国内保有命令の創設、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の創設等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案に伴い、別に費用を要しない。

により当該資金を債務者等から受取人等に」に、「受取人が個人(事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。)であることその他の内閣府令で定める要件を満たすもの」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一 受取人が個人(事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。)であることその他の内閣府令で定める要件を満たす行為(次号に該当する行為を除く。)

二 国内から国外へ向けて資金を移動させ、又は国外から国内へ向けて資金を移動させる行為(当該行為の態様その他の事情を勘案し、利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定めるものを除く。)

第十四条第三項中「(平成十三年法律第七十五号)を削る。

第三十七条の二第二項中「第二条第二十四項及び第二十五項を」第二条第二十七項及び第二十八項に改め、同項の表第二条第二十五項の項中「第二条第二十五項」を「第二条第二十八項」に改める。

第四十四条中「定める者」の下に「(以下この章において「履行保証人適格者」という。)」を加える。

第四十五条の二第四項及び第五項ただし書中「及び」を「」に改め、「信託財産の額」の下に「次条第一項に規定する履行保証人債務引受額、第四十五条の四第一項に規定する履行保証人保証額及び第四十五条の五第一項に規定する履行保証金弁済信託額(当該履行保証金弁済信託額が同項に規定する履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額を上回るときは、当該信託財産の額)を加え、同条の次に次の三条を加える。

(履行保証人債務引受契約)

第四十五条の三 資金移動業者は、履行保証人適格者との間で、その営む資金移動業の種別ごとに履行保証人債務引受契約(当該履行保証人適

格者が、当該資金移動業者について破産手続開始の申立て等があったときに、当該資金移動業者が当該種別の資金移動業の利用者の全部又は一部に対して負担する当該資金移動業に係る為替取引に関する債務の全部又は一部の額を引き受ける旨の契約をいう。以下この章において同じ。)を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該履行保証人債務引受契約の効力の存する間、当該履行保証人適格者が当該履行保証人債務引受契約に基づき引き受けることとされている債務の額(以下この章において「履行保証人債務引受額」という。)につき、当該種別の資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

2 履行保証人債務引受契約は、次に掲げる事項を内容として含むものでなければならない。

一 内閣総理大臣の命令があった場合には、履行保証人債務引受契約に基づく資金移動業の利用者に対する債務の引受け又はその引き受けた債務の弁済に代えて、履行保証人適格者が履行保証人債務引受額の全部又は一部を供託すること。

二 その他内閣府令で定める事項

(履行保証人保証契約)

第四十五条の四 資金移動業者は、その営む資金移動業の種別ごとに履行保証人適格者に対し、当該資金移動業の利用者との間における履行保証人保証契約(当該履行保証人適格者が、当該資金移動業者について破産手続開始の申立て等があったときに、当該資金移動業者が当該利用者に対して負担する当該種別の資金移動業に係る為替取引に関する債務の全部又は一部を保証する旨の契約をいう。以下この章において同じ。)の締結の委託をし、当該委託に基づき当該履行保証人適格者と当該利用者との間で履行保証人保証契約が締結されたことを内閣総理大臣に届け出たときは、当該履行保証人保証契約の

効力の存する間、当該履行保証人適格者が当該履行保証人保証契約に基づき当該利用者に対して負担することとされている保証債務の額(以下この章において「履行保証人保証額」という。)につき、当該種別の資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

2 履行保証人保証契約は、次に掲げる事項を内容として含むものでなければならない。

一 内閣総理大臣の命令があった場合には、履行保証人保証契約に基づく資金移動業の利用者に対する保証債務の弁済に代えて、履行保証人適格者が履行保証人保証額の全部又は一部を供託すること。

二 その他内閣府令で定める事項

(履行保証金弁済信託契約)

第四十五条の五 資金移動業者は、信託会社等との間で、その営む資金移動業の種別ごとに履行保証金弁済信託契約(当該信託会社等が、当該資金移動業者について破産手続開始の申立て等があったときに信託財産を当該資金移動業者が当該種別の資金移動業の利用者の全部又は一部に対して負担する当該資金移動業に係る為替取引に関する債務の全部又は一部の弁済に充てることを信託の目的として、当該信託財産の管理その他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の信託契約をいう。以下この章において同じ。)を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該履行保証金弁済信託契約に基づき信託財産が信託されている間、履行保証金弁済信託契約に基づき当該信託財産をもって弁済に充てることとされている債務の額(以下この章において「履行保証金弁済信託額」という。当該履行保証金弁済信託額が当該信託財産の額を上回るときは、当該信託財産の額)につき、当該種別の資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

2 履行保証金弁済信託契約は、次に掲げる事項をその内容とするものでなければならない。

一 履行保証金弁済信託契約を締結する資金移動業者が行う為替取引(当該履行保証金弁済信託契約に係る種別の資金移動業に係るものに限る。)の利用者を受益者とする。

二 受益者代理人を置いていること。

三 内閣総理大臣の命令があった場合には、履行保証金弁済信託契約に基づく受益者に対する弁済に代えて、信託会社等が信託財産を換価し、履行保証金弁済信託額(当該履行保証金弁済信託額が履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産を換価した額を上回るときは、当該信託財産を換価した額)の全部又は一部を供託すること。

四 その他内閣府令で定める事項

3 履行保証金弁済信託契約に基づき信託される信託財産については、第四十五条第三項の規定を準用する。

第四十六条中「履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約を締結した資金移動業者又はこれらの契約の相手方」を「次の各号に掲げる者」に、「保全金額又は信託財産を換価した」を「当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一 履行保証金保全契約を締結した資金移動業者又は当該履行保証金保全契約の相手方 保全金額

二 履行保証金信託契約を締結した資金移動業者又は当該履行保証金信託契約の相手方 履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産を換価した額

三 履行保証人債務引受契約を締結した資金移動業者又は当該履行保証人債務引受契約の相手方 履行保証人債務引受額

四 その営む資金移動業に係る為替取引に関する債務について履行保証人保証契約が締結さ

と、第四十五条の五第一項中「その営む資金移動業の種別」とに履行保証金弁済信託契約」とあるのは「履行保証金弁済信託契約」と、「当該種別の

の」と、「当該種別の資金移動業に係る履行保証金」とあるのは「履行保証金」と、同条第二項第一号中「為替取引（当該履行保証金并済信託契約に係る種別の資金移動業に係るものに限る。）」とあるのは「為替取引」とを加える。

第五九条第三項中「為替取引に關し負擔する債務に係る債權者」の下に「履行保証人債務引受契約又は履行保証人保証契約に基づく債務の弁済をした履行保証人適格者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百九十九条の規定により当該債權者に代位する場合を除く。」を加える。

第六十二條の六第一項第八号中「第六十三條の二の登録を取り消され」の下に、「第六十三條の二の二十第一項若しくは第二項の規定により第六十三條の二十二の二の登録を取り消され」を加

第六十二条の七第五項中「とき」の下に「第六十二条の二十五第九項の規定により前項の規定による届出があつたものとみなされた場合を含む。」を加える。

第六十二条の八第二項中「第二条第二十五項」を「第二条第二十八項」に、「から第六十二条の二十六第一項まで」を、「第六十二条の二十五第一項から第七項まで、第六十二条の二十六第一項」に改め、同項の表前条第五項の項中「電子決済手段等取引業者登録簿」を「(第六十二条の二十五第九項の規定により前項の規定による届出があつたものとみなされた場合を含む。)は、届出があつた事項を電子決済手段等取引業者登録簿」に、「第六十二条の五第一項」を「は、届出があつた事項を第六十二条の五第一項」に改める。

第六十二条の二十一の次に次の一条を加える。

第六十三條の五第一項第八号中「若しくは第六十三條の十七第一項」を「第六十三條の二の登録を取り消され」の下に、「若しくは第六十三條の二十二の二十第一項若しくは第二項の規定により第六十三條の二十二の二の登録を取り消され」を加える。

第六十三條の十六の次に次の一条を加える。

（資産の国内保有）

第六十三條の十六の二 内閣総理大臣は、公益又

に利権者の保護のため必要かつ適当であると認める場合には、暗号資産交換業者にに対し、その資産のうち政令で定める部分を国内において保有することを命ずることができる。

第六十三条の十八中「第六十三条の二十第二項」の下に「若しくは第八項」を加える。

第六十三條の十九の二第二項中「明治二十九年

第六十三條の二十に次の一項を加える。

8 暗号資産交換業者が第六十三條の二十二の二の登録（第六十三條の二十二の三第一項第五号

に掲げる事項に暗号資産仲介行為に係る業務を含むものに限る。以下この項において同じ。又は第六十三条の二十二の六第二項の変更登録（新たに暗号資産仲介行為に係る業務を行おうとする）ことによるものに限る。以下この項にお

いて同じ。)を受けたときは、当該暗号資産交換業者の第六十三条の二の登録は、その効力を失う。この場合において、当該暗号資産交換業者であった者は、第六十三条の二十二の登録又は第六十三条の二十二の六第一項の変更登録

を受ける以前に行つていた暗号資産の交換等に関し負担する債務の履行を完了し、かつ、これらの登録を受ける以前に行つていた暗号資産交換業に関し管理する利用者の財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、なお暗号資産交換業者とみなす。

第三章の三の次に次の一章を加える。

第三章の四 電子決済手段・暗号資産サー ビス仲介業 第一節 総則 (電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の登録) 第六十三条の二十二の二 内閣総理大臣の登録を受けた者は、第六十二条の三及び第六十三条の二の規定にかかわらず、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を営むことができる。 (登録の申請) 第六十三条の二十二の三 前条の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 商号、名称又は氏名及び住所 二 法人にあつては、その役員(外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び国内における代表者を含む。以下この章において同じ。)の氏名又は名称 三 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る営業所又は事務所の名称及び所在地 四 法人にあつては、資本金又は出資の額 五 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の業務の種別(第二条第十八項各号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。第六十三条の二十二の六第一項、第六十三条の二十二の二十四第二項及び第七百七条第十四号において同じ。) 六 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 イ 電子決済手段仲介行為を行う場合 取り扱う電子決済手段の名称並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び住所 ロ 暗号資産仲介行為を行う場合 取り扱う暗号資産の名称	七 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 イ 電子決済手段仲介行為を行う場合 委託を受ける電子決済手段等取引業者(以下この章において「所屬電子決済手段等取引業者」という。)の商号 ロ 暗号資産仲介行為を行う場合 委託を受ける暗号資産交換業者(以下この章において「所屬暗号資産交換業者」という。)の商号 八 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の内容及び方法 九 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る業務の内容及びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所 十 他に事業を行っているときは、その事業の種類 十一 その他内閣府令で定める事項 十二 前項の登録申請書には、第六十三条の二十二の五第一項各号に該当しないことを誓約する書面、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。 (電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿) 第六十三条の二十二の四 内閣総理大臣は、第六十三条の二十二の二の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。 一 前条第一項各号に掲げる事項 二 登録年月日及び登録番号 三 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。	三 内閣総理大臣は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。 (登録の拒否) 第六十三条の二十二の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一 次のいずれかに該当する者 イ 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者 ロ この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない者 ハ 登録申請者の所屬電子決済手段等取引業者又は所屬暗号資産交換業者(以下この章及び第八十八条第一号において「所屬電子決済手段等取引業者等」という。)が認定資金決済事業者協会に加入していない者 ニ 電子決済手段等取引業者、暗号資産交換業者若しくは他の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又はこれらの者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとする者 ホ 第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消され、若しくは第六十三条の二十二の二十第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十二の二の登録を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録、許可若しくは免許(当該登録、許可又は免許に類するその他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者	ヘ 第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定による電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から五年を経過しない者 ト この法律、金融商品取引法、銀行法等、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは信託業法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 チ 他に行う事業が公益に反すると認められる者 ニ 法人である場合にあつては、次のいずれかに該当する者 イ 外国法人であつて国内における代表者(国内に住所を有するものに限り。)を定めていない者 ロ 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者 (1) 心身の故障のため電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者
--	--	---	---

令和七年六月六日 参議院会議録第二十五号

資金決済に関する法律の一部を改正する法律案

(3) 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 (4) 前号トに該当する者 (5) 法人である電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が第六十三条の二十二の二十第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十二の二の登録を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員であった者で、当該取消しの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者 三 個人である場合にあつては、次のいずれかに該当する者 イ 外国に住所を有する個人であつて国内における代理人を定めていない者 ロ 前号ロ(1)から(3)まで又は(5)のいずれかに該当する者 ハ 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。）が前号ロ(1)から(5)までのいずれかに該当する者 2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。（変更登録等） 第六十三条の二十二の六 電子決済手段・暗号資	産サービス仲介業者は、第六十三条の二十二の三第一項第五号に掲げる事項の変更・新たな種類の業務を行うおとすることによるものに限る。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けなければならない。 2 前三条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第六十三条の二十二の三第一項中「次に掲げる」とあるのは「変更に係ると、同条第二項中「第六十三条の二十二の五第一項各号」とあるのは「第六十三条の二十二の五第一項第一号イからハまで」と、第六十三条の二十二の四第一項中「次に掲げる」とあるのは「前条第一項第五号に掲げる事項の変更に係る」と、前条第一項中「次の各号」とあるのは「第一号イからハまで」と読み替えるものとする。 3 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、第六十三条の二十二の三第一項第六号から第八号までに掲げる事項のいずれかを変更しようとするとき（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の利用者の保護に欠け、又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 4 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、第六十三条の二十二の三第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更があつたとき（第一項の規定による変更登録を受けた場合、前項の規定による届出をした場合、第六十三条の二十二の三第一項の規定による届出をした場合、同条第二項各号のいずれかに該当する場合及び同条第三項第二号から第四号までのいずれかに該当する場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。	5 第二条第十八項各号に掲げる行為に係る業務のいずれも行ふ電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたとき（次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合を除く。）は、当該各号に定める内容の前項の規定による届出があつたものとみなす。 一次のいずれかに該当するとき 第六十三条の二十二の三第一項第五号に掲げる事項について電子決済手段仲介行為に係る業務を行わない旨 イ 第六十二條の三の登録（第六十二條の四第一項第七号に掲げる事項に電子決済手段関連業務を含むものに限る。）又は第六十二條の七第一項の変更登録（新たに電子決済手段関連業務を行うおとすることによるものに限る。）を受けたとき。 ロ 所属電子決済手段等取引業者がなくなつたとき。 二 次のいずれかに該当するとき 第六十三條の二十二の三第一項第五号に掲げる事項について暗号資産仲介行為に係る業務を行わない旨 イ 第六十三條の二の登録を受けたとき。 ロ 所属暗号資産交換業者がなくなつたとき。 6 内閣総理大臣は、第三項又は第四項の規定による届出を受理したとき（前項の規定により第四項の規定による届出があつたものとみなされた場合を含む。）は、届出があつた事項を電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。（名義貸しの禁止） 第六十三條の二十二の七 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、自己の名義をもつて、他人に電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を行わせてはならない。	（商号等の明示） 第六十三條の二十二の八 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、第二条第十八項各号に掲げる行為（次条及び第六十三條の二十二の十四において「電子決済手段・暗号資産仲介行為」という。）を行うおとするときは、あらかじめ、利用者に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。 一 所属電子決済手段等取引業者等の商号 二 所属電子決済手段等取引業者等の代理権がない旨 三 第六十三條の二十二の十三の規定の趣旨 四 その他内閣府令で定める事項 （電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に係る制限） 第六十三條の二十二の九 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、その行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の利用者を相手方とし、所属電子決済手段等取引業者等の委託を受けて行う電子決済手段・暗号資産仲介行為以外の第二条第十項各号及び第十五項各号に掲げる行為（当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が電子決済手段等取引業者である場合に行う同条第十項各号に掲げる行為及び当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が暗号資産交換業者である場合に行う同条第十五項各号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。 第二節 業務 （情報の安全管理） 第六十三條の二十二の十 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。（委託先に対する指導） 第六十三條の二十二の十一 電子決済手段・暗号
--	--	--	--

資産サービス仲介業者は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む）をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（利用者の保護等に関する措置）

第六十三条の二十二の十二 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、電子決済手段仲介行為に係る業務を行う場合には、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段仲介行為に係る業務と銀行等、資金移動業者又は特定信託会社が行う業務との誤認を防止するための説明、電子決済手段の内容、手数料その他の電子決済手段仲介行為に係る業務に係る契約の内容についての情報の提供その他の電子決済手段仲介行為に係る業務の利用者の保護を図り、及び電子決済手段仲介行為に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、暗号資産仲介行為に係る業務を行う場合には、内閣府令で定めるところにより、暗号資産の性質に関する説明、手数料その他の暗号資産仲介行為に係る業務に係る契約の内容についての情報の提供その他の暗号資産仲介行為に係る業務の利用者の保護を図り、及び暗号資産仲介行為に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、暗号資産仲介行為に係る業務の利用者に信用を供与して暗号資産仲介行為を行ってはならない。

（金銭等の預託の禁止）

第六十三条の二十二の十三 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、いかなる名目による

かを問わず、その行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関して、利用者から金銭その他の財産の預託を受け、又は当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に利用者の金銭その他の財産を預託させてはならない。

（所属電子決済手段等取引業者等の賠償責任）

第六十三条の二十二の十四 次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める者は、その委託を行った電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が当該各号に掲げる行為につき利用者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、当該各号に定める者がその電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者への委託につき相当の注意をし、かつ、その者の行う電子決済手段・暗号資産仲介行為につき利用者に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

一 電子決済手段仲介行為 当該電子決済手段仲介行為を委託した所属電子決済手段等取引業者

二 暗号資産仲介行為 当該暗号資産仲介行為を委託した所属暗号資産交換業者

（金融商品取引法等の準用）

第六十三条の二十二の十五 金融商品取引法第三十七条、第三十七条の三第一項及び第二項、第三十七条の四、第三十七条の六第三項及び第四項本文、第三十八条第七号及び第八号を除く。）並びに第四十条の規定は、第六十二条の十七第一項に規定する特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段仲介行為に係る業務を行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第三十七条第一項第三号	顧客	利用者
第三十七条第二項	金融商品取引行為	特定電子決済手段等取引契約（資金決済に関する法律第六十二条の十七第一項に規定する特定電子決済手段等取引契約をいう。以下同じ。）の締結
第三十七条の三第一項	を締結しようとする顧客に	の締結の媒介を行う利用者に
第三十七条の三第三項第一号	の商号	及びその所属電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第六十三条の二十二の三第一項第七号イに規定する所属電子決済手段等取引業者をいう。第三十七条の六第三項において同じ。）の商号
第三十七条の三第三項第四号	顧客	利用者
第三十七条の三第三項第五号	顧客 行う金融商品取引行為 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場	利用者 締結する特定電子決済手段等取引契約 通貨の価格
第三十七条の三第三項第六号及び第七号	顧客	利用者
第三十七条の三第三項第七号	顧客に	利用者
第三十七条の三第三項第八号	顧客の	利用者
第三十七条の三第三項第九号	顧客属性	利用者属性
第三十七条の三第三項第十号	顧客が	利用者が
第三十七条の三第三項第十一号	顧客	利用者
第三十七条の六第三項	第一項の規定による金融商品取引契約の解除があつた場合には	利用者からの申出による特定電子決済手段等取引契約の解除に伴い所属電子決済手段等取引業者に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において

金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除		支払
又は違約金の支払を		その他の金銭の支払を、解除をした者に 対し、
第一項の規定による		利用者からの申出による
顧客	利用者	
第三十七條の六第四項	の媒介又は勧誘	
第三十八條第一号	利用者	
顧客	利用者	
第三十八條第二号から第六号まで	利用者	
顧客	特定電子決済手段等取引契約の締結	
金融商品取引行為	利用者	
顧客	利用者	
第四十條第一号	利用者	
顧客	利用者	
第四十條第二号	利用者	

2 第六十三條の九の二及び第六十三條の九の三の規定は、暗号資産仲介行為を行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者について準用する。この場合において、第六十三條の九の二中「暗号資産交換業」とあるのは「暗号資産仲介行為に係る業務」と、同条第一号中「商号」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、第六十三條の九の三第一号中「暗号資産交換業」とあるのは「暗号資産仲介行為に係る業務」と、「第二条第十五項各号に掲げる行為」とあるのは「所属暗号資産交換業者（第六十三條の二十二の三第一項第七号口に規定する所属暗号資産交換業者をい

う。以下この号において同じ。）との間の当該所属暗号資産交換業者が第二条第十五項各号に掲げる行為」と、「又はその勧誘」とあるのは「の媒介又は勧誘」と、「暗号資産交換契約の締結等」とあるのは「暗号資産交換契約の締結の媒介等」と、同条第二号中「暗号資産交換業」とあるのは「暗号資産仲介行為に係る業務」と、同条第三号中「暗号資産交換契約の締結等」とあるのは「暗号資産交換契約の締結の媒介等」と、「暗号資産交換業」とあるのは「暗号資産仲介行為に係る業務」と、同条第四号中「暗号資産交換業」とあるのは「暗号資産仲介行為に係る業務」と読み替え

るものとする。

第三節 監督

(帳簿書類)

第六十三條の二十二の十六 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、その電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(報告書)

第六十三條の二十二の十七 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(立入検査等)

第六十三條の二十二の十八 内閣総理大臣は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対し当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の営業所、事務所その他の施設に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の適正かつ確実な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）に対し当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の業務若しくは財産の状況に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。

(業務改善命令)

第六十三條の二十二の十九 内閣総理大臣は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第六十三條の二十二の二十 内閣総理大臣は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十三條の二十二の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十三條の二十二の五第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第六十三條の二十二の二の登録又は第六十三條の二十二の六第一項の変更登録を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

2 内閣総理大臣は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の所在法人である場合にあつては、その法人を代表する役員(外国法人にあつては、国内における代表者)の所在を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者から申出がないときは、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の第六十三条の二十二の二の登録を取り消すことができる。 3 前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。 (登録の抹消) 第六十三条の二十二の二十一 内閣総理大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十二の二の登録を取り消したとき、又は第六十三条の二十二の二十三第三項の規定により第六十三条の二十二の二の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。 (監督処分公告) 第六十三条の二十二の二十二 内閣総理大臣は、第六十三条の二十二の二十第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。 第四節 雑則 (廃止の届出等) 第六十三条の二十二の二十三 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の全部の廃止をし、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の全部の譲渡をし、合併(当該電子決済手段・暗号資産	サービス仲介業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。)をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、又は会社分割による電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の全部の承継をさせようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 2 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 一 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の一部の廃止をし、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の一部の譲渡をし、又は会社分割により電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の一部の承継をさせたとき その電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の廃止をし、譲渡をし、又は承継をさせた個人又は法人 二 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者である個人が死亡したとき その相続人 三 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者である法人について破産手続開始の決定があつたとき その破産管財人 3 次の各号のいずれかに該当するときは、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の第六十三条の二十二の二の登録は、その効力を失う。この場合において、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者であつた者は、その行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に関する債務の履行を完了する目的の範囲内においては、なお電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者とみなす。 一 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が第一項の規定による届出をしたとき又は前
項第二号若しくは第三号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたとき。 二 第二十八項各号に掲げる行為に係る業務のいずれも行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が次のいずれかに該当することとなつたとき。 イ 第六十二條の三の登録(第六十二條の四第一項第七号に掲げる事項に電子決済手段関連業務を含むものに限る。ハ及び次号イにおいて同じ。)又は第六十二條の七第一項の変更登録(新たに電子決済手段関連業務を行うこととするものに限る。ハ及び同号イにおいて同じ。)及び第六十三條の二の登録を受けたとき。 ロ 所属電子決済手段等取引業者及び所属暗号資産交換業者がなくなつたとき。 ハ 第六十二條の三の登録又は第六十二條の七第一項の変更登録を受け、かつ、所属暗号資産交換業者がなくなつたとき。 二 第六十三條の二の登録を受け、かつ、所属電子決済手段等取引業者がなくなつたとき。 三 電子決済手段仲介行為に係る業務を行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者(暗号資産仲介行為に係る業務を行う者を除く。)が次のいずれかに該当することとなつたとき。 イ 第六十二條の三の登録又は第六十二條の七第一項の変更登録を受けたとき。 ロ 所属電子決済手段等取引業者がなくなつたとき。 四 暗号資産仲介行為に係る業務を行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者(電子決済手段仲介行為に係る業務を行う者を除く。)が次のいずれかに該当することとなつたとき。	イ 第六十三條の二の登録を受けたとき。 ロ 所属暗号資産交換業者がなくなつたとき。 (登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等) 第六十三條の二十二の二十四 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者について、第六十三條の二十二の二十第一項又は第二項の規定により第六十三條の二十二の二の登録が取り消されたとき(電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の利用者の保護に欠け、又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがない場合として内閣府令で定める場合を除く。)は、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者であつた者は、その行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に関し負担する債務の履行を速やかに完了しなければならない。この場合において、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、当該債務の履行を完了する目的の範囲内においては、なお当該種別の業務を行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者と

して第六十三条の二十二の二の登録を受けているものとみなす。

(外国電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の勧誘の禁止)

六十三條の二十二の二十五 六十三條の二十二の二の登録を受けていない外国電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、国内にある者に対して、第二条第十八項各号に掲げる行為又はこれらに相当する行為の勧誘をしてはならない。

第六十三条の二十三ただし書中「第二条第十八項各号」を「第二条第二十一項各号」に改める。

第六十三条の二十四第一項第六号中「第二条第十八項各号」を「第二条第二十一項各号」に、「第一百七条第十七号」を「第一百七条第十九号」に改める。

第六十三條の三十九第一号中「第二條第二十九項第五号」を「第二條第三十二項第五号」に改め、同條第二号中「第二條第二十九項第九号」を「第二條第三十二項第九号」に改め、同條第三号中「第二條第二十九項第十六号」を「第二條第三十二項第十六号」に、「同條第十八項第一号」を「同條第二十二項第一号」に改める。

第六十三条の四十並びに第六十三条の四十一第一項第一号及び第二項第一号中「第二条第十八項第一号」を「第二条第二十二項第一号」に改める。

第八十八条第一号中「又は」を「若しくは」に改

め、「当たり」の下に「又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者(会員を所属電子決済手段

等取引業者等とするものに限る。第九十二条及び第九十七条を除き、以下この章において同じ。）が電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を行うに

当たり」を、「の会員の下に」及び電子決済手段：暗号資産サービス仲介業者」を加え、同条第二号中「又は暗号資産交換業に」を若しくは暗号資産交換業又は電子決済手段：暗号資産サービス仲介業者の行う電子決済手段：暗号資産サービス仲介

業」に「又は暗号資産交換業の」を、暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の」に改め、同条第三号中「又は暗号資産交換業」を「若しくは暗号資産交換業又は電子決済手

段・暗号資産サービス仲介業者の行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」に改め、同条第四号中「会員」の下に「及び電子決済手段・暗号資産

「サビ」の仲介業者」を加え、同条第五号中「又は暗号資産交換業」を、「暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」に改め、同条第六号中「又は暗号資産交換業」を「若しくは暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の行う電子決済手段・暗号資産サービス仲

介業」に改め、同条第七号及び第八号中「又は暗号資産交換業を」、「暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」に改める。

第九十一条第一項中「又は暗号資産交換業の」を「暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の」に、「又は暗号資産交換業に

を「若しくは暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に」改め、「当該会員」

の下に「又は当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を加え、同条第二項中「会員」の下に「又は当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介

業者」を加え、同条第三項及び第四項中「会員」の下に「又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を加える。

第九十二条第一項及び第九十七条中「又は暗号資産交換業者」を、「暗号資産交換業者又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」に改める。

第一百一条第二項の表第二條第二十八項の項中「又は」を「に」、「に」を「又は」電子決済手段・暗号資産サービス仲介業同條第十八項に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業をいう。次項において同じ。」に改め、同表第二條第二

十九項の項中「又は暗号資産交換業」を、「暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」に改め、同表第二条第三十一項の項中「第二条第二十五項」を「第二条第二十八項」に改める。

第二百一条第一項中「第六十三條の十五第一項若しくは第二項」の下に、「第六十三條の二十二の十八第一項若しくは第二項」を加える。

第百三条第一項中「暗号資産交換業者」の下に「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を加え、「第二条第十八項第一号」を「第二条第二十一項第一号」に改め、同条第二項中「暗号資産交換業者」の下に「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を加える。

第百七条第二号中「若しくは」を「」に改め、「第六十三條の二の下に「若しくは第六十三條の二十の二」を、「第六十二條の七第一項」の下に「若し

くは第六十三条の二十一の六第一項」を加え、同条第八号中「の規定に違反して、同条を削り、同条第十九号を同条第二十一号とし、同条第十八号中「の規定に違反して、同項」を削り、同号を同条第二十号とし、同条第十七号を同条第十九号とし、同条第十六号を同条第十八号とし、同条第十

五号を同条第十七号とし、同条第十四号中「の規定に違反して、同条」を削り、同号を同条第十六号とし、同条第十三号の次に次の二号を加える。

十四 第六十三条の二十二の六第一項の変更登録を受けなくて新たな種別の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を行ったとき。

十五 第六十三条の二十二の七の規定に違反して、他人に電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を行わせたとき。

第百八条第十号を同条第十一号とし、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 第六十三条の二十二の二十第一項の規定による電子決済手段・暗号資産サービス仲介業

の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第百九条第五号中「第六十三条の十三」の下に第六十三条の二十二の十六を加え、同条第六

第六十三條の十四第一項若しくは第二項の下に「第六十三條の二十二の十七を加え、同条第七号及び第八号中第六十三條の十五第一項若しくは第二項の下に「第六十三條の二十二の十七」を加え、同条第九号中第六十三條の十七第一項の下に又は第六十三條の二十二の十五第一項」を加え、同条第十二号とし、同条第十号中第六十三條の九の三の下

（第六十三条の二十二の十五第二項において準加える場合を含む。以下この号において同じ。」）を加え、「同条第一号」を「第六十三条の九の三第三号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九の次に次の一号を加える。

第十六の二の規定による命令に違反したとき。
第百十條第二号中「第六十二條の十三」の下に
は第六十三條の二十二の十三を加える。

第百二十二条第二号中「又は第六十三條の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定による」を、「第六十三條の三第一項の規定に

の登録申請書若しくは同条第二項の規定による
書類又は第六十三条の二十二の三第一項(第
十三條の二十二の六第二項において準用する場

（を含む。）の規定による登録申請書若しくは第二
二条の二十二の三第二項（第六十三條の二十二
の第二項において準用する場合を含む。）の規定

「まゝ」に改め、同条第十三号中「第六十三條の九」の下に「第六十三條の二十二の十五第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第十四号中「第六十三條の九の三」の下に「第六十三條の二十二の十五第二項において準用する場合を

含む。以下この号において同じ。」を加え、「同条第二号」を「第六十三条の九の三第二号」に改める。

第六十三条第一号中「第六十三条の十六」の下に「第六十三条の二十二の十九を加える。」

第六十四条第一号中「若しくは第六十三条の六第一項若しくは第二項」を「第六十三条の六第一項若しくは第二項若しくは第六十三条の二十二の六第三項若しくは第四項」に改める。

第六十五条第一項第一号及び第四号中「第十号」を「第十一号」に改める。

第六十七条第一号中「若しくは第六十三条の二十第一項」を「第六十三条の二十第一項」に、「の規定」を「若しくは第六十三条の二十二の二十三第一項若しくは第二項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正後の資金決済に関する法律(次項及び附則第九条において「新資金決済法」という。)第二条の二の規定により為替取引に該当するものとされる行為(この法律による改正前の資金決済に関する法律第二条の二の規定により為替取引に該当するものとされる行為を除く。同項におい

て同じ。)を業として営んでいる者は、この法律の施行の日から起算して六月間(資金決済に関する法律第三十七条の登録の申請をした場合において、当該期間内にその申請について同法第四十条第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分のあった日までの間)は、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四条第一項及び第四十七条第一項並びに資金決済に関する法律第三十七条の規定にかかわらず、当該行為を業として営むことができる。

2

前項の規定により新資金決済法第二条の二の規定により為替取引に該当するものとされる行為を業として営むことができる者がこの法律の施行の日から起算して六月間を経過する日までに資金決済に関する法律第三十七条の登録の申請をした場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分が行われることなく、その期間を経過したときは、その申請についてこれらの処分があるまでの間も、同項と同様とする。ただし、この法律の施行の日から起算して二年を経過したときは、この限りでない。

(登録免許税法の一部改正)

第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四十九号中「暗号資産交換業者の登録」の下に「電子決済手段・暗号資産サード仲介業者の登録」を加え、同号(イ)を同号(ロ)とし、同号(ロ)から(九)までを同号(九)から(出)までとし、同号(出)の次に次のように加える。

(七) 資金決済に関する法律第六十三条の二十二の二(電子決済手段・暗号資産サード仲介業者の登録)の電子決済手段・暗号資産サード仲介業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(八) 資金決済に関する法律第六十三条の二十二の六第一項(変更登録等)の変更登録	登録件数	一件につき九万円

(住民基本台帳法の一部改正)

第四条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十二の項中「第六十三条の六第二項の届出」の下に「同法第六十三条の二十二の登録、同法第六十三条の二十二の六第四項の届出」を加える。

(信託業法の一部改正)

第五条 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第六号中「第二条第二十七項」を「第二条第三十項」に改める。

(経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部改正)

第六条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和四年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第十四号中「第二条第二十項」を「第二条第二十三項」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新資金決済法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、○新資金決済法第二条の二に該当する行為の範囲その他○新資金決済法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和七年六月五日

経済産業委員長 牧山ひろえ
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、経済的に窮境に陥るおそれのある事業者の早期での事業再生の円滑化を図るため、当該事業者の申出により、経済産業大臣の指定を受けた公正な第三者の関与の下で、金融機関等である債権者の一定割合以上の多数決とその決議に対する裁判所の認可により、当該事業者がその債務に係る権利関係の調整を行うことができる手続等を整備しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 本制度において、特に技術や人材の散逸を回避することや、従業員の協力の下で円滑に早期事業再生計画が実施されることが重要であることと鑑み、対象債権者や確認事業者の労使等となり得る関係者に對し、本制度の位置付け等について適切な情報提供を行うこと。
- 二 早期事業再生に向け、確認事業者が会社分割や事業譲渡等によってその従業員の雇用や労働

条件の変更等を実施する可能性がある場合には、過半数労働組合等との協議を通じてその理解と協力を得るよう促すとともに、早期事業再生計画にそれら協議の状況を明記することとし、指定確認調査機関による調査の対象とすること。また、上記の趣旨を踏まえ、確認事業者が労働組合との協議のために情報提供を行う場合には、手続開始の公告をせず権利変更の対象を金融債務に限定することで事業価値の毀損の回避を図るといふ本制度の趣旨に鑑み、情報の秘密保持が適切になされるための必要な措置を、指定確認調査機関がその業務規程において定める事項とすること。

三 権利変更決議については、早期事業再生計画に基づく雇用や労働条件の変更等のほか確認事業者とその労働組合による労働協約等の変更等に法的な効力を及ぼすものでないことを明確にし、濫用的な取扱いがなされないよう必要な措置を講ずるとともに、その効力の発生後においても早期事業再生計画に基づく確認事業者の取組が従業員の協力の下で円滑に行われているかどうか等に留意し、必要に応じ適切に対応すること。

四 指定確認調査機関の指定をする際には、対象債権者の権利変更手続全体の円滑な実施、早期事業再生計画の適確な調査、確認調査員の適正な選任等を実施するために十分な能力を有しているかどうか、特に確認をすること。

五 確認調査員の選任については、そのプロセスの透明性を高めるとともに、多数決により金融債務の権利変更を行うことが可能になることを踏まえ、その選任要件は事業再生ADRにおける手続実施者に比較して、より厳格に定めること。また、確認調査員の見識を高め経験値を共有できるようにするため、研修の機会等の充実を図ること。

六 本法の手続開始の要件が民事再生法等から緩和されていることを踏まえ、債務調整の必要性がない事業者が本制度を濫用することで債権者の利益が不当に害されることがないように、指定確認調査機関が本制度の利用要件を確認する際に濫用を図る事業者を適切に排除するための運用における留意すべき点を整理し、広く周知・広報を行うこと。

七 中小企業の実業再生支援については、物価高や人手不足等の厳しい経営環境の中でその必要性が高まっていることを踏まえ、中小企業活性化協議会や中小企業の実業再生等に関するガイドライン等を活用した既存の支援に当たり、関係機関の緊密な連携の下で事業者に寄り添った支援を一層充実させること。

右決議する。

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和七年五月三十日

参議院議長 関口 昌一殿

衆議院議長 額賀福志郎

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案

第二章 対象債権者の権利の変更に関する手続

第一節 指定確認調査機関の確認等(第三十一条 第九条)

第二節 対象債権者集会及び権利変更決議の認可(第三十条 第二十九条)

第三節 雑則(第三十条 第四十五条)

第三章 指定確認調査機関

第一節 総則(第四十六条 第四十八条)

第二節 業務(第四十九条 第五十四条)

第三節 監督(第五十五条 第六十三条)

第四章 確認事業者に係る特例(第六十四条 第七十九条)

第五章 罰則(第八十条 第九十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、経済的に窮境に陥るおそれのある事業者について早期での円滑な事業再生を促すことにより、当該事業者が〇〇経営資源を有効に活用してその事業活動を活性化できるようにすることが重要であることと鑑み、当該事業者の事業再生の実施のため、公正かつ中立な第三者が関与して金融機関等であるその債権者の一定の割合以上の多数の同意を得、かつ、裁判所の認可を受けた当該債権者の決議により、当該債権者に対する当該事業者の債務に係る権利関係の調整を行うことができる手続等に関し必要な事項を定め、もつて当該事業者の円滑な事業再生の実施を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。

一 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関

二 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四条第一項の免許を受けた同法第十条第二項第八号に規定する外国銀行

三 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項に規定する農水産業協同組合

四 保険業法(平成七年法律第五十五号)第二条第二項に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会社等及び同法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人

五 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者

六 政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる経済産業省令で定める特殊法人等法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項に規定する独立行政法人をいう。)

七 前各号に掲げる者のほか、金銭の貸付けその他金融に関する業務で信用の供与に係るものを行う事業者として経済産業省令で定める者

八 地方公共団体

九 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)第二条第三項に規定する債権回収会社その他債権の譲受けに関する業務を行う事業者として経済産業省令で定める者

2 この法律において「貸付債権等」とは、貸付債権その他信用の供与に基づく債権として経済産業省令で定めるもの(前項第九号に掲げる者が有するものにあつては、同項第一号から第八号までに掲げる者が有していたものを同項第九号に掲げる者が譲り受けた場合のものに限る。)をいう。	調査機関」という。)に提出し、その申請が次の各号のいずれにも該当する旨の確認を受けなければならぬ。 一 当該事業者が事業の継続に支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することが困難となるおそれがあること。 二 貸付債権等一覧表に記載のある債権が当該事業者に対して金融機関等が有する当該確認前の原因に基づいて生じた貸付債権等であること。	手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受け、及び破産事件、再生事件、更生事件、特別清算事件又は承認援助事件に係属している者でないこと。 六 第十条の対象債権者集会の時期の見込み 七 その他経済産業省令で定める事項	第四十六条第一項第五号及び第五十二条を除き、以下同じ。)に第一項の確認の実施に関する事務を実施させなければならない。 7 指定確認調査機関は、第一項の確認をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を対象債権を有する者に通知しなければならない。 (変更の確認等) 第四条 確認事業者は、前条第一項の確認に係る権利の変更についての内容を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その変更が同項各号(当該変更に係る部分に限る。)のいずれにも該当する旨の指定確認調査機関の確認を受けなければならない。ただし、同条第二項第六号及び第七号並びに第三項第三号に掲げる事項の変更、対象債権を有する者の変更その他経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 確認事業者は、前項ただし書の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を指定確認調査機関に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める特に軽微な変更については、この限りでない。 3 前条第六項の規定は第一項の規定による変更の確認について、同条第七項の規定は第一項の規定による変更の確認及び前項の規定による対象債権を有する者の変更の届出について、それぞれ準用する。 (確認の取消) 第五条 指定確認調査機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第三条第一項の確認を取り消さなければならない。 一 第三条第一項の確認に係る権利の変更についての内容(前条第一項の規定による変更の確認があつたときは、その変更後のもの)が第三条第一項第一号若しくは第三号から第五号までのいずれかに該当しないこととなつた
3 この法律において「対象債権」とは、次条第一項の確認を受けた事業者(以下「確認事業者」という。)に対して当該確認の時に金融機関等が有する当該確認前の原因に基づいて生じた貸付債権等及び当該貸付債権等に係る次に掲げる権利をいう。 一 当該確認後の利息の請求権 二 当該確認後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権 4 この法律において「対象債権者」とは、対象債権を有する者であつて、次条第七項(第四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた者をいう。 第二章 対象債権者の権利の変更に関する手続 第一節 指定確認調査機関の確認等 (指定確認調査機関の確認) 第三条 経済的に窮境に陥るおそれのある事業者は、その事業再生を図るため、第十条の対象債権者集会における第十一条に規定する権利変更議案の決議(以下「権利変更決議」という。)により当該事業者に対して貸付債権等を有する金融機関等の権利を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該権利の変更について、申請書に当該権利の変更に関する概要を記載した書面(以下この条において「権利変更概要書」という。)及び当該貸付債権等の一覧表(以下この条において「貸付債権等一覧表」という。)を添付して、これらを第四十六条第一項の規定による指定を受けた者(以下「指定確認	調査機関」という。)に提出し、その申請が次の各号のいずれにも該当する旨の確認を受けなければならぬ。 一 当該事業者が事業の継続に支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することが困難となるおそれがあること。 二 貸付債権等一覧表に記載のある債権が当該事業者に対して金融機関等が有する当該確認前の原因に基づいて生じた貸付債権等であること。 三 権利変更概要書において記載された当該権利の変更に関する方針が第十一条に規定する権利変更議案の可決の見込みがないことが明らかでないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること。 四 当該権利の変更に関する方針が貸付債権等一覧表に記載のある金融機関等の一般の利益に適合する見込みがあること。 五 当該事業者が、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受け、及び破産事件、再生事件、更生事件、特別清算事件又は承認援助事件に係属している者でないこと。	三 その他経済産業省令で定める事項 4 第一項の確認の申請には、権利変更概要書及び貸付債権等一覧表(第十二条第一項及び第十四条第一項において「権利変更概要書等」という。)のほか、定款、登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。 5 前項の場合において、定款、貸借対照表又は損益計算書が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)で作成されているときは、書類に代えて当該電磁的記録を添付することができる。 6 指定確認調査機関は、確認調査員(第五十二条の規定により選任された確認調査員をいう。	指定確認調査機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第三条第一項の確認を取り消さなければならない。 一 第三条第一項の確認に係る権利の変更についての内容(前条第一項の規定による変更の確認があつたときは、その変更後のもの)が第三条第一項第一号若しくは第三号から第五号までのいずれかに該当しないこととなつた
令和七年六月六日 参議院会議録第二十五号	円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案		

とき、又は当該確認若しくは変更の確認を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。 二 第十五条第一項の調査の結果、第十一条に規定する権利変更議案、第十四条第一項に規定する早期事業再生計画又は同条第四項の規定による評定の内容が第十五条第一項各号に掲げる要件に該当していなかったとき。 三 確認事業者が前条第一項の規定に違反したとき。 四 確認事業者が対象債権を有する者の変更（前条第二項ただし書の経済産業省令で定める特に軽微な変更は当該するものを除く。）について同項の規定による届出をしなかったとき。 五 確認事業者が次条第二項の規定に違反して対象債権に係る債務の弁済をしたことが判明したとき。ただし、弁済を行うことについてやむを得ない事由があるものとして経済産業省令で定める場合には、この限りでない。 六 確認事業者が第十四条第一項の期間、同条第二項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間、内に同条第一項の規定による提出をしなかったとき。 七 確認事業者が第十五条第一項の調査に対して正当な理由がなく協力しなかったとき。 八 確認事業者が第十六条第二項の規定に違反したとき。 九 確認事業者が偽りその他不正の手段により第三条第一項の確認、前条第一項の規定による変更の確認又は第十五条第一項の調査を受けたことが判明したとき。 二 第三条第七項の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。 三 指定確認調査機関は、第七条第一項又は第八条第一項の申立てがされた後に第一項の規定による取消しをしたときは、当該申立てに係る事件が係属する裁判所に対し、当該取消しをした旨を通知しなければならない。ただし、当該申立てが却下され、若しくは棄却された場合又は当該申立てに係る中止の命令が取り消された場合には、この限りでない。 （一時停止の要請等） 第六条 指定確認調査機関は、第三条第一項の確認後、速やかに、全ての対象債権者に対し、第十一条に規定する権利変更議案につき第二十条第一項に規定する議決権者の全ての同意が得られ、当該権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間、対象債権の回収その他の経済産業省令で定める債権者としての権利の行使（第十三条において「回収等」という。）をしないこと（同条において「一時停止」という。）を要請しなければならない。この場合において、指定確認調査機関は、経済産業省令で定めるところにより、当該要請をした旨を確認事業者に通知しなければならない。 二 確認事業者は、前項の規定による通知があつた時から第十一条に規定する権利変更議案につき第二十条第一項に規定する議決権者の全ての同意が得られ、当該権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間、対象債権に係る債務の弁済をすることができない。ただし、弁済をすることについて全ての対象債権者の同意を得た対象債権その他これを弁済しても他の対象債権者を害するおそれがない対象債権として経済産業省令で定めるものに係る債務の弁済については、この限りでない。 三 対象債権者は、確認事業者又は指定確認調査機関から求めがあつた場合には、この章に定める手続（第三十一条第一項に規定する対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続を除く。以下「対象債権者集会手続」という。）の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。 （強制執行等の中止命令等） 第七条 裁判所は、第三条第一項の確認があつた場合において、必要があると認めるときは、確認事業者又は対象債権者の申立てにより、相当の期間を定めて、対象債権に基づく強制執行、仮差押え若しくは仮処分又は対象債権を被担保債権とする留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売の手続で、確認事業者の財産に対して既にされているものの中止を命ずることができる。ただし、これらの手続の申立人である対象債権者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。 二 裁判所は、前項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。 三 裁判所は、確認事業者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、確認事業者の申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで、第一項の規定により中止した手続の取消しを命ずることができる。 四 第一項の規定による中止の命令、第二項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しては、確認事業者及び対象債権者に限り、即時抗告をすることができる。 五 前項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五十七条第一項に規定する電子裁判書であつて、同条第三項の規定によりファイルに記録されたものをいう。次条第五項において同じ。）を当事者に送達しなければならない。 六 非訟事件手続法第七十二条第二項及び第三項の規定は、第三項の規定により担保を立てる場合における供託及びその担保について準用する。 七 第一項の申立てがあつた場合並びに第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、裁判所は、その旨を指定確認調査機関に通知しなければならない。 （担保権の実行手続の中止命令） 第八条 裁判所は、第三条第一項の確認があつた場合において、対象債権者の一般の利益に適合し、かつ、確認事業者の財産につき存する担保権（対象債権者の対象債権を被担保債権とするものに限る。以下この項において同じ。）を有する者（次項及び第四項において「担保権者」という。）に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、確認事業者又は対象債権者の申立てにより、相当の期間を定めて、その担保権の実行手続の中止を命ずることができる。 二 裁判所は、前項の規定による中止の命令を発する場合に、担保権者の意見を聴かなければならない。 三 裁判所は、第一項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。 四 第一項の規定による中止の命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、担保権者に限り、即時抗告をすることができる。 五 前項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。 六 前条第七項の規定は、第一項の申立て並びに同項の規定による中止の命令、第三項の規定による決定及び第四項の即時抗告についての裁判について準用する。 （中止した手続の失効） 第九条 権利変更決議の認可の決定があつたときは、第七条第一項の規定により中止した手続は、その効力を失う。 第二節 対象債権者集会及び権利変更決議の認可 （対象債権者集会の構成） 第十条 対象債権者は、対象債権者集会を組織する。	件が係属する裁判所に対し、当該取消しをした旨を通知しなければならない。ただし、当該申立てが却下され、若しくは棄却された場合又は当該申立てに係る中止の命令が取り消された場合には、この限りでない。 （一時停止の要請等） 第六条 指定確認調査機関は、第三条第一項の確認後、速やかに、全ての対象債権者に対し、第十一条に規定する権利変更議案につき第二十条第一項に規定する議決権者の全ての同意が得られ、当該権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間、対象債権の回収その他の経済産業省令で定める債権者としての権利の行使（第十三条において「回収等」という。）をしないこと（同条において「一時停止」という。）を要請しなければならない。この場合において、指定確認調査機関は、経済産業省令で定めるところにより、当該要請をした旨を確認事業者に通知しなければならない。 二 確認事業者は、前項の規定による通知があつた時から第十一条に規定する権利変更議案につき第二十条第一項に規定する議決権者の全ての同意が得られ、当該権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間、対象債権に係る債務の弁済をすることができない。ただし、弁済をすることについて全ての対象債権者の同意を得た対象債権その他これを弁済しても他の対象債権者を害するおそれがない対象債権として経済産業省令で定めるものに係る債務の弁済については、この限りでない。 三 対象債権者は、確認事業者又は指定確認調査機関から求めがあつた場合には、この章に定める手続（第三十一条第一項に規定する対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続を除く。以下「対象債権者集会手続」という。）の円滑な実	施に協力するよう努めなければならない。 （強制執行等の中止命令等） 第七条 裁判所は、第三条第一項の確認があつた場合において、必要があると認めるときは、確認事業者又は対象債権者の申立てにより、相当の期間を定めて、対象債権に基づく強制執行、仮差押え若しくは仮処分又は対象債権を被担保債権とする留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売の手続で、確認事業者の財産に対して既にされているものの中止を命ずることができる。ただし、これらの手続の申立人である対象債権者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。 二 裁判所は、前項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。 三 裁判所は、確認事業者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、確認事業者の申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで、第一項の規定により中止した手続の取消しを命ずることができる。 四 第一項の規定による中止の命令、第二項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しては、確認事業者及び対象債権者に限り、即時抗告をすることができる。 五 前項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五十七条第一項に規定する電子裁判書であつて、同条第三項の規定によりファイルに記録されたものをいう。次条第五項において同じ。）を当事者に送達しなければならない。 六 非訟事件手続法第七十二条第二項及び第三項の規定は、第三項の規定により担保を立てる場合における供託及びその担保について準用する。 七 第一項の申立てがあつた場合並びに第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、裁判所は、その旨を指定確認調査機関に通知しなければならない。 （担保権の実行手続の中止命令） 第八条 裁判所は、第三条第一項の確認があつた場合において、対象債権者の一般の利益に適合し、かつ、確認事業者の財産につき存する担保権（対象債権者の対象債権を被担保債権とするものに限る。以下この項において同じ。）を有する者（次項及び第四項において「担保権者」という。）に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、確認事業者又は対象債権者の申立てにより、相当の期間を定めて、その担保権の実行手続の中止を命ずることができる。 二 裁判所は、前項の規定による中止の命令を発する場合に、担保権者の意見を聴かなければならない。 三 裁判所は、第一項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。 四 第一項の規定による中止の命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、担保権者に限り、即時抗告をすることができる。 五 前項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。 六 前条第七項の規定は、第一項の申立て並びに同項の規定による中止の命令、第三項の規定による決定及び第四項の即時抗告についての裁判について準用する。 （中止した手続の失効） 第九条 権利変更決議の認可の決定があつたときは、第七条第一項の規定により中止した手続は、その効力を失う。 第二節 対象債権者集会及び権利変更決議の認可 （対象債権者集会の構成） 第十条 対象債権者は、対象債権者集会を組織する。	判があつた場合には、裁判所は、その旨を指定確認調査機関に通知しなければならない。 （担保権の実行手続の中止命令） 第八条 裁判所は、第三条第一項の確認があつた場合において、対象債権者の一般の利益に適合し、かつ、確認事業者の財産につき存する担保権（対象債権者の対象債権を被担保債権とするものに限る。以下この項において同じ。）を有する者（次項及び第四項において「担保権者」という。）に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、確認事業者又は対象債権者の申立てにより、相当の期間を定めて、その担保権の実行手続の中止を命ずることができる。 二 裁判所は、前項の規定による中止の命令を発する場合に、担保権者の意見を聴かなければならない。 三 裁判所は、第一項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。 四 第一項の規定による中止の命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、担保権者に限り、即時抗告をすることができる。 五 前項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。 六 前条第七項の規定は、第一項の申立て並びに同項の規定による中止の命令、第三項の規定による決定及び第四項の即時抗告についての裁判について準用する。 （中止した手続の失効） 第九条 権利変更決議の認可の決定があつたときは、第七条第一項の規定により中止した手続は、その効力を失う。 第二節 対象債権者集会及び権利変更決議の認可 （対象債権者集会の構成） 第十条 対象債権者は、対象債権者集会を組織する。
---	--	--	---

(対象債権者集会の権限)

第十一条 対象債権者集会は、対象債権者の権利(対象債権者が担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分に係る権利を除く。以下同じ。)の変更に關する議案(以下「権利変更議案」という。)について決議をすることができる。

(権利変更議案)

第十二条 確認事業者は、権利変更議案において、権利変更概要書等(第四条第一項の規定による変更の確認又は同条第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。第十四条第一項において同じ。)に基づき、対象債権者の権利の全部又は一部を変更する事項を定めなければならない。

2 対象債権者の権利の全部又は一部を変更する事項においては、対象債権(担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分を除く。)に係る債務の減免、期限の猶予その他の対象債権者の権利の変更の一般基準を定めなければならない。

3 担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分の確定していない対象債権を有する者があるときは、権利変更議案において、その対象債権の部分が確定した場合における対象債権者としての権利の行使に關する適確な措置を定めなければならない。

(権利変更議案による対象債権者の権利の変更)
第十三条 権利変更議案による対象債権者の権利の変更の内容は、対象債権者の間では平等でなければならない。ただし、不利益を受ける対象債権者の同意がある場合又は少額の対象債権若しくは第六条第一項の規定による一時停止の要請に反して回収等をした対象債権者の対象債権について別段の定めをし、その他これらの者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

(早期事業再生計画)

第十四条 確認事業者は、第三条第一項の確認後六月以内に、権利変更概要書等に基づき、確認事業者の早期での事業再生に關する計画(以下「早期事業再生計画」という。)を作成し、権利変更議案の内容を記載した書面と共に指定確認調査機関に提出しなければならない。

2 指定確認調査機関は、前項の期間内に同項の規定による提出をすることができないことについてやむを得ない事由があるものとして経済産業省令で定める場合には、確認事業者の申請により、六月以内を限り、同項の期間を延長することができる。

3 早期事業再生計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 確認事業者が早期での事業再生を図るために権利変更決議を必要とするに至った事情
二 確認事業者の業務に關する経過及び現状
三 確認事業者の資産及び負債に關する経過及び現状(対象債権の内容及び原因並びに当該対象債権を有する対象債権者の氏名又は名称を含む)。
四 対象債権が担保権によって担保されるものであるときは、その旨並びに当該担保権の内容及びその目的である財産
五 確認事業者の資産及び負債並びに収入及び支出の見込み(資金の調達を行う場合には、当該資金の調達に關する事項を含む)。

六 確認事業者が早期での事業再生を図るため実施しようとする今後の事業活動に關する事項(当該確認事業者に係る従業員の当該事業活動への協力並びに当該確認事業者に係る技術及び人材の散逸の回避の見込みに關する事項として経済産業省令で定めるものを含む)。
七 その他経済産業省令で定める事項

4 確認事業者は、第一項の規定により早期事業再生計画を提出するときは、前項第三号の確認

事業者の資産及び負債に關し、これらの価額(同項第四号の担保権の目的である財産の価額を含む。)を経済産業省令で定める基準に従い評定した結果を添付しなければならない。

(指定確認調査機関の調査)

第十五条 指定確認調査機関は、前条第一項の規定による提出を受けたときは、権利変更議案、早期事業再生計画及び同条第四項の規定による評定の内容が次に掲げる要件に該当するものであることについて調査を行わなければならない。

一 権利変更議案の内容が法令の規定に違反しないこと。

二 権利変更議案により変更される対象債権者の権利に係る債務が履行される見込みがないことが明らかでないこと。

三 権利変更議案の内容が対象債権者の一般の利益に適合するものであること。

四 権利変更議案における対象債権者の権利の全部又は一部を変更する事項が、前条第三項第三号から第五号までに掲げる事項を踏まえて定められていること。

五 早期事業再生計画の内容が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

六 前条第四項の規定による評定の内容が同項の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

2 指定確認調査機関は、確認調査員に前項の調査の実施に關する事務を実施させなければならない。

3 確認事業者は、第一項の調査に協力しなければならない。

4 指定確認調査機関は、第一項の調査の結果を確認事業者に報告しなければならない。

(対象債権者集会の招集等)
第十六条 対象債権者集会は、確認事業者が招集する。

2 確認事業者は、前条第四項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、権利変更議案を決議するために対象債権者集会を招集しなければならない。

3 確認事業者は、対象債権者集会を招集する場合に、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 対象債権者集会の日時

二 対象債権者集会の目的である事項

三 対象債権者集会に出席しない対象債権者が電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

四 その他経済産業省令で定める事項

4 対象債権者集会を招集するには、確認事業者は、対象債権者集会の日の経済産業省令で定める日数前までに、対象債権者及び指定確認調査機関に対して、経済産業省令で定めるところにより、書面をもってその通知を発しなければならない。

5 確認事業者は、前項の書面による通知の発出に代えて、経済産業省令で定めるところにより、同項の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該確認事業者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

6 前二項の通知には、第三項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(対象債権者集会書類及び議決権行使書面の交付等)

第十七条 確認事業者は、前条第四項の通知(権利変更議案を決議するための対象債権者集会に係るものに限る。)に際しては、経済産業省令で定めるところにより、対象債権者に対し、権利変更議案の内容を記載した書面、早期事業再生計画、第十五条第四項の規定により報告を受け

た同条第一項の調査の結果を記載した書面その他議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類(次項において「対象債権者集会書類」という。)及び対象債権者が議決権を行使するための書面(以下「議決権行使書面」という。)を交付しなければならない。

2 確認事業者は、前条第五項の承諾をした対象債権者に対し同項の規定により電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による対象債権者集会書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、対象債権者の請求があつたときは、これらの書類を当該対象債権者に交付しなければならない。

第十八条 確認事業者は、第十六条第三項第三号に掲げる事項を定めた場合には、同条第五項の承諾をした対象債権者に対する電磁的方法による通知に際して、経済産業省令で定めるところにより、対象債権者に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

2 確認事業者は、第十六条第三項第三号に掲げる事項を定めた場合において、同条第五項の承諾をしていない対象債権者から対象債権者集会の日の経済産業省令で定める日数前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、直ちに、当該対象債権者に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

(対象債権者の議決権)
第十九条 対象債権者は、次の各号に掲げる対象債権の区分に従い、それぞれ当該各号に定める金額に応じ、対象債権者集会における議決権を有する。

一 第三条第一項の確認後に期限が到来すべき確定期限付債権で無利息のもの 当該確認の

時から期限に至るまでの期間の年数(その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に応じた債権に対する当該確認の時ににおける法定利率による利息を債権額から控除した額

二 金額及び存続期間が確定している定期金債権 各定期金につき前号の規定に準じて算定される額の合計額(その額が第三条第一項の確認の時ににおける法定利率によりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額を超えるときは、その元本額)

三 次に掲げる債権 経済産業省令で定める時における評価額

イ 第三条第一項の確認後に期限が到来すべき不確定期限付債権で無利息のもの

ロ 金額又は存続期間が不確定である定期金債権

ハ 金銭債権で、その額が不確定であるもの又はその額を外国の通貨をもつて定めたものの

二 条件付債権

ホ 確認事業者に対して行うことがある将来の請求権

四 前三号に掲げる債権以外の債権 債権額

2 前項の規定にかかわらず、対象債権者は、対象債権のうち、第三条第一項の確認後の利息の請求権並びに当該確認後の不履行による損害賠償及び違約金の請求権については、議決権を有しない。

3 第一項の規定にかかわらず、確認事業者の財産につき存する担保権を有する対象債権者は、その担保権の行使によつて弁済を受けることができる対象債権の額については、議決権を有しない。

4 対象債権者は、第三条第一項の確認後に弁済を受けた対象債権の部分については、議決権を行使することができない。

(対象債権者集会の決議)

第二十条 対象債権者集会において権利変更議案を可決するには、議決権者(議決権を行使することができ対象債権者をいう。以下同じ。)の議決権の総額の四分の三以上の議決権を有する者の同意がなければならない。ただし、一の議決権者が議決権者の議決権の総額の四分の三以上の議決権を有する場合において権利変更議案を可決するには、この項本文の同意のほか、出席した議決権者の過半数の同意がなければならない。

2 第二十四条第一項の規定によりその有する議決権の一部のみを権利変更議案に同意するものとして行使した議決権者(その余の議決権を行使しなかつたものを除く。)があるときの前項ただし書の規定の適用については、当該議決権者一人につき、出席した議決権者の数に一を、同意をした議決権者の数に二分の一を、それぞれ加算するものとする。

3 対象債権者集会においてその延期又は続行を可決するには、出席した議決権者の議決権の総額の二分の一を超える議決権を有する者の同意がなければならない。

4 対象債権者集会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第十六条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

5 確認事業者及び指定確認調査機関(確認調査員を含む。)は、対象債権者に対し、第十七条第一項の規定により交付し、又は同条第二項の規定により提供するもののほか、対象債権者が第一項又は第三項の同意をするか否かの判断をするために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

6 確認調査員は、対象債権者集会に出席し、意見を求められたときは、意見を述べなければならない。

7 確認事業者は、対象債権者集会において、対

象債権者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(議決権の代理行使)

第二十一条 対象債権者は、代理人によつてその議決権を行使することができる。この場合においては、当該対象債権者又は代理人は、代理権を証明する書面を確認事業者に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、対象債権者集会ごとにしなければならない。

3 第一項の対象債権者又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、経済産業省令で定めるところにより、確認事業者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該対象債権者又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

4 対象債権者が第十六条第五項の承諾をした者である場合には、確認事業者は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

(書面による議決権の行使)

第二十二条 対象債権者集会に出席しない対象債権者は、書面によつて議決権を行使することができる。

2 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、経済産業省令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を確認事業者に提出して行う。

3 前項の規定により書面によつて議決権を行使した議決権者は、第二十条第一項ただし書及び第三項の規定の適用については、対象債権者集会に出席したものとみなす。

(電磁的方法による議決権の行使)

第二十三条 電磁的方法による議決権の行使は、経済産業省令で定めるところにより、確認事業者の承諾を得て、経済産業省令で定める時まで

に議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該確認事業者に提供して行う。 2 対象債権者が第十六条第五項の承諾をした者である場合には、確認事業者は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではない。 3 第一項の規定により電磁的方法によって議決権を行使した議決権者は、第二十条第一項ただし書及び第三項の規定の適用については、対象債権者集会に出席したものとみなす。 (議決権の不統一行使) 第二十四条 対象債権者は、その有する議決権を統一しないで行使することができる。この場合においては、対象債権者集会の日の経済産業省令で定める日数前までに、確認事業者に対してその旨及びその理由を通知しなければならない。 2 確認事業者は、前項の対象債権者が他人のために対象債権を有する者でないときは、当該対象債権者が同項の規定によりその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことができる。 (議事録) 第二十五条 対象債権者集会の議事については、確認事業者は、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。 2 確認事業者は、対象債権者集会の日から十年間、前項の議事録をその本店又は主たる営業所若しくは事務所に備え置かなければならない。 3 対象債権者は、確認事業者の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。 一 第一項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 二 第一項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により	表示したものの閲覧又は謄写の請求 (権利変更決議の認可の申立て) 第二十六条 権利変更決議があつたとき(権利変更議案につき、議決権者の全ての同意を得たときを除く。)は、確認事業者は、遅滞なく、裁判所に對し、当該権利変更決議の認可の申立てをしなければならない。この場合において、当該確認事業者は、早期事業再生計画及び第十五条第一項の調査の結果を記載した書面を裁判所に提出しなければならない。 2 前項の場合において、確認事業者は、同項の規定による書面の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(第三十六条第二項及び第三項並びに第三十七条を除き、以下単に「ファイル」という。)に記録し、又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出することができる。この場合において、当該確認事業者は、前項の書面を提出したものとみなす。 (権利変更決議の認可又は不認可の決定) 第二十七条 前条第一項の申立てがあつた場合には、裁判所は、次項の場合を除き、権利変更決議の認可の決定をする。 2 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、権利変更決議の不認可の決定をする。 一 対象債権者集会手続又は権利変更決議の内容が法令の規定に違反し、かつ、その不備を補正することができないものであるとき。ただし、対象債権者集会手続が法令の規定に違反する場合において、当該違反の程度が軽微	であるときは、この限りでない。 二 権利変更決議により変更される対象債権者の権利に係る債務が履行される見込みがないことが明らかであるとき。 三 権利変更決議が不正の方法によって成立するに至つたとき。 四 権利変更決議の内容が対象債権者の一般の利益に反するとき。 3 確認事業者及び対象債権者は、裁判所に對し、前条第一項の申立てについて意見を述べることができる。 4 権利変更決議の認可又は不認可の決定があつた場合には、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、その主文及び理由の要旨を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。 5 前項に規定する場合には、確認事業者及び対象債権者に対して、同項の規定によりファイルに記録された電磁的記録を送達しなければならない。 6 権利変更決議の認可又は不認可の決定に對しては、確認事業者及び対象債権者に限り、即時抗告をすることができる。 7 第七条第七項の規定は、前条第一項の申立て並びに第一項及び第二項の決定並びに前項の即時抗告についての裁判について準用する。 (権利変更決議の効力) 第二十八条 権利変更決議は、認可の決定の時から、効力を生ずる。 2 権利変更決議は、確認事業者及び全ての対象債権者に対してその効力を有する。 3 権利変更決議は、対象債権者が確認事業者の保証人その他確認事業者と共に債務を負担する者に対して有する権利及び確認事業者以外の者が対象債権者のために提供した担保に影響を及ぼさない。 4 権利変更決議の認可の決定があつたときは、	対象債権者の権利は、権利変更決議の内容に従い、変更される。 (議決権者の全ての同意を得た場合における権利変更決議の効力) 第二十九条 権利変更議案につき、議決権者の全ての同意を得たときは、前条第一項及び第四項の規定にかかわらず、権利変更決議はその効力を生じ、対象債権者の権利は、権利変更決議の内容に従い、変更されるものとする。この場合においては、第九条中「権利変更決議の認可の決定があつたとき」とあるのは、「権利変更決議があつたとき」とする。 第三節 雜則 (対象債権者集会決議関連事件の管轄) 第三十条 第七条第一項若しくは第三項、第八条第一項又は第二十六条第一項の申立ては、確認事業者が個人である場合には日本国内に営業所、住所、居所又は財産を有するときに限り、法人その他の団体である場合には日本国内に営業所、事務所又は財産を有するときに限り、することができる。 2 民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定により裁判上の請求をすることができる債権は、日本国内にあるものとみなす。 第三十一条 この章の規定による非訟事件(以下「対象債権者集会決議関連事件」という。)は、確認事業者が、営業者であるときはその主たる営業所の所在地、営業者で外国に主たる営業所を有するものであるときは日本におけるその主たる営業所の所在地、営業者でないとき又は営業者であっても営業所を有しないときはその普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。 2 前項の規定による管轄裁判所がないときは、対象債権者集会決議関連事件は、確認事業者の財産の所在地(債権については、裁判上の請求をすることができる地)を管轄する地方裁判所が管轄する。
---	--	---	---

令和七年六月六日 参議院会議録第二十五号

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案

3 前二項の規定にかかわらず、法人が株式会社の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第百七十九条第三項の規定により

議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次項において同じ。）の過半数を有する場合には、当該法人（以下この項及び次項において「親法人」という。）について対象債

権者集会決議関連事件が係属しているときにおける当該株式会社（以下この項及び次項において「株式会社」という。）についての対象債権者

集会決議関連事件の申立ては、親法人の対象債権者集会決議関連事件が係属している地方裁判

所にもすることができ、子株式会社について対象債権者集会決議関連事件が係属しているときにおける親法人についての対象債権者集会決議関連事件の申立ては、子株式会社の対象債権者集会決議関連事件が係属している地方裁判所にもすることができ。

4 子株式会社又は親法人及び子株式会社が他の株式会社との総株主の議決権の過半数を有する場合には、当該他の株式会社を当該親法人の子株式会社とみなして、前項の規定を適用する。

5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、株式会社が最終事業年度について会社法第四百四十条の規定により当該株式会社及び他の法人に

係る連結計算書類(同条第一項に規定する連結計算書類をいう。)を作成し、かつ、当該株式会

社の定時株主総会においてその内容が報告された場合には、当該株式会社について対象債権者

集会決議関連事件が係属しているときにおける当該他の法人についての対象債権者集会決議関

連事件の申立ては、当該株式会社の対象債権者集会決議関連事件が係属している地方裁判所に
もすることができ、当該他の法人について対象

債権者集会決議関連事件が係属しているときに
おける当該株式会社についての対象債権者集会
決議関連事件の申立ては、当該他の法人の対象
債権者集会決議関連事件が係属している地方裁
判所にもすることができる。

6 第一項及び第二項の規定にかかわらず、対象債権者集会決議関連事件の申立ては、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にもすることができ

第三十二条 この法律に規定する裁判所の管轄は、専属とする。

第三十三条 裁判所は、著しい損害又は遅滞を避

けるため必要があると認めるときは、職権で、対象債権者集会決議関連事件を次の各号に掲げる裁判所のいずれかに移送することができる。

一 確認事業者の主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所の所在地を管轄する地方裁判所

二 第三十一条第二項から第六項までに規定する地方裁判所

三 第三十一条第三項から第六項までの規定に

よりこれらの規定に規定する地方裁判所に対象債権者集会決議関連事件が係属しているときは、同条第一項又は第二項に規定する地方

裁判所
(理由の付記)
第三十四条 対象債権者集会決議関連事件について

ての裁判には、理由を付さなければならない。

(非電磁的事件記録の閲覧等)

第三十五条 確認事業者(第五条第一項の規定に

より第三条第一項の確認を取り消された者を含む。以下この条から第三十七条まで及び第三十九条第一項において同じ。）又は対象債権者は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録（対象

債権者集会決議関連事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。以下この条及び第三十九条第一項において同じ。の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

2 前項の規定は、非電磁的事件記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）については、適用しない。この場合において、確認事

業者又は対象債権者は、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3 前二項の規定による非電磁的事件記録の関

覧、謄写及び複製の請求は、当該記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

4 民事訴訟法第九十二条(第九項及び第十項を除く。)の規定は、非電磁的事件記録について準用する。

（電磁的事件記録の閲覧等）
第三十六条 確認事業者又は対象債権者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところ

ろにより、電磁的事件記録(対象債権者集会決議関連事件の記録その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分

をいう。以下この条及び第三十九条第六項において同じ。の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することが

2 確認事業者又は対象債権者は、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録されている事項

について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してこれらの者の使用に係る電子計算機

に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3 確認事業者又は対象債権者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当

該書面の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判

所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則

で定める電子情報処理組織を使用してこれらの者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定

める方法により提供することを請求することができる。

4 前条第三項の規定は、第一項及び第二項の規

5 民事訴訟法第九十二条の規定は、電磁的事件

記録について準用する。

(事件に関する事項の証明)

第三十七条 確認事業者又は対象債権者は、裁判

所書記官に對し、最高裁判所規則で定めるところにより、対象債権者集会決議関連事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が

最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判

所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してこれらの者の使用に係る電子計算

機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

(閲覧等の特則)

第三十八条 前三条の規定にかかわらず、対象債権者は、第七条第一項又は第八条第一項の規定による中止の命令の申立てについての裁判があるまでの間は、当該申立てに係る事件について前三条の規定による請求をすることができない。

(支障部分の閲覧等の制限)

第三十九条 非電磁的事件記録について、対象債権者がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付の受領又はその複製(以下この条において「閲覧等」という。)を行うことにより、確認事業者の事業の維持再生に著しい支障を生ずるおそれ又は確認事業者の財産に著しい損害を与えるおそれがある部分(以下この条において「支障部分」という。)があることにつき疎明があった場合には、裁判所は、確認事業者の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができざる者を、当該確認事業者に限ることができ。

2 前項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、対象債権者は、支障部分の閲覧等の請求をすることができない。

3 支障部分の閲覧等の請求をしようとする対象債権者は、裁判所に対し、第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、同項の規定による決定の取消しの申立てをすることができ。

4 第一項の申立てを却下した決定及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができ。

5 第一項の規定による決定を取り消す決定は、確定しなければその効力を生じない。

6 前各項の規定は、電磁的事件記録について準用する。この場合において、第一項中「謄写、

その正本、謄本若しくは抄本の交付の受領又はその複製」とあるのは、「複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供の受領」と読み替えるものとする。
(電子情報処理組織による申立て等)

第四十条 対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続における申立てその他の申述(次項及び次条において「申立て等」という。)については、民事訴訟法第百三十二条の十から第百三十二条の十二までの規定を準用する。この場合において、同法第百三十二条の十第五項及び第六項並びに第百三十二条の十二第二項及び第三項中「送達」とあるのは「送達又は送付」と、同法第百三十二条の十一第一項第一号中「もの(第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となつたものを除く。）」とあるのは「もの」と、同項第二号中「第二項」とあるのは「第九条において準用する同法第二項」と、同法第百三十二条の十二第二項第一号中「第百三十三条の二第二項」とあるのは「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第四十一条において読み替えて準用する第百三十三条の二第二項」と読み替えるものとする。

2 対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができ、情報記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。)(申立て等が書面等により行われたときにおける当該書面等を除く。又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項のファイルへの記録については、民事訴訟法第百三十二条の

十三の規定を準用する。この場合において、同条第三号中「第百三十三条の二第二項」とあるのは「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第四十一条において読み替えて準用する第百三十三条の二第二項」と、同条第四号中「第百三十三条の三第一項」とあるのは「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第四十一条において

て読み替えて準用する第百三十三条の三第一項」と読み替えるものとする。
(当事者に対する住所、氏名等の秘匿)
第四十一条 対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続における申立て等については、民事訴訟法第一編第八章の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十三條第三項		當事者	當事者若しくは利害關係參加人(非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第二十一条第五項に規定する利害關係參加人をいう。第百三十三條の四第一項、第二項及び第七項において同じ。)又はこれらの者以外の裁判を受ける者となるべき者(同法第十一条第一項第一号に規定する裁判を受ける者となるべき者をいう。)
第百三十三條第三項	訴訟記録等(訴訟記録又は第百三十二條の四第一項の処分申立てに係る事件の記録		対象債権者集会決議関連事件(円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第三十一条第一項に規定する対象債権者集会決議関連事件
	(中)	()の記録中	
	訴訟記録等の閲覧等(訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等	対象債権者集会決議関連事件の記録の閲覧等(非電磁的事件記録(同法第三十五条第一項に規定する非電磁的事件記録をいう。の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付若しくはその複製又は電磁的事件記録(同法第三十六条第一項に規定する電磁的事件記録をいう。次条において同じ。)の閲覧若しくは複写若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくは電磁的記録の提供	

第二百三十三条の二第一項から第三項まで、第二百三十三条の三第一項及び第二百三十三条の四第二項	訴訟記録等の閲覧等	対象債権者集会決議関連事件の記録の閲覧等
第二百三十三条の二第二項	訴訟記録等中	対象債権者集会決議関連事件の記録中
第二百三十三条の二第五項	電磁的訴訟記録等（電磁的訴訟記録又は第二百三十二条の四第一項の処分申立てに係る事件の記録中ファイリング記録事項に係る部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）	電磁的事件記録から
第二百三十三条の二第六項	電磁的訴訟記録等から	電磁的事件記録から
第二百三十三条の四第一項	者は、訴訟記録等	電磁的事件記録
第二百三十三条の四第二項	当事者	当事者又は利害関係参加人は、対象債権者集会決議関連事件の記録
第二百三十三条の四第二項	訴訟記録等の存する	当事者又は利害関係参加人
第二百三十三条の四第七項	当事者	対象債権者集会決議関連事件の記録の存する
（対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続における指定確認調査機関による意見の陳述）	（対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続における指定確認調査機関に対して、意見の陳述を求めることができる。）	（非訟事件手続法の適用関係）
第四十二条 裁判所は、必要があると認めるときは、対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続において、指定確認調査機関に対し、意見の陳述を求めることができる。	（非訟事件手続法の適用関係）	（対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続には、適用しない。）
第四十三条 非訟事件手続法第二十二條第一項ただし書、第三十二條から第三十二條の三まで、第四十條、第四十二條、第四十二條の二及び第五十七條第二項第二号の規定は、対象債権者集	第四十三条 非訟事件手続法第二十二條第一項ただし書、第三十二條から第三十二條の三まで、第四十條、第四十二條、第四十二條の二及び第五十七條第二項第二号の規定は、対象債権者集	第四十三条 非訟事件手続法第二十二條第一項ただし書、第三十二條から第三十二條の三まで、第四十條、第四十二條、第四十二條の二及び第五十七條第二項第二号の規定は、対象債権者集
第四十四条 仮登記担保契約に関する法律（昭和五十二年法律第七十八号）第四条第一項（同法第	第四十四条 仮登記担保契約に関する法律（昭和五十二年法律第七十八号）第四条第一項（同法第	第四十四条 仮登記担保契約に関する法律（昭和五十二年法律第七十八号）第四条第一項（同法第

過しない者(第五十一条において「暴力団員等」という。) 五 対象債権者集会関連業務第五十二条の規定により確認調査員を選任することを含むを適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。 六 役員又は職員の構成が対象債権者集会関連業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 七 対象債権者集会関連業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより対象債権者集会関連業務を公正かつ適確に実施するために十分であると認められること。 八 対象債権者集会関連業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて対象債権者集会関連業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 二 経済産業大臣は、指定をしようとするときは、前項第五号から第七号までに掲げる要件(対象債権者集会手続に係る前章の規定による業務のうち法律事務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十条第二項各号及び第三項各号に掲げる基準に係るものに限る。)に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。 三 経済産業大臣は、指定をしたときは、指定確認調査機関の名称及び主たる営業所又は事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。 (指定の申請) 第四十七条 指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一 名称 二 主たる営業所又は事務所その他対象債権者集会関連業務を行う営業所又は事務所の名称	及び所在地 三 役員の氏名又は名称 二 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面 二 定款及び法人の登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。) 三 業務規程 四 組織に関する事項を記載した書類 五 財産目録、貸借対照表その他の対象債権者集会関連業務を行うために必要な経理的な基礎を有することを明らかにする書類であつて経済産業省令で定めるもの 六 その他経済産業省令で定める書類 三 前項の場合において、定款、財産目録又は貸借対照表が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて当該電磁的記録を添付することができる。 (秘密保持義務等) 第四十八条 指定確認調査機関の確認調査員若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、対象債権者集会関連業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。 二 指定確認調査機関の確認調査員又は役員若しくは職員で対象債権者集会関連業務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 第二節 業務 (指定確認調査機関の業務) 第四十九条 指定確認調査機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、対象債権者集会関連業務を行うものとする。 二 指定確認調査機関(確認調査員を含む。)は、対象債権者集会関連業務を行うことに關し、料金その他の報酬を受けることができる。	(業務規程) 第五十条 指定確認調査機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。 一 対象債権者集会関連業務の実施に関する事項 二 対象債権者集会関連業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項 三 前二号に掲げるもののほか、対象債権者集会関連業務の実施に必要な事項として経済産業省令で定めるもの 二 前項第一号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 一 確認調査員の選任の方法及び確認調査員が対象債権者集会手続に係る確認事業者又は対象債権者と利害関係を有することその他の対象債権者集会関連業務の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該確認調査員を排除するための方法を定めていること。 二 指定確認調査機関の実質的支配者等(指定確認調査機関の株式の所有、指定確認調査機関に対する融資その他の事由を通じて指定確認調査機関の事業を事実的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして経済産業省令で定める者をいう。)又は指定確認調査機関の子会社等(指定確認調査機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして経済産業省令で定める者をいう。)を確認事業者又は対象債権者とする対象債権者集会関連業務を行うこととしている指定確認調査機関にあつては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定確認調査機関が確認調査員に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。	三 確認調査員が弁護士でない場合において、対象債権者集会関連業務の実施に当たり法令の解釈適用に關し専門的知識を必要とするときに、弁護士等の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。 四 対象債権者集会手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管、返還その他の取扱の方法を定めていること。 五 対象債権者集会手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる確認事業者、対象債権者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第五十三条の業務実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。 六 指定確認調査機関の確認調査員、役員及び職員について、これらの者が対象債権者集会関連業務に關して知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。 三 第一項第二号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 一 第一項第二号の料金の額又は算定方法及び支払方法(次号において「料金の額等」という。)を定めていること。 二 料金の額等が著しく不当なものでないこと。 四 業務規程の変更は、経済産業大臣の認可を受けなければならない。 五 経済産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第二項各号及び第三項各号に掲げる基準、対象債権者集会手続に係る前章の規定による業務のうち法律事務に係る部分に限る。)に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。
--	--	---	--

令和七年六月六日 参議院會議録第二十五号

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案

(暴力団員等の使用の禁止)

第五十一条 指定確認調査機関は、暴力団員等を対象債権者集会関連業務に従事させ、又は対象債権者集会関連業務の補助者として使用してはならない。

(確認調査員)

第五十二条 指定確認調査機関は、第三条第一項の確認の申請を受けたときは、人格が高潔で識見の高い者であつて、事業再生に関する専門的知識及び実務経験を有する者として経済産業省令で定める要件を備える者のうちから、事案ごとに、確認調査員を選任しなければならない。

(記録の保存)

第五十三条 指定確認調査機関は、経済産業省令で定めるところにより、その実施した対象債権者集会関連業務に関し、次に掲げる事項を記載した業務実施記録を作成し、保存しなければならない。

- 一 指定確認調査機関が第三条第一項の確認をした年月日
- 二 確認事業者及びその代理人並びに対象債権者の氏名又は名称
- 三 確認調査員の氏名
- 四 対象債権者集会手続の経緯
- 五 対象債権者集会手続の結果
- 六 前各号に掲げるもののほか、対象債権者集会手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて経済産業省令で定めるもの
- 七 次章の規定による業務に関する事項であつて経済産業省令で定めるもの

(名称の使用制限)

第五十四条 指定確認調査機関でない者は、その名称又は商号中に、指定確認調査機関と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第三節 監督

(変更の届出)

第五十五条 指定確認調査機関は、第四十七条第

一項各号のいずれかに掲げる事項に変更があつたときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定により指定確認調査機関の名称又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務に関する報告書の提出)

第五十六条 指定確認調査機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る対象債権者集会関連業務に関する報告書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、経済産業省令で定める。

(報告徴収及び立入検査)

第五十七条 経済産業大臣は、対象債権者集会関連業務の公正かつ適確な遂行のために必要があると認めるときは、指定確認調査機関に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定確認調査機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定確認調査機関の業務の状況に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第五十八条 経済産業大臣は、指定確認調査機関の対象債権者集会関連業務の運営に関し、対象債権者集会関連業務の公正かつ適確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定確認調査機関に対して、その業務の運営の改善に必要な措置を命

ずることができる。

2 経済産業大臣は、指定確認調査機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第四十六条第一項第五号から第七号までに掲げる要件(対象債権者集会手続に係る前章の規定による業務のうち法律事務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五

十号第二項各号及び第三項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は第四十六号第一項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあると認められる場合

二 第四十九条第一項、第五十一条又は第五十二条の規定に違反した場合(その違反行為が対象債権者集会手続に係る前章の規定による業務のうち法律事務に係るものである場合に限る。)

(対象債権者集会関連業務の休廃止)
第五十九条 指定確認調査機関は、対象債権者集会関連業務の全部若しくは一部の休止(次項の理由によるものを除く。)をし、又は廃止をしようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 指定確認調査機関が、天災その他のやむを得ない理由により対象債権者集会関連業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して経済産業大臣に届け出なければならない。指定確認調査機関が当該休止をした当該対象債権者集会関連業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

3 第一項の規定による休止若しくは廃止の認可を受け、又は前項の休止をした指定確認調査機関は、当該休止又は廃止の日から二週間以内に、当該休止又は廃止の日に対象債権者集会手

続が実施されていた確認事業者及び対象債権者に当該休止又は廃止をした旨を通知しなければならない。指定確認調査機関が当該休止をした当該対象債権者集会関連業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

(指定の取消し等)

第六十条 経済産業大臣は、指定確認調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十六条第一項第三号から第八号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

二 不正の手段により指定を受けたとき。
三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

四 指定確認調査機関又はその確認調査員若しくは役員が、対象債権者集会関連業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

2 経済産業大臣は、指定確認調査機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第四十六条第一項第五号から第七号までに掲げる要件(対象債権者集会手続に係る前章の規定による業務のうち法律事務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十号第二項各号及び第三項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は指定を受けた時点において第四十六条第一項第五号から第七号までに掲げる要件に該当していなかつたことが判明した場合

二 第四十九条第一項、第五十一条又は第五十二条の規定に違反した場合(その違反行為が対象債権者集会手続に係る前章の規定による業務のうち法律事務に係るものである場合に限る。)	者集会関連業務を行うこととした場合における対象債権者集会関連業務の引継ぎその他の必要な事項は、経済産業省令で定める。 (指定確認調査機関がした処分等に係る審査請求)	において、当該申立て前に当該申立てに係る事業者について対象債権者集会手続が実施されていたときは、裁判所(再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第七十条及び第七十三条から第七十五条までにおいて同じ。)、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第五十四条第一項の処分をする場合には、確認調査員が当該対象債権者集会手続に係る対象債権者集会関連業務に従事していたことを考慮した上で、同条第二項の規定による監督委員の選任をするものとする。	(社債権者集会の決議の認可に関する判断の特例) 第六十八条 裁判所は、前条第一項の規定により指定確認調査機関が確認を行った償還すべき社債の金額について減額を行う旨の社債権者集会の決議に係る会社法第七百三十二条に規定する認可の申立てが行われた場合には、当該減額が当該確認事業者の事業再生に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、当該社債権者集会の決議が同法第七百三十三条第四号に掲げる場合に該当するかどうかを判断するものとする。
3 第一項の規定により指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日に対象債権者集会手続が実施されていた確認事業者及び対象債権者に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。	第六十二条 指定確認調査機関が行う対象債権者集会関連業務に係る処分又はその不作為については、経済産業大臣に対して、審査請求をすることができ。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六号第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定確認調査機関の上級行政庁とみなす。 (経済産業省令への委任)	第六十六条 更生手続開始の申立てがあつた場合において、当該申立て前に当該申立てに係る事業者について対象債権者集会手続が実施されていたときは、裁判所(更生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第七十一条及び第七十六条から第七十八条までにおいて同じ。)、会社更生法(平成十四年法律第一百五十四号)第三十五条第一項の処分をする場合には、確認調査員が当該対象債権者集会手続に係る対象債権者集会関連業務に従事していたことを考慮した上で、同条第二項の規定による監督委員の選任をするものとする。	2 裁判所は、前項に規定する認可の申立てが行われた場合には、指定確認調査機関に対し、意見の陳述を求めることができる。 (資金の借入れに関する指定確認調査機関の確認) 第六十九条 確認事業者は、当該確認事業者に関し第三条第一項の確認をした指定確認調査機関に対し、当該確認を受けた時から権利変更議案につき議決権者の全ての同意が得られ、権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間(早期事業再生計画に、第十四条第三項第五号に規定する資金の調達に関する事項が記載されている場合には、当該資金の調達がなされるまでの間)における当該確認事業者の資金の借入れが当該確認事業者の事業の継続に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであることの確認を求めることができる。
4 経済産業大臣は、第一項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。 (経済産業大臣による対象債権者集会関連業務の実施) 第六十一条 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合その他必要があると認める場合は、対象債権者集会関連業務の全部又は一部を行うものとする。	第四章 確認事業者に係る特例 (調停機関に関する特例) 第六十四条 確認事業者が特定債務等の調整・特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成十一年法律第一百五十八号)第二条第二項に規定する特定債務等の調整をいう。)に係る調停の申立てをした場合(当該調停の申立ての際に同法第三条第二項の申述をした場合に限る。において、当該申立て前に当該申立てに係る事件について対象債権者集会手続が実施されていた場合には、裁判所は、当該対象債権者集会手続が実施されていることを考慮した上で、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第五条第一項ただし書の規定により裁判官だけで調停を行うことが相当であるかどうかの判断をするものとする。	第六十七条 確認事業者は、当該確認事業者に関し第三条第一項の確認をした指定確認調査機関に対し、社債権者集会の決議に基づき行う償還すべき社債の金額の減額が、当該確認事業者の事業再生に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであることの確認を求めることができる。	2 指定確認調査機関は、前項の経済産業省令で定める基準に適合するものであることの確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた確認事業者に通知するものとする。 (資金の借入れに関する再生手続の特例) 第七十条 裁判所は、前条第一項の経済産業省令
3 経済産業大臣が第一項の規定により対象債権者集会関連業務を行うこととした場合における対象債権者集会関連業務の引継ぎその他の必要な事項は、経済産業省令で定める。 (指定確認調査機関がした処分等に係る審査請求)	第六十五条 再生手続開始の申立てがあつた場合	第六十六条 更生手続開始の申立てがあつた場合	第七十条 裁判所は、前条第一項の経済産業省令

令和七年六月六日 参議院会議録第二十五号

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案

で定める基準に適合するものであることの確認を受けた資金の借入れをした確認事業者について再生手続開始の決定があった場合において、当該確認を受けた資金の借入れに係る再生債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案(民事再生法第六十三条第一項の再生計画案をいう。第七十五条において同じ。)が提出され、又は可決されたときは、当該資金の借入れが当該確認事業者の事業の継続に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、当該再生計画案が同法第五十五条第一項ただし書に規定する再生債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

〔資金の借入れに関する更生手続の特例〕

第七十一条 裁判所は、第六十九条第一項の経済産業省令で定める基準に適合するものであることの確認を受けた資金の借入れをした確認事業者について更生手続開始の決定があった場合において、当該確認を受けた資金の借入れに係る更生債権等(会社更生法第十二条第二項に規定する更生債権等をいう。以下同じ。)とこれと同一の種類の他の更生債権等との間に権利の変更の内容に差を設ける更生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該資金の借入れが当該確認事業者の事業の継続に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、当該更生計画案が同法第六十八條第一項ただし書に規定する同一の種類の権利を有する更生債権者等(同法第二条第十三項に規定する更生債権者等をいう。第七十八条において同じ。)の間に差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

〔債権に関する指定確認調査機関の確認〕

第七十二条 確認事業者は、当該確認事業者に関する第三条第一項の確認をした指定確認調査機関

に対し、権利変更議案につき議決権者の全ての同意が得られ、権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間の原因に基づいて生じた債権が次の各号のいずれにも該当することの確認を求めることができる。

- 一 当該債権が少額であること。
- 二 当該債権を早期に弁済しなければ当該確認事業者の事業の継続に著しい支障を来すること。

2 指定確認調査機関は、前項各号のいずれにも該当することの確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた確認事業者に通知するものとする。

〔債権の弁済に関する再生手続の特例〕

第七十三条 裁判所は、前条第一項各号のいずれにも該当することの確認を受けた債権(以下「確認債権」という。)に係る債務を負担した確認事業者について再生手続開始の申立てがあった場合において、民事再生法第三十条第一項の規定による保全処分を命ずるときは、当該確認債権が前条第一項各号のいずれにも該当することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済を当該保全処分で禁止するかどうかを判断するものとする。

第七十四条 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した確認事業者について再生手続開始の決定があった場合において、当該確認債権について、民事再生法第八十五条第五項の規定に基づき、少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者(同法第二条第一号に規定する再生債務者をいう。以下この条において同じ。)の事業の継続に著しい支障を来すものとして弁済の許可の申立てがなされたときは、当該確認債権が第七十二条第一項各号のいずれにも該当することを確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済が同法第八十五条第五項に規定

する少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すときに該当するかどうかを判断するものとする。

第七十五条 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した確認事業者について再生手続開始の決定があった場合において、当該確認債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該確認債権が第七十二条第一項各号のいずれにも該当することが確認されていることを考慮した上で、当該再生計画案が民事再生法第五十五条第一項ただし書に規定する少額の再生債権について別段の定めをし、その他再生債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

〔債権の弁済に関する更生手続の特例〕

第七十六条 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した確認事業者について更生手続開始の申立てがあった場合において、会社更生法第二十八条第一項の規定による保全処分を命ずるときは、当該確認債権が第七十二条第一項各号のいずれにも該当することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済を当該保全処分で禁止するかどうかを判断するものとする。

第七十七条 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した確認事業者について更生手続開始の決定があった場合において、当該確認債権について、会社更生法第四十七条第五項の規定に基づき、少額の更生債権等を早期に弁済しなければ更生会社(同法第二条第七項に規定する更生会社をいう。以下この条において同じ。)の事業の継続に著しい支障を来すものとして弁済の許可の申立てがなされたときは、当該確認債権が第七十二条第一項各号のいずれにも該当することを確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済が同法第四十七条第五項に規定す

る少額の更生債権等を早期に弁済しなければ更生会社の事業の継続に著しい支障を来すときに該当するかどうかを判断するものとする。

第七十八条 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した確認事業者について更生手続開始の決定があった場合において、当該確認債権とこれと同一の種類の他の更生債権等との間に権利の変更の内容に差を設ける更生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該確認債権が第七十二条第一項各号のいずれにも該当することが確認されていることを考慮した上で、当該更生計画案が会社更生法第六十八條第一項ただし書に規定する少額の更生債権等について別段の定めをしても衡平を害しない場合その他同一の種類の権利を有する更生債権者等の間に差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

〔破産手続等に係る指定確認調査機関の意見〕

第七十九条 指定確認調査機関は、確認事業者についての次の各号に掲げる手続において、それぞれ当該各号に定める裁判に係る事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体に対し、その求めに応じて、意見を述べることができる。

- 一 破産手続 破産法(平成十六年法律第七十五号)第二十五条第一項の規定による禁止の命令、同法第二十八条第一項の規定による保全処分、同法第九十一条第一項の規定による処分又は破産手続開始の申立てについての裁判
- 二 再生手続 民事再生法第二十七条第一項の規定による禁止の命令、同法第三十条第一項の規定による保全処分、同法第五十四条第一項若しくは第七十九条第一項の処分又は再生手続開始の申立てについての裁判
- 三 更生手続 会社更生法第二十五条第一項の規定による禁止の命令、同法第二十八条第一項の規定による保全処分、同法第三十条第一

項若しくは第三十五条第一項の処分又は更生
手続開始の申立てについての裁判

四 特別清算手続 会社法第五百四十条第二項
の規定による保全処分又は特別清算開始の申
立てについての裁判

2 前項の規定による意見陳述のための手続に關
し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 罰則

第八十条 権利変更決議の認可の決定の前後を問
わず、対象債権者を害する目的で、次の各号の
いずれかに該当する行為をした者は、確認事業
者について権利変更決議の認可の決定が確定し
たときは、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以
下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を
知って、第四号に掲げる行為の相手方となつた
者も、権利変更決議の認可の決定が確定したと
きは、同様とする。

一 確認事業者の財産を隠匿し、又は損壊する
行為

二 確認事業者の財産の譲渡又は債務の負担を
仮装する行為

三 確認事業者の財産の現状を改変して、その
価格を減損する行為

四 確認事業者の財産を対象債権者の不利益に
処分し、又は対象債権者に不利益な債務を確
認事業者が負担する行為

第八十一条 確認事業者が、権利変更決議の認可
の決定の前後を問わず、特定の対象債権者に対
する債務について、他の対象債権者を害する目
的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為
であつて確認事業者の義務に属せず又はその方
法若しくは時期が確認事業者の義務に属しない
ものをし、権利変更決議の認可の決定が確定し
たときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円
以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十二条 対象債権者又はその代理人、役員若
しくは職員が、対象債権者集会における議決権

の行使に關し、不正の請託を受けて、賄賂を収
受し、又はその要求若しくは約束をしたとき
は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の
罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂
は、没収する。その全部又は一部を没収するこ
とができないときは、その価額を追徴する。

3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若し
くは約束をした者は、五年以下の拘禁刑若しく
は五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
する。

第八十三条 権利変更決議の認可の決定の前後を
問わず、対象債権者を害する目的で、確認事業
者の業務及び財産の状況に關する帳簿、書類そ
の他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者
は、確認事業者について権利変更決議の認可の
決定が確定したときは、三年以下の拘禁刑若し
くは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併
科する。

第八十四条 第八十条、第八十一条、第八十二条
第三項及び前条の罪は、刑法第二条の例に従
う。

2 第八十二条第一項の罪は、日本国外において
同項の罪を犯した者にも適用する。

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する場合
には、その違反行為をした者は、一年以下の拘
禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又は
これを併科する。

一 第四十七条第一項の指定申請書又はこれに
添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の
記載又は記録をしてこれを提出したとき。

二 第五十一条の規定に違反したとき。

三 第五十六条第一項の報告書を提出せず、又
は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

四 第五十七条第一項の規定による報告若しく
は資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若

しくは資料の提出をし、又は同項の規定によ
る質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の
答弁をし、若しくは同項の規定による検査を
拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五 第五十八条第一項の規定による命令に違反
したとき。

第八十六条 第四十八条第一項の規定に違反した
ときは、その違反行為をした者は、一年以下の
拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又は
これを併科する。

第八十七条 第五十三条の規定による記録の作成
若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成し
たときは、その違反行為をした者は、百万円以
下の罰金に処する。

第八十八条 第五十九条第一項の認可を受けない
で対象債権者集会関連業務の全部若しくは一部
の休止又は廃止をしたときは、その違反行為を
した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第八十九条 次の各号のいずれかに該当する場合
には、その違反行為をした者は、三十万円以下
の罰金に処する。

一 第五十五条第一項又は第五十九条第二項の
規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし
たとき。

二 第五十九条第三項又は第六十条第三項の規
定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知を
したとき。

第九十条 法人（法人でない団体で代表者又は管
理人の定めのあるものを含む。以下この項及び
次項において同じ。）の代表者若しくは管理人又
は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従
業者が、その法人又は人の業務に關し、次の各
号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その
行為者を罰するほか、その法人に対して当該各
号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の
罰金刑を科する。

一 第八十条、第八十一条、第八十二条第三
項、第八十三条、第八十五条第二号又は第八
十六条から前条まで 各本条の罰金刑

二 第八十五条（第二号を除く。）二億円以下
の罰金刑

2 前項の規定により第八十条、第八十一条又は
第八十二条第三項の違反行為につき法人又は人
に罰金刑を科する場合における時効の期間は、
これらの規定の罪についての時効の期間によ
る。

3 第一項の規定により法人でない団体を処罰す
る場合には、その代表者又は管理人がその訴訟
行為につきその団体を代表するほか、法人を被
告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する
法律の規定を準用する。

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する者
は、百万円以下の過料に処する。

一 第二十五条第一項の議事録を作成せず、議
事録に記載し、若しくは記録すべき事項を記
載せず、若しくは記録せず、又は議事録に虚
偽の記載若しくは記録をした者

二 第二十五条第二項の規定に違反して、議事
録を備え置かなかつた者

三 第二十五条第三項の規定に違反して、正当
な理由がないのに、書面又は電磁的記録に記
録された事項を同項第二号の経済産業省令で
定める方法により表示したもの（閲覧又は謄
写を拒んだ者）

第九十二条 第五十四条の規定に違反した者は、
十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
六月を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定
は、当該各号に定める日から施行する。

令和七年六月六日 参議院會議録第二十五号 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律案

一 附則第十条の規定、公布の日
二 附則第六条から第九条までの規定 民事関係手續等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の施行の日（以下「整備法施行日」という。）

（検討）
第二条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（調整規定）
第三条 この法律の施行の日が事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第三条第三項の規定の適用については、同項第二号中「企業担保権又は企業価値担保権」とあるのは、「又は企業担保権」とする。

（対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続の電子化等に伴う経過措置）
第四条 この法律の施行の日から整備法施行日の前日までの間は、第二十六条第二項、第二十七条第四項、第三十六条、第三十七条、第三十九条第六項、第四十条、第四十一条及び第四十三条第二項は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七條第五項	電子裁判書（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五十七條第一項に規定する電子裁判書であつて、同条第三項の規定によりファイルに記録されたものをいう。次条第五項において同じ。）	裁判書
第七條第六項	非訟事件手続法	非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）
第八條第五項	電子裁判書	裁判書
第二十七條第五項	前項に規定する	権利変更決議の認可又は不認可の決定があつた
	同項の規定によりファイルに記録された電磁的記録	その主文及び理由の要旨を記載した書面
第三十五條の見出し、同条第二項から第四項まで及び第三十九條第一項	非電磁的事件記録	対象債権者集会決議関連事件の記録

第三十五條第一項

非電磁的事件記録（対象債権者集会決議関連事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。以下この条及び第三十九條第一項において同じ。）	対象債権者集会決議関連事件の記録
--	------------------

第三十八條

前三条	第三十五條
-----	-------

第三十三條から第三十二條の三まで、第四十條、第四十二條	第三十二條、第四十條
-----------------------------	------------

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿に関する経過措置）
第五條 この法律の施行の日から整備法施行日の前日までの間の対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法第一編第八章（第三百三十三條の二第五項及び第六項並びに第三百三十三條の三第二項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十三條第一項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十一條第五項に規定する利害関係参加人をいう。第三百三十三條の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）又はこれらの者以外の裁判を受ける者となるべき者（同法第十一條第一項第一号に規定する裁判を受ける者となるべき者をいう。）と、同条第三項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二條の四第一項の処分申立てに係る事件の記録」とあるのは「対象債権者集会決議関連事件（円滑な事業再生を図る

ための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律第三十一條第一項に規定する対象債権者集会決議関連事件」と、「中」とあるのは「の記録中」と、「について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第三百三十三條の二第一項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同条第二項中「訴訟記録等」とあるのは「対象債権者集会決議関連事件の記録中」と、同項及び同条第三項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同法第三百三十三條の三第一項中「記載され、又は記録された書面又は電磁的記録」とあるのは「記載された書面」と、「当該書面又は電磁的記録」とあるのは「当該書面」と、「又

は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第三百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者又は利害関係参加人は、対象債権者集会決議関連事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人」と、「訴訟記録等の存する」とあるのは「対象債権者集会決議関連事件の記録の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替えるものとする。

（電子裁判書の送達に関する経過措置）

第六条 第七條第五項及び第八條第五項の規定は、整備法施行日以後に開始される対象債権者集会決議関連事件（以下「整備法施行後対象債権者集会決議関連事件」という。）における第七條第五項に規定する電子裁判書の送達について適用し、整備法施行日前に開始された対象債権者集会決議関連事件（次条及び附則第八條において「整備法施行前対象債権者集会決議関連事件」という。）における裁判書の送達については、なお従前の例による。

（権利変更決議の認可又は不認可の決定に関する経過措置）

第七條 第二十七條第四項及び第五項の規定は、整備法施行後対象債権者集会決議関連事件における権利変更決議の認可又は不認可の決定について適用し、整備法施行前対象債権者集会決議関連事件における権利変更決議の認可又は不認可の決定については、なお従前の例による。

（事件に関する事項の証明に関する経過措置）

第八條 第三十七條の規定は、整備法施行後対象債権者集会決議関連事件に関する事項の証明について適用し、整備法施行前対象債権者集会決議

議関連事件に関する事項の証明については、なお従前の例による。

（電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置）

第九條 第四十條の規定は、整備法施行後対象債権者集会決議関連事件における同条第一項に規定する申立て等について適用する。

（政令への委任）

第十條 附則第三條から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第十一條 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十三條第二項に次の一号を加える。

十三 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第 号）第八十條（詐欺権利変更）の罪

別表第三に次の一号を加える。

九十四 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第八十條（詐欺権利変更）又は第八十一條（特定の対象債権者に対する担保の供与等）の罪

（経済産業省設置法の一部改正）

第十二條 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中第六十号を第六十一号とし、第二十一号から第五十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項中第十九号を第二十号とし、第六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 事業再生の円滑化を図るための環境の整備に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）

第十條第一項中「第十二号」を削り、「第十四号、第四十七号及び第五十九号」を「第十四号、第四十五号、第四十八号及び第六十号」に改める。

第十二條第一項中「第四條第一項第四十四号及び第六十号」を「第四條第一項第四十五号及び第六十一号」に改める。

第十七條中「第四條第一項第十四号、第十六号、第二十七号から第二十九号まで、第三十一号」を「第四條第一項第十五号、第十七号、第二十八号から第三十号まで」に、「第四十号、第四十三号、第四十七号から第五十一号まで、第五十二号」を「第三十三号、第四十一号、第四十四号、第四十八号から第五十二号まで、第五十三号」に、「第五十三号から第五十五号まで、第五十八号及び第六十号」を「第五十四号から第五十六号まで、第五十九号及び第六十一号」に改める。

第二十三條中「第四條第一項第七号、第五十六号及び第五十八号」を「第四條第一項第八号、第五十七号及び第五十九号」に改める。

投票者氏名

日程第一 日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求める件（衆議院送付）

賛成者氏名 二一五名
阿達 雅志君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
赤松 健君 浅尾慶一郎君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 生稲 晃子君

石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石田 昌宏君
磯崎 仁彦君	猪口 邦子君
今井絵理子君	岩本 剛人君
上野 通子君	臼井 正一君
江島 潔君	衛藤 晟一君
小川 克巳君	小野田紀美君
尾辻 秀久君	越智 俊之君
大家 敏志君	岡田 直樹君
加田 裕之君	加藤 明良君
梶原 大介君	片山さつき君
神谷 政幸君	北村 経夫君
こやり隆史君	小林 一大君
古賀友一郎君	古庄 玄知君
上月 良祐君	佐藤 啓君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
酒井 庸行君	櫻井 充君
清水 真人君	白見はなこ君
白坂 亜紀君	進藤金日子君
末松 信介君	田中 昌史君
高橋 克法君	高橋はるみ君
滝沢 求君	滝波 宏文君
武見 敬三君	柘植 芳文君
鶴保 庸介君	堂故 茂君
友納 理緒君	豊田 俊郎君
中曽根弘文君	中田 宏君
中西 祐介君	永井 学君
長峯 誠君	西田 昌司君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
羽生田 俊君	長谷川 岳君
長谷川英晴君	馬場 成志君
橋本 聖子君	比嘉奈津美君
藤井 一博君	藤川 政人君
藤木 眞也君	船橋 利実君
星 北斗君	堀井 巖君
本田 顕子君	舞立 昇治君
牧野たかお君	松川 るい君

松下 新平君	松村 祥史君	下野 六太君	杉 久武君	木村 英子君	天晶 大輔君	鶴保 庸介君	堂故 茂君
松山 政司君	三浦 靖君	高橋 次郎君	高橋 光男君	山本 太郎君	伊波 洋一君	友納 理緒君	豊田 俊郎君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君	竹内 真二君	竹谷とし子君	高良 鉄美君	宮口 治子君	中曽根弘文君	中田 宏君
宮崎 雅夫君	宮沢 洋一君	谷合 正明君	新妻 秀規君			中西 祐介君	永井 学君
宮本 周司君	森 まさこ君	西田 実仁君	平木 大作君			長峯 誠君	西田 昌司君
森屋 宏君	山崎 正昭君	三浦 信祐君	宮崎 勝君			野上浩太郎君	野村 哲郎君
山下 雄平君	山田 太郎君	矢倉 克夫君	安江 伸夫君			羽生田 俊君	長谷川 岳君
山田 俊男君	山田 宏君	山口那津男君	山本 博司君			長谷川英晴君	馬場 成志君
山谷えり子君	山本 啓介君	横山 信一君	若松 謙維君			橋本 聖子君	比嘉奈津美君
山本佐知子君	山本 順三君	青島 健太君	浅田 均君	阿達 雅志君	青木 一彦君	藤井 一博君	藤川 政人君
吉井 章君	吉川ゆうみ君	石井 章君	石井 苗子君	青山 繁晴君	赤池 誠章君	藤木 眞也君	船橋 利実君
和田 政宗君	若林 洋平君	猪瀬 直樹君	嘉田由紀子君	赤松 健君	浅尾慶一郎君	星 北斗君	堀井 巖君
渡辺 猛之君	青木 愛君	片山 大介君	金子 道仁君	朝日健太郎君	有村 治子君	本田 顕子君	舞立 昇治君
石垣のりこ君	石川 大我君	串田 誠一君	柴田 巧君	井上 義行君	生稻 晃子君	牧野たかお君	松川 るい君
石橋 通宏君	打越さく良君	高木かおり君	中条きよし君	石井 準一君	石井 浩郎君	松下 新平君	松村 祥史君
小沢 雅仁君	小沼 巧君	藤巻 健史君	松沢 成文君	石井 正弘君	石田 昌宏君	松山 政司君	三浦 靖君
大椿ゆうこ君	奥村 政佳君	松野 明美君	柳ヶ瀬裕文君	磯崎 仁彦君	猪口 邦子君	三原じゅん子君	三宅 伸吾君
鬼木 誠君	勝部 賢志君	山口 和之君	伊藤 孝恵君	今井絵理子君	岩本 剛人君	宮崎 雅夫君	宮沢 洋一君
川田 龍平君	木戸口英司君	磯崎 哲史君	上田 清司君	上野 通子君	白井 正一君	宮本 周司君	森 まさこ君
岸 真紀子君	熊谷 裕人君	川合 孝典君	榎葉賀津也君	江島 潔君	衛藤 晟一君	森屋 宏君	山崎 正昭君
小西 洋之君	古賀 千景君	田村 まみ君	竹詰 仁君	小川 克巳君	小野田紀美君	山下 雄平君	山田 太郎君
古賀 之土君	斎藤 嘉隆君	堂込麻紀子君	芳賀 道也君	尾辻 秀久君	越智 俊之君	山田 俊男君	山田 宏君
塩村あやか君	柴 慎一君	浜口 誠君	浜野 喜史君	大家 敏志君	岡田 直樹君	山谷えり子君	山本 啓介君
杉尾 秀哉君	田島麻衣子君	舟山 康江君	齊藤健一郎君	加田 裕之君	加藤 明良君	山本佐知子君	山本 順三君
田名部匡代君	高木 真理君	浜田 聡君	梅村みずほ君	梶原 大介君	片山さつき君	吉井 章君	吉川ゆうみ君
辻元 清美君	徳永 エリ君	大野 泰正君	神谷 宗幣君	神谷 政幸君	北村 経夫君	和田 政宗君	若林 洋平君
野田 国義君	羽田 次郎君	鈴木 宗男君	寺田 静君	こやり隆史君	小林 一大君	渡辺 猛之君	秋野 公造君
広田 一君	福島みずほ君	ながえ孝子君	長浜 博行君	古賀友一郎君	古庄 玄知君	伊藤 孝江君	石川 博崇君
福山 哲郎君	牧山ひろえ君	平山佐知子君		上月 良祐君	佐藤 啓君	上田 勇君	窪田 哲也君
三上 えり君	水岡 俊一君			佐藤 信秋君	佐藤 正久君	佐々木さやか君	窪田 隆治君
水野 素子君	村田 享子君			酒井 庸行君	櫻井 充君	塩田 博昭君	里見 隆治君
森本 真治君	森屋 隆君			清水 真人君	自見はなこ君	塩田 博昭君	下野 六太君
横沢 高德君	吉川 沙織君			白坂 亜紀君	進藤金日子君	杉 久武君	高橋 次郎君
秋野 公造君	伊藤 孝江君			末松 信介君	田中 昌史君	高橋 光男君	竹内 眞二君
石川 博崇君	上田 勇君			高橋 克法君	高橋はるみ君	竹谷とし子君	谷合 正明君
窪田 哲也君	佐々木さやか君			滝沢 求君	滝波 宏文君	新妻 秀規君	西田 実仁君
里見 隆治君	塩田 博昭君			武見 敬三君	柘植 芳文君	平木 大作君	三浦 信祐君
						宮崎 勝君	矢倉 克夫君

反対者氏名	安江 伸夫君	山口那津男君	羽田 次郎君	広田 一君	神谷 政幸君	北村 経夫君	和田 政宗君	若林 洋平君
	山本 博司君	横山 信一君	福島みずほ君	福山 哲郎君	こやり隆史君	小林 一大君	渡辺 猛之君	青木 愛君
	若松 謙維君	青島 健太君	牧山ひろえ君	三上 えり君	古賀友一郎君	古庄 玄知君	石垣のりこ君	石川 大我君
	浅田 均君	石井 章君	水岡 俊一君	水野 素子君	上月 良祐君	佐藤 啓君	石橋 通宏君	打越さく良君
	石井 苗子君	猪瀬 直樹君	村田 享子君	森本 真治君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	小沢 雅仁君	小沼 巧君
	嘉田由紀子君	片山 大介君	森屋 隆君	横沢 高德君	酒井 庸行君	櫻井 充君	大椿ゆうこ君	奥村 政佳君
	金子 道仁君	串田 誠一君	吉川 沙織君	井上 哲士君	清水 真人君	自見はなこ君	鬼木 誠君	勝部 賢志君
	柴田 巧君	高木かおり君	伊藤 岳君	岩渕 友君	白坂 亜紀君	進藤金日子君	川田 龍平君	木戸口英司君
	中条きよし君	藤巻 健史君	紙 智子君	吉良よし子君	末松 信介君	田中 昌史君	岸 真紀子君	熊谷 裕人君
	松沢 成文君	松野 明美君	倉林 明子君	小池 晃君	高橋 克法君	高橋はるみ君	小西 洋之君	古賀 千景君
	柳ヶ瀬裕文君	山口 和之君	大門実紀史君	仁比 聡平君	滝沢 求君	滝波 宏文君	古賀 之土君	斎藤 嘉隆君
	伊藤 孝恵君	磯崎 哲史君	山下 芳生君	山添 拓君	武見 敏三君	柘植 芳文君	塩村あやか君	柴 慎一君
	上田 清司君	川合 孝典君	大島九州男君	木村 英子君	鶴保 庸介君	堂故 茂君	杉尾 秀哉君	田島麻衣子君
	榛葉賀津也君	田村 まみ君	天島 大輔君	山本 太郎君	友納 理緒君	豊田 俊郎君	田名部匡代君	高木 真理君
	竹詰 仁君	堂込麻紀子君	伊波 洋一君	高良 鉄美君	中曽根弘文君	中田 宏君	辻元 清美君	徳永 エリ君
	芳賀 道也君	浜口 誠君	寺田 静君	ながえ孝子君	中西 祐介君	永井 学君	野田 国義君	羽田 次郎君
	浜野 喜史君	舟山 康江君	寺田 静君		長峯 誠君	西田 昌司君	広田 一君	福島みずほ君
	齊藤健一郎君	浜田 聡君	長浜 博行君		羽上浩太郎君	野村 哲郎君	福山 哲郎君	牧山ひろえ君
	梅村みずほ君	大野 泰正君			羽生田 俊君	長谷川 岳君	三上 えり君	水岡 俊一君
	神谷 宗幣君	鈴木 宗男君			長谷川英晴君	馬場 成志君	水野 素子君	村田 享子君
	平山佐知子君	宮口 治子君			橋本 聖子君	比嘉奈津美君	森本 真治君	森屋 隆君
	日程第三 行政書士法の一部を改正する法律案 (衆議院提出)	賛成者氏名	二三三名		藤井 一博君	藤川 政人君	横沢 高德君	吉川 沙織君
	阿達 雅志君	青山 繁晴君	青木 一彦君	藤本 剛人君	藤木 眞也君	船橋 利実君	秋野 公造君	伊藤 孝江君
	赤松 健君	朝日健太郎君	赤池 誠章君	岩本 剛人君	星 北斗君	堀井 巖君	石川 博崇君	上田 勇君
	井上 義行君	石井 準一君	有村 治子君	白井 正一君	本田 顕子君	舞立 昇治君	窪田 哲也君	佐々木さやか君
	石井 正弘君	磯崎 仁彦君	石田 昌宏君	衛藤 晟一君	牧野たかお君	松川 るい君	里見 隆治君	塩田 博昭君
	今井絵理子君	上野 通子君	岩本 剛人君	小野田紀美君	松下 新平君	松村 祥史君	下野 六太君	杉 久武君
	江島 潔君	小川 克巳君	白井 正一君	越智 俊之君	松山 政司君	三浦 靖君	高橋 次郎君	高橋 光男君
	尾辻 秀久君	大家 敏志君	越智 俊之君	岡田 直樹君	三原じゅん子君	三宅 伸吾君	竹内 真二君	竹谷とし子君
	加田 裕之君	梶原 大介君	片山さつき君	加藤 明良君	宮崎 雅夫君	宮沢 洋一君	谷合 正明君	新妻 秀規君
	梶原 大介君	梶原 大介君	梶原 大介君	梶原 大介君	宮本 周司君	森 まさこ君	西田 実仁君	平木 大作君
	梶原 大介君	梶原 大介君	梶原 大介君	梶原 大介君	森屋 宏君	山崎 正昭君	三浦 信祐君	宮崎 勝君
	梶原 大介君	梶原 大介君	梶原 大介君	梶原 大介君	山下 雄平君	山田 太郎君	矢倉 克夫君	安江 伸夫君
	梶原 大介君	梶原 大介君	梶原 大介君	梶原 大介君	山田 俊男君	山田 宏君	山口那津男君	山本 博司君
	梶原 大介君	梶原 大介君	梶原 大介君	梶原 大介君	山谷えり子君	山本 啓介君	横山 信一君	若松 謙維君
	梶原 大介君	梶原 大介君	梶原 大介君	梶原 大介君	山本佐知子君	山本 順三君	青島 健太君	浅田 均君
	梶原 大介君	梶原 大介君	梶原 大介君	梶原 大介君	吉井 章君	吉川ゆうみ君	石井 章君	石井 苗子君
	梶原 大介君	梶原 大介君	梶原 大介君	梶原 大介君	梶原 大介君	梶原 大介君	梶原 大介君	梶原 大介君

[illegible]

令和七年六月六日 参議院会議録第二十五号 投票者氏名

反対者氏名			
日程第五 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)	大島九州男君	木村 英子君	四名
	天畠 大輔君	山本 太郎君	
賛成者氏名			
阿達 雅志君	青木 一彦君	青木 繁晴君	二一三名
	赤松 健君	浅尾慶一郎君	
朝日健太郎君	有村 治子君	生稲 晃子君	
井上 義行君	石井 浩郎君	石田 昌宏君	
石井 準一君	石田 昌宏君	猪口 邦子君	
磯崎 仁彦君	岩本 剛人君	白井 正一君	
今井絵理子君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	
上野 通子君	越智 俊之君	岡田 直樹君	
江島 潔君	加藤 明良君	片山さつき君	
小川 克巳君	北村 経夫君	小林 一大君	
尾辻 秀久君	古庄 玄知君	佐藤 啓君	
大家 敏志君	佐藤 正久君	櫻井 充君	
加田 裕之君	自見はなこ君	進藤金日子君	
梶原 大介君	田中 昌史君	高橋はるみ君	
神谷 政幸君	滝波 宏文君	滝波 宏文君	
こやり隆史君	堂故 茂君	堂故 茂君	
古賀友一郎君			
上月 良祐君			
佐藤 信秋君			
酒井 庸行君			
清水 真人君			
白坂 亜紀君			
末松 信介君			
高橋 克法君			
滝沢 求君			
武見 敬三君			
鶴保 庸介君			
投票者氏名			
友納 理緒君	中曾根弘文君	中西 祐介君	長峯 誠君
野上浩太郎君	羽生田 俊君	長谷川英晴君	橋本 聖子君
藤井 一博君	藤本 眞也君	星 北斗君	本田 顕子君
牧野たかお君	松山 政司君	三宅 伸吾君	宮沢 洋一君
森 まさこ君	山崎 正昭君	山田 太郎君	山田 宏君
山本 啓介君	山本 順三君	吉川ゆうみ君	若林 洋平君
青木 愛君	石川 大我君	打越さく良君	小沼 巧君
奥村 政佳君	勝部 賢志君	木戸口英司君	熊谷 裕人君
古賀 千景君	斎藤 嘉隆君	柴 慎一君	田島麻衣子君
豊田 俊郎君	中田 宏君	永井 学君	西田 昌司君
野村 哲郎君	長谷川 岳君	馬場 成志君	比嘉奈津美君
藤川 政人君	船橋 利実君	堀井 巖君	舞立 昇治君
松川 るい君	松村 祥史君	三浦 靖君	宮崎 雅夫君
宮本 周司君	森屋 宏君	山下 雄平君	山田 俊男君
山谷えり子君	山本佐知子君	吉井 章君	和田 政宗君
渡辺 猛之君	石垣のりこ君	石橋 通宏君	小沢 雅仁君
大椿ゆうこ君	鬼木 誠君	川田 龍平君	岸 真紀子君
小西 洋之君	古賀 之土君	塩村あやか君	杉尾 秀哉君
田名部匡代君			
高木 真理君	徳永 エリ君	羽田 次郎君	福島みずほ君
水岡 俊一君	村田 享子君	森屋 隆君	吉川 沙織君
伊藤 孝江君	上田 勇君	佐々木さやか君	塩田 博昭君
杉 久武君	高橋 光男君	竹谷とし子君	新妻 秀規君
平木 大作君	宮崎 勝君	安江 伸夫君	山本 博司君
若松 謙維君	浅田 均君	石井 苗子君	嘉田由紀子君
金子 道仁君	柴田 巧君	中条きよし君	松沢 成文君
柳ヶ瀬裕文君	伊藤 孝恵君	上田 清司君	榎葉賀津也君
竹詰 仁君	芳賀 道也君	浜野 喜史君	梅村みずほ君
辻元 清美君	野田 国義君	広田 一君	福山 哲郎君
三上 えり君	水野 素子君	森本 真治君	横沢 高德君
秋野 公造君	石川 博崇君	窪田 哲也君	里見 隆治君
下野 六太君	高橋 次郎君	竹内 真二君	谷合 正明君
西田 実仁君	三浦 信祐君	矢倉 克夫君	山口那津男君
横山 信一君	青島 健太君	石井 章君	猪瀬 直樹君
片山 大介君	串田 誠一君	高木かおり君	藤巻 健史君
松野 明美君	山口 和之君	磯崎 哲史君	川合 孝典君
田村 まみ君	堂込麻紀子君	浜口 誠君	舟山 康江君
大野 泰正君			
反対者氏名			
神谷 宗幣君	寺田 静君	長浜 博行君	宮口 治子君
鈴木 宗男君	ながえ孝子君	平山佐知子君	
一九名			
井上 哲士君	岩渕 友君	吉良よし子君	小池 晃君
仁比 聡平君	山添 拓君	木村 英子君	山本 太郎君
高良 鉄美君	浜田 聡君		
〔参照〕			
六月四日議長において、左のとおり議席を変更した。			
二二	石井 苗子君	二二	猪瀬 直樹君
二四			

